

# 第1章 総 則

## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、台風や豪雨による過去の大規模な災害の経験を教訓として、原村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため次の事項を定め、総合的かつ計画的、効率的な防災対策を推進することにより、かけがえのない地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 村、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ相互に連携する体制
- (2) 村災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防及び自主防災組織の育成整備に関する計画
- (3) 気象予報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、水防、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他災害対策に必要な計画

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき原村防災会議が作成する「原村地域防災計画」の「風水害等対策編」として、大規模な風水害等に対処すべき事項を中心に定める。

なお、この計画は、「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は、「長野県地域防災計画」に準じる。

### 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定される事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていく。

資料編	・原村防災会議委員名簿 (P. 1305) ・原村防災会議条例 (P. 1311)
-----	--

## 第2節 防災の基本方針

1 防災対策を実施するにあたって、次の3段階を基本とし、村、県、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策を講じる。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組みあわせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じる。

- (1) 高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）や女性を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じる。また、3日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。

4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 原村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
原村	(1) 原村防災会議及び原村災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び災害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること。 (8) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

#### 2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事
(3) 関東信越厚生局	ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事 イ 関係機関との連絡調整に関する事
(4) 関東農政局 (長野県拠点)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病虫害の防除に関する事 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
(5) 中部森林管理局	ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 ウ 災害応急対策用材の供給に関する事
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関する事 ウ 被災中小企業の振興に関する事
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事
(8) 関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関する事
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事
(11) 東京航空局 (東京空港事務所、 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事

(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては発生した断層運動による地震動に限る） 及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関するこ と。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局 用機器の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主防災体制の確保に関すること。
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 （ア）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （イ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （ウ）関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 （ア）応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 （イ）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （ウ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （エ）所管施設の緊急点検の実施 （オ）緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急 対策の実施
(16) 中部地方環境事 務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する こと。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。

#### 4 諏訪広域消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	(1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 各種災害別の警戒・防ぎょ活動に関すること。 (3) 人名の救助及び避難誘導に関すること。 (4) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (5) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (6) その他の災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

#### 5 長野県警察本部(茅野警察署、原村警察官駐在所)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県警察本部 (茅野警察署、原村警 察官駐在所)	(1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。 (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。 (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (4) 遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること。

#### 6 陸上自衛隊(第13普通科連隊)

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関するこ と。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便株式会社 信越支社 (原郵便局)	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務 取扱い及び援護対策等に関する事 イ 災害時における窓口業務の確保に関する事
(2) 電気通信事業者 (東日本電信電話 株式会社(長野支 店)、株式会社N T Tドコモ(長野 支店)、K D D I 株式会社、ソフト バンク株式会社、 楽天モバイル株式 会社)	ア 電気通信設備の保全に関する事 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関する事
(3) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事 イ 損傷通貨の引換えに関する事
(4) 日本赤十字社 (長野県支部)	ア 医療、助産等救助、救護に関する事 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事 ウ 義援金の募集に関する事
(5) 日本放送協会 (長野放送局)	災害情報等広報に関する事
(6) 日本通運株式会社 (長野支店)	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する 事
(7) 中部電力パワーグ リッド株式会社 (諏訪営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関する事 イ 電力の供給に関する事
(8) 中日本高速道路株 式会社	中央自動車道の防災に関する事

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) アルピコ交通株式 会社	災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事
(2) 公益社団法人長野 県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関する 事
(3) 放送事業者 (信越放送株式会 社、株式会社長野 放送、株式会社テ レビ信州、長野朝 日放送株式会社、 長野エフエム放 送株式会社、エル シーブイ株式会 社)	気象予報及び警報・注意報その他、災害情報等広報に関する事
(4) 長野県情報ネット ワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関する事

(5) 一般社団法人長野県医師会、一般社団法人長野県歯科医師会、公益社団法人長野県看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(6) 社団法人長野県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(7) 一般社団法人長野県LPGガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(8) 一般社団法人長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 信州諏訪農業協同組合	ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。 カ 応急生活物資の確保・供給に関すること。
(2) 諏訪森林組合	ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
(3) 原村商工会	ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
(4) 一般社団法人諏訪郡医師会、一般社団法人諏訪歯科医師会、一般社団法人諏訪薬剤師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(5) 一般社団法人諏訪薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
(8) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(9) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(11) 原村消防団	ア 情報収集・伝達に関すること。 イ 災害等にかかる警戒防ぎょ活動に関すること。 ウ 避難誘導に関すること。

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	エ 消防・水防活動に関すること。 オ 被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関すること。
(12) 社会福祉協議会、区長会等	ア 村が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。 ウ 災害ボランティア及び災害派遣福祉チーム（DWA T）に関すること。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

## 第4節 防災面からみた原村の概要

### 第1 自然的条件

#### 1 村域

本村の村域は、次のとおりである

東 西	16.2km	南 北	5.9km
面 積	43.26km <sup>2</sup>		

#### 2 地勢

原村は、長野県諏訪盆地の南東、八ヶ岳西麓のなだらかな高原に位置し、阿弥陀岳（2,805m）を頂点として東西に細長く広がっている。自然環境に大変恵まれており、約45%が森林、約27%が農用地からなる。また、東に八ヶ岳連峰、北に蓼科山、北西に諏訪湖、そのはるか後方に北アルプスを望む。住民生活の中心地は標高900～1,300mで、北と西は茅野市、南は富士見町に接している。

#### 3 地質

標高2,000m～3,000mにもなる八ヶ岳連峰の山麓は、数百万年の歴史を持つ火山群の軽石流や泥流が堆積して作られ、水はけの良い地質となっている。村の全域にわたって火山灰土壌であるが、一部、沢地に沖積層土壌がある。

#### 4 気象

本村の気象は内陸性の性質を表しており、気温の高低差が激しい点が特徴である。夏期は冷涼な気候だが、冬期は寒さが厳しく、零下15℃～17℃にもなる。また、降霜期が10月中旬～5月中旬と7か月に及ぶこともある。

初雪は11月下旬で、根雪期はおおよそ3か月に及ぶが、積雪は多いときで30cmと少ない。極寒期の12月～2月には40cm～50cm凍上する。

気温は年最高で32℃前後、最低で-15℃前後で、年平均9℃前後。降水量は年間を通じて少なく、年に1,300mm前後、平均湿度は70%台であるが、過去には雨、異常低温が続き、長雨・日照不足など悪天候による被害が出たこともある。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口

村の人口の推移は次のとおりである。人口は、昭和50年から現在まで増加している。世帯数も増加し続け、それに伴い1世帯あたりの人口は減少を続け、核家族化を示している。

年	世帯数	人口			1世帯あたり人口 (人)
		男	女	計	
昭和50年	1,447	2,763	2,962	5,725	4.0
平成2年	1,743	3,231	3,271	6,502	3.7
平成7年	1,946	3,412	3,593	7,005	3.6
平成12年	2,138	3,557	3,650	7,207	3.4
平成17年	2,401	3,669	3,787	7,456	3.1
平成22年	2,568	3,712	3,861	7,573	2.9
平成27年	2,673	3,717	3,849	7,566	2.8

令和2年	2,895	3,771	3,909	7,680	2.7
------	-------	-------	-------	-------	-----

## 2 産業

### (1) 農林業

本村は、高冷地特有の冷涼な気候と日照時間の長さを利用し、セルリーをはじめとする高原野菜や、花き類を中心に、米、畜産、きのこ類の生産を行っている。

また、森林面積は総面積の45%にあたる1,936haである。

### (2) 商業

村の商業は、経営規模が1～4人の零細が多数で、消費人口規模が少なく、地域が散在している。消費行動は多目的化・多様化し、近距離の大型店や専門店へ流出している状況にある。

### (3) 工業

原村の工業は、そのほとんどが零細企業である。工場数、従事者数ともに平成28年から横ばいとなっています。

### (4) 観光

八ヶ岳中央高原は、早くから避暑地として開けていた。八ヶ岳中央高原に位置する八ヶ岳自然文化園、八ヶ岳美術館、もみの湯、樫の木荘などは、自然と文化両面での観光が楽しめ、避暑客、観光客の出入りが多い。また、観光資源となるペンションビレッジは、日本一の規模といわれ、若者や家族連れでにぎわっていたが、近年は観光客が減少してきている。

## 3 交通

### (1) 道路

茅野北杜韮崎線が横断し、各集落を結ぶ県道が他市町へ連絡している。ほ場整備事業も完了し、村内の交通環境が大幅に変わりつつある。特に、集落内を通過する村道丸山菖蒲沢線において、交通量の増加が顕著である。国道はなく、村内西部に中央自動車道が走っている。

## 4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化により、災害に対する対応力の低下が窺われ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。特に、次に掲げるような事項については十分な対応を図るよう努める。

(1) 八ヶ岳中央高原の山林地帯の居住者が増加しているため、災害時の連絡、救助手段等の整備をすすめるほか、防災に配慮した土地利用を進め、危険地域等の情報公開、建築物等の安全確保策を講じるよう努める。

(2) 高齢者（特に独居老人）、障がい者、外国籍住民等の要配慮者の増加がみられる。要配慮者に対しては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、特別な配慮が必要である。

(3) ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

(4) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

### 第3 災害の記録

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
水害	明治31年	集中豪雨により弓振川氾濫 御小屋山南側が崩れにより 大量の雨がたまり、ため池状態 となり、それが一度に決壊して 大洪水となる。	家屋 田畑	柳沢 大久保	家屋流失 床上浸水 床下〃 道路決壊 田畑流出 (詳細不明)
大火災	明治40年 4月26日 (金) 午前 11時30分 天候 晴	取り灰の不始末 (一説に子供の火遊び)	中新田 住宅 寺院 土蔵 他 八ッ手 家屋	中新田 家屋	南風が強く北方に向 かって延焼、正午頃 には十数戸に延焼 家屋全焼 116棟 被害額 50,400円 寺院全焼 3棟 被害額 25,000円 土蔵全焼 47棟 被害額 14,100円 土蔵半焼 36棟 被害額 5,400円 隠宅及び蚕室 28棟 被害額 4,200円 雑建物全焼 177棟 被害額 6,195円 焼死者 2人 家畜被害(馬) 2頭 被害額 50円 損害額計 105,345円
冷害	昭和28年 7月25日	異常気象	全 村	全 村	水田被害 630ha
水害	昭和34年 8月15日	台風第7号の豪雨により弓振 川氾濫 降水量 147.8ミリ (試験地調) { 13日 38.0ミリ 14日 101.0ミリ (AM8~9) 15日 8.8ミリ 風力 9 南東 20~24m/sec	堤防決壊 田畑 山林 原野 流失	柳沢 大久保	重傷者 1人 行方不明 1人 家屋流失 6戸 〃全壊 2戸 〃半壊 88戸 床上浸水 2戸 床下〃 50戸 土木関係被害 263,500千円 耕地〃 48,330千円 林務〃 42,000千円 農作物〃 75,000千円

風水害対策編 第1章第4節  
防災面からみた原村の概要

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
風 害	昭和34年 9月27日	台風第15号（伊勢湾台風）に より雨を混えた強風 平均風速 20m/sec 瞬間最大風速 35m/sec 9月21日～9月30日 降水量 121.1ミリ （試験地調） 9月26日PM7～ 9月29日AM3 風力9 南西 9月26日 降水量 82.5ミリ	家 屋	全 村 特に ハッ手 柳 沢 中新田	家屋（屋根をとばされ たもの） 63戸 家屋半壊 603戸 土木関係 13,000千円 耕地〃 15,000千円 林務〃 29,000千円 農作物〃 45,000千円 小学校体育館大破 20,000千円
水 害	昭和36年 6月29日	集中豪雨による洪水降水量 6月29日 96.0ミリ 6月25日～6月29日 約320ミリ	農業用施設 農 地 橋 梁	全 村	床上浸水 30戸 床下〃 180戸 土木関係 48,100千円 耕地〃 67,500千円 林務〃 450千円 農作物〃 30,000千円
凍 霜 害	昭和39年 5月16・ 27日	異常気象 5月16日 2℃ 5月27日 0℃ （試験地調）	桑 園 馬 鈴 薯 トウモロコシ	全 村	桑園の被害により夏 蚕の飼育が半分以上不 可能となった
干 害	昭和39年 5月1日 ～6月5日	異常気象 降水量 5月11日 150ミリ 5月16～20日 2ミリ 5月21～25日 1.4ミリ 5月26～31日 0ミリ 6月1～5日 0.2ミリ	水 田	全 村	水不足で代かきがで きず、水騒動が起きた
火 災	昭和39年 7月29日	落雷 3ヶ所	柳 沢 払 沢	清 水 宅 役 場	柳沢、ハッ手、中新 田、払沢、室内停電と なる
風 害	昭和47年 9月16日	台風第20号による雨混じりの 風害	家 屋 農 作 物	全 村	家屋被害 全 壊 14件 半 壊 98件 一部破損 364件 被害額 130,600千円 作物関係被害 水 稻 20ha 被害額 1,562千円 疎菜類 36ha 被害額 12,645千円 花き類 12ha 被害額 14,696千円 その他 被害額 8,526千円 合計 168,029千円

風水害対策編 第1章第4節  
防災面からみた原村の概要

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
冷害	昭和51年	雨から異常低温続き長雨・日照不足など悪天候による被害	農作物	全村	被害額 水稲 242,250千円 果菜・野菜類 128,300千円
干害	昭和53年	異常気象 降水量 6月30日～9月2日 85.8mm (平年の4分の1)	農作物	全村	被害額 水稲 18,914千円 野菜 136,545千円 花き 3,579千円 その他 2,367千円
水害 及び 冷害	昭和57年 7月28日 ～8月2日 及び 昭和57年 7月～	集中豪雨及び台風第10号による雨害及び7月からの異常気象による冷害 (集中豪雨) 7月28日 降水量70～80ミリ (台風) 8月1日～8月2日 降水量150ミリ (冷害) 7月初旬から 低温、日照不足	河川 耕地 農作物	全村	(台風被害) 農政関係 農作物 134ha 被害額 158,411千円 施設 357戸 被害額 11,400千円 耕地関係 農地 328ヶ所 被害額 75,300千円 頭首工 71ヶ所 被害額 140,000千円 水路 177ヶ所 被害額 98,000千円 道路 13ヶ所 被害額 21,200千円 橋梁 3ヶ所 被害額 6,000千円 土木関係 河川 1,820m 被害額 189,400千円 道路 30km 被害額 21,600千円 林務関係 治山・林道4ヶ所 被害額 3,000千円 (冷害被害) 水稲 480ha 被害額 507,668千円 野菜 232ha 被害額 137,615千円 花き 被害額 25,610千円 (注) 台風被害を含む

風水害対策編 第1章第4節  
防災面からみた原村の概要

災害種別	災害年月日	災害原因	災害箇所	被害地域	被害状況
水害	昭和58年 5月17日 8月17日 9月28日	集中豪雨 日雨量99mm 連続雨量137mm 台風第5号 日雨量90mm 台風第10号 日雨量194mm			耕地関係 農地83箇所 55,222千円 農業用施設88箇所 409,975千円 土木関係 河川93箇所 293,500千円 橋梁4箇所 11,874千円 道路5箇所 7,468千円
冷害	平成5年	長雨、日照不足、低温などによる悪天候による被害	農作物	全村	水稲 456ha 被害額 498,629千円 野菜 282ha 被害額 331,278千円 花き 26.7ha 被害額 124,295千円
水害	平成18年 7月17日 ～7月19日 17日 18日 19日	集中豪雨災害 91mm 105mm 66mm			土木関係 河川9箇所 72m 40,000千円 道路11箇所 1,800m 5,000千円 耕地関係 農地 5箇所 6,269千円 農業用施設 5箇所 4,666千円
雪害	平成26年 2月14日 15日	豪雪災害 積雪量 41cm 積雪量 110cm	人的 農業用施設		死亡 1名 耕地関係 農業用施設 726箇所 936,682千円
水害	令和元年 10月11日 12日	集中豪雨災害 5.0mm 149.5mm	住宅 河川		家屋被害 家屋浸水 1戸 土木関係 河川6箇所12,600千円

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 風水害に強い村づくり

#### 第1 基本方針

本村は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い村づくりを行う。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

#### 第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による風水害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強い村づくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

#### 第3 計画の内容

##### 1 風水害に強い村土づくり

###### (1) 現状及び課題

本村は、急流河川、急傾斜地が多く、豪雨に際して土石流、氾濫等の被害にみまわれ、護岸崩壊や沿線の農地などへの被害が発生するおそれがある。

河川改修については、国・県などの関係機関と連携を図り、河川整備と安全の確保に努めてきたが、今後も、危険箇所の把握と河川管理に努め、治山事業と河川改修を推進する。

###### (2) 実施計画

ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

エ 風水害に強い村土の形成を図るため、次の事項に十分配慮し、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

(ア) 当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる大河川の整備、及び時間雨量50mmの降雨に対する河川の整備を推進する。

(イ) ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

(エ) 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観への配慮をする。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

カ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 2 風水害に強い村づくり

### (1) 現状及び課題

居住地の拡大及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、一層風水害に強い村づくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

#### ア 風水害に強い村づくり

(ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(イ) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設で災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(ウ) 土砂災害警戒区域の指定を受けた警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

(エ) 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

(オ) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(カ) 特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る村及び特定都市下水道の下水道

管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域治水対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

- (キ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- (ク) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- (ケ) 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強い村を形成する。
- a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
  - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
  - c 河川について築堤、河床掘削等の河道の整備の推進
  - d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制など地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
  - e 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項の確定
  - f 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置の実施
  - g 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な村土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
  - h 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者への周知
  - i 土砂災害のおそれのある箇所における砂防施設、急傾斜地防止施設等の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策の推進
  - j 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施

設、要配慮利用施設及び医療機関等に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

- k 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進

特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検の実施

- l 山地災害危険地区等における山地治山、防災林造成施設の整備
- m 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きい老朽ため池等の補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- n 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

#### イ 風水害に対する建築物等の安全性

- (ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
- (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (エ) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- (オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

#### ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) 上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (イ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

#### エ 災害応急対策等への備え

- (ア) 本編第3章、第4章に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築、災害対策本部組織の充実を図る。
- (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- (エ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (カ) 他の関係機関との連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (キ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ケ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

資料編	・ 村内危険箇所 (P. 1453)
	・ 砂防法による指定 (P. 1454)
	・ 土石流危険溪流 (P. 1454)
	・ 重要水防箇所一覧 (P. 1455)
	・ ため池一覧 (P. 1456)

## 第2節 災害発生直前対策

### 第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第3 計画の内容

#### 1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」別表「6 警報等伝達系統」により、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。

#### 2 避難誘導體制の整備

- (1) 村は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。
- (3) 村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。  
また、村は指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (4) 村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 村及び県は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (6) 村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や

交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(8) 村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。

(9) 村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

### 3 災害未然防止活動

(1) 村及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての県や近隣の地方自治体との連携体制の整備

(3) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

### 第1 基本方針

災害時においては各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 本村は既に防災情報を網羅したマップを作成している。今後、防災関連情報のデータベース化や地理情報システムの構築も図るよう努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報の収集、連絡体制の整備

##### (1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

##### (2) 実施計画

- ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施し、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。
- ウ 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内におけるネットワークの整備について研究する。
- エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- オ 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- カ 雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- キ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

#### 2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等災害関連情報の収集蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知に努める。また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整

理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

### 3 通信手段の確保

#### (1) 現状及び課題

災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

#### (2) 実施計画

ア 有線放送への加入促進を図るとともに、同報系防災行政無線の設置を検討する。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

エ 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 衛星携帯電話、移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ エルシーブイ株式会社との連携により、コミュニティエフエムを活用した災害緊急放送による住民への情報の提供を図る。また、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

### 4 安否情報の提供体制の整備

村は、安否情報の照会・回答手続及び照会者の範囲・確認方法を検討し、住民への周知を図る。

## 第4節 活動体制計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 職員の参集・活動体制

##### (1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### (2) 実施計画

ア 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

イ 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

ウ 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。

エ 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害における気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

#### 2 組織の整備

##### (1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、県及び市町村との相互応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化に努める。

(2) 実施計画

災害対策基本法第16条に基づき、原村防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

資料編	・原村防災会議委員名簿 (P. 1305)
	・原村防災会議条例 (P. 1311)

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災中枢機能を果たす施設の整備、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行う。

イ 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

機関名	施設名	所在地
災害対策本部設置施設	村役場庁舎	原村6549—1
物資輸送拠点	原村中央高原屋内ゲートボール場	原村17217—1729
	原村社会体育館	原村12087
災害対策用ヘリポート	樺の木荘グラウンド	原村17217—1729
	原小学校グラウンド	原村6585
	原中学校グラウンド	原村6656
村内医療機関	原村国保診療所	原村6649—3 (0266—79—2716)
	厚生連富士見高原医療福祉センター 中新田診療所	原村13221—2 (0266—70—1331)
	大槻医院	原村15739—2 (0266—79—7628)

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

ウ 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

資料編	・避難施設一覧 (P. 1435)
	・医療機関一覧 (P. 1447)
	・災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449)

## 第5節 広域相互応援計画

### 第1 基本計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関相互等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意する。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 3 県内消防本部による、消防相互応援協定に参加する。
- 4 県外他市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 村と県が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災関係機関相互の連携体制整備

##### (1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

##### (2) 実施計画

ア 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

イ 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

ウ 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

エ 村は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

#### 2 県内全市町村間の相互応援協定

##### (1) 現状及び課題

本村は、災害時における応援協力体制について県内全市町村が参加する「長野県市町村災害

時相互応援協定」及び、諏訪広域圏内市町村が参加する「諏訪広域市町村圏災害時の相互応援協定書」を締結している。

村は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

イ 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、本村が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。

ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

<p>資料編 ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)</li><li>・ 緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定書 (P. 1372)</li></ul>
--

3 県内消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

本村は、「長野県消防相互応援協定」に加盟し、南信地域に所属している。本協定の地域内市町村間の連携強化を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

ア 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

イ 各消防本部における、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

ウ 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

<p>資料編 ・ 長野県消防相互応援協定書 (P. 1328)</p>
-------------------------------------

4 県外他市町村との相互応援協定

(1) 現状及び課題

大規模災害発生時には、近隣市町村も同時に被災し、また、県内機関の機能が一時麻痺する可能性もあるため、宮城県南三陸町と「災害時における相互応援協定書」を締結した。他県等遠方の市町村との迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める必要がある。

(2) 実施計画

迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図れるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

<p>資料編 ・ 災害時における相互応援協定書 (宮城県南三陸町) P. 1406)</p>
--

5 公共機関及びその他事業者との応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、平常時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

資料編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の医療救護活動に関する協定書（諏訪郡医師会）（P. 1337）</li> <li>・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）（P. 1342）</li> <li>・原村と日本郵便株式会社原郵便局との包括連携に関する協定書（日本郵便株式会社原郵便局）（P. 1345）</li> <li>・災害時における相互協力に関する協定書（東日本電信電話株式会社）（P. 1346）</li> <li>・災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）（P. 1348）</li> <li>・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書（諏訪中央病院組合）（P. 1351）</li> <li>・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（信州諏訪農業協同組合）（P. 1357）</li> <li>・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（茅野市諏訪郡歯科医師会）（P. 1362）</li> <li>・災害時における応急措置に関する協定書（原村建設事業共同組合）（P. 1367）</li> <li>・災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ株式会社）（P. 1369）</li> <li>・災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書（長野県建築士会諏訪支部）（P. 1376）</li> <li>・災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング株式会社）（P. 1378）</li> <li>・災害時における応援協力に関する協定書（諏訪生コン協同組合）（P. 1385）</li> <li>・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（長野県石油商業組合、同諏訪支部）（P. 1387）</li> <li>・災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書（長野LP協会諏訪支部、長野県LPガス協会）（P. 1389）</li> <li>・災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書（日本建設機械レンタル協会長野支部）（P. 1392）</li> <li>・災害等発生時における遺体搬送に関する協定書（全国霊柩自動車協会、長野県トラック協会霊柩部会）（P. 1395）</li> <li>・大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定（東日本旅客鉄道株式会社）（P. 1398）</li> <li>・災害時における災害救助犬出動に関する協定書（救助犬訓練士協会）（P. 1402）</li> <li>・防災・減災に関する応援協定（日本財団）（P. 1408）</li> <li>・大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定（学校法人中野学園）（P. 1410）</li> <li>・災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書（興亜化成株式会社、HARIO株式会社）（P. 1413）</li> <li>・災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書（中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所）（P. 1416）</li> </ul>
-----	--

6 村と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と村は「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域活動拠点の確保

(1) 現状及び課題

県は、大規模災害時において、国及び他県等から広域的な人的、物的支援を円滑に受け入れ、被災市町村に迅速かつ確実に送り届けるため、長野県広域受援計画を策定し、広域防災拠点の具体的な施設の選定や運用について広域防災拠点計画を定めた。

この広域防災拠点計画は、県内の情勢の変化や、広域防災拠点施設の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していく。

広域防災拠点（諏訪ゾーン・諏訪広域）

拠点の種類	施設名	所在地	管理者
・救助活動拠点 ・航空搬送拠点 ・広域物資輸送拠点	茅野市運動公園 陸上競技場 茅野市運動公園	茅野市玉川 500 番地	茅野市
・救助活動拠点 ・航空搬送拠点	赤砂崎公園	下諏訪町字赤砂崎10944番地	下諏訪町
・救助活動拠点	鳥居平やまびこ公園	岡谷市字西山	岡谷市
・救助活動拠点	岡谷湖畔公園	岡谷市湖畔一～三丁目、湊一・二丁目、南宮三丁目	岡谷市
・広域物資輸送拠点	岡谷市民総合体育館	岡谷市南宮 3-2-1	岡谷市
・進出拠点 ・備蓄拠点	諏訪地域振興局	諏訪市上川 1-1644-10	諏訪地域振興局
・航空搬送拠点	諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り5丁目11番50号	諏訪赤十字病院

(2) 実施計画

ア 村は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

イ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

別表

相互応援協定等締結状況

協定名	締結年月日	締結機関	締結内容
長野県市町村災害時相互応援協定	H8. 4 / 1	県内全市町村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資等の提供及びあっせん <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資</li> <li>・救援及び救助活動に必要な車両等</li> <li>・ごみ、し尿処理のための車両及び施設</li> <li>・被災者の一時収容のための施設</li> <li>・火葬場</li> </ul> </li> <li>2 人員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護及び応急措置に必要な職員</li> <li>・消防団員</li> </ul> </li> <li>3 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置</li> <li>・ボランティアのあっせん</li> <li>・児童・生徒の受入れ</li> </ul> </li> <li>4 1～3に掲げるもののほか、特に要請のあった事項</li> </ol>
諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書	H7. 8 / 22	構成6市町村 (岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の救助並びに医療機関及び防疫施設の応急復旧等に必要な資器材又は物資の提供</li> <li>2 生活必需品及びその補給に必要な資器材の提供</li> <li>3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>4 救助及び応急復旧に必要な職員等の応援</li> <li>5 1～4に定めるもののほか、特に要請がある事項</li> </ol>
長野県消防相互応援協定書	H8. 2 / 14	県内全消防本部 (一部事務組合、広域連合を含む。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防応援</li> <li>2 救助応援</li> <li>3 救急応援</li> <li>4 その他の応援</li> </ol>
災害時の医療救護活動に関する協定書	H8. 4 / 1	原村、諏訪郡医師会	<p>医療救護班の編成及び派遣 〔医療救護班の任務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病者の収容医療施設への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>・傷病者に対する応急処置</li> <li>・死者の検案</li> <li>・その他必要な処置</li> </ul>
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	H15. 3 / 25	原村、茅野市諏訪郡歯科医師会	<p>歯科医療救護班の編成及び派遣 〔歯科医療救護班の任務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科傷病者の収容歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定</li> <li>・歯科傷病者に対する応急処置</li> <li>・死体の確認及び検案</li> <li>・その他必要な処置</li> </ul>

風水害対策編 第2章第5節  
広域相互応援計画

災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約書	H12. 4 / 1	原村、諏訪中央病院組合	災害用備蓄医薬品及び医療器財の調達保管業務について
災害用備蓄医薬品の補充に関する覚書	H18. 2 / 1	原村、諏訪中央病院組合	保管する薬品の使用期限切れに係る報告及び薬品の補充並びにその費用負担について
災害時における応急措置に関する協定書	H17. 2 / 1 H27. 6 / 1	原村、原村建設事業共同組合	災害時における人員、資機材等、応急対策への協力
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	H10. 12 / 15	原村、信州諏訪農業協同組合	災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する事項の協力
原村と日本郵便株式会社原郵便局との包括連携に関する協定書	R 3. 3 / 10	日本郵便株式会社原郵便局	1 安全・安心な暮らしの実現に関すること 2 地域経済活性化に関すること 3 未来を担う子どもの育成に関すること 4 その他、地方創生に関すること
原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	H18. 10 / 23	原村、エルシーブイ株式会社	災害時における緊急放送
緊急時における岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町及び原村の水道応急連結管に関する協定	H19. 8 / 24	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	災害時における応急給水のための連結管設置
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	H30. 10 / 31	原村、一般社団法人長野県建築士会諏訪支部	村の指定する避難施設に対して、応急危険度判定の実施
災害時における救援物資提供に関する協定書	H23. 2 / 16	原村、北陸ココ・コーラボトリング株式会社	災害時における救援物資提供及びメッセージボード搭載自動販売機の運用による災害時の飲料等供給・情報提供
災害時における救援物資提供の実施に関する覚書	H23. 9 / 16	原村、北陸ココ・コーラボトリング株式会社	メッセージボード搭載型の地域貢献型自動販売機の管理等について
災害発生時の情報交換に関する協定	H23. 4 / 11	原村、国土交通省関東地方整備局	災害発生のおそれがある場合、災害時における相互の情報交換及び情報交換員の派遣
災害時における応援協力に関する協定	H24. 11 / 28	諏訪生コン協同組合	消火用水及び資材用砂・砂利等の供給、重機（オペレーター付）の提供、無線車による連絡網の確保、工場敷地の提供
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	H25. 3 / 28	長野県石油商業組合、長野県石油商業組合諏訪支部	緊急車両等への優先給油、指定施設への優先提供、物資の供給及び要員の動員、一時休憩所としての施設の提供等
諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定	H26. 3 / 20	諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会	被災した市町村等に対する医療救護の応援活動
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	H26. 3 / 26	原村、長野LP協会諏訪支部、長野県LPガス協会	LPガスに係る保安の確保、避難所・公共施設等災害対策上重要な施設・応急仮設住宅に対するLPガスの供給に関する協力
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	H27. 3 / 27	原村、日本建設機械レンタル協会長野支部	応急対応に必要な資機材のレンタルに関する協力

災害等発生時における遺体搬送に関する協定	H28. 3 / 18	原村、全国霊柩自動車協会、長野県トラック協会霊柩部会	霊柩自動車による遺体搬送に関すること
大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	H28. 3 / 18	原村、東日本旅客鉄道株式会社	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関すること
災害時における災害救助犬出動に関する協定	H28. 3 / 25	原村、特定非営利活動法人救助犬訓練士協会	災害時における災害救助犬出動に関すること
災害時における相互応援協定	H28. 5 / 2	原村、宮城県南三陸町	災害時における相互応援
防災・減災に関する応援協定	H29. 3 / 17	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、公益財団法人日本財団	防災・減災対策の実施に関すること
大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	H29. 3 / 30	原村、国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互協力に関すること
長野県防災行政無線の管理運用に関する協定	H30. 3 / 16	原村、長野県	役場内の長野県防災行政無線設備の設置、管理及び運営に関すること
災害時における避難所等施設利用に関する協定	H30. 5 / 1	原村、学校法人中野学園	災害時における施設利用に関すること
災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定	H30. 7 / 12	原村、興亜化成株式会社、HARIO株式会社	災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関すること
災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	H31. 3 / 22	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー諏訪営業所	災害時における電力供給等の相互連携協定に関すること
災害に係る情報発信等に関する協定	R 1. 11 / 1	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関すること。
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	社会福祉法人誠心会	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	有限会社宅幼老所とみさと	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	社会福祉法人ひなたぼっこ	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること

風水害対策編 第2章第5節  
広域相互応援計画

災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定	R 2. 3 / 18	社会福祉法人りんどう信濃会	災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関すること
災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	R 2. 3 / 23	大栄環境株式会社	災害廃棄物等の処理に関すること
災害時における相互協力に関する協定書	R 3. 3 / 19	東日本電信電話株式会社	災害時における相互協力に関すること
災害時における物資供給に関する協定	R 4. 3 / 29	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関すること
災害時の医療救護についての協定書	R 4. 7 / 25	一般社団法人長野県助産師会諏訪地区	災害時における医療救護に関すること
災害時における物資供給に関する協定書	R 4. 12 / 19	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関すること
災害時における物資支援協力に関する協定書	R 5. 7 / 5	イオンリテール株式会社	災害時における物資支援協力に関すること

## 第6節 救助・救急・医療計画

### 第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、原村国保診療所をはじめとする村内医療機関及び諏訪中央病院と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、災害の規模によっては、県計画の二次医療圏の地域災害医療センター（諏訪赤十字病院）等へ協力を依頼する。

この他、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関とともに正確に把握できるよう連絡体制の整備を行う。

### 第2 主な取組み

- 1 救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 原村国保診療所を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 救助・救急用資機材の整備

##### (1) 現状及び課題

本村においては、救助救急車両の整備及び運行は諏訪広域連合として進めている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。

消防団及び自主防災組織を中心とする、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

イ 大規模・特殊災害に対応できるような高度な技術・資機材を有する救助隊の整備、救急救命士の計画的配置の推進に努める。

ウ 消防団詰所、公民館に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自治会を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

## 2 医療用資機材等の備蓄

### (1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、「災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書」に基づき諏訪中央病院組合に保管業務の委託を行っている。村は、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制の確保について、諏訪中央病院組合とあらかじめ協議を図る必要がある。

### (2) 実施計画

ア 諏訪中央病院組合における備蓄医薬品の品目・数量について、災害時に対応できる適正備蓄量であるかを随時検討し、必要に応じて充足を図る。また、定期的な在庫確認を行う。

資料編 ・ 災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1351) ・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)
---

イ 近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

ウ 診療所等における医療品等の備蓄を図る。

## 3 災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心とした災害医療支援体制の整備

### (1) 実施計画

災害拠点病院（諏訪赤十字病院）を中心に、各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

## 4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

### (1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

### (2) 実施計画

ア 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、原村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

(ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等

(イ) 最先到着隊による措置

(ウ) 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

(エ) 応急救護所の設置基準、編成、任務等

(オ) 各活動隊の編成、任務等

(カ) 消防団の活動要領

(キ) 通信体制

(ク) 関係機関との連携

- (ケ) 報告及び広報
- (コ) 訓練計画
- (サ) その他必要と認められる事項

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

エ 関係機関の協力を得て、原村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の医療救護活動に関する協定書（諏訪郡医師会）（P. 1337）</li><li>・諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）（P. 1342）</li><li>・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書（諏訪中央病院組合）（P. 1351）</li><li>・災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（茅野市諏訪郡歯科医師会）（P. 1362）</li></ul>
--

## 第7節 消防・水防活動計画

### 第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

### 第3 計画の内容

#### 1 消防計画

##### (1) 現状及び課題

令和3年1月1日現在の本村の消防体制は、諏訪広域消防本部及び消防団が4分団、消防団員定数200名である。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村消防計画の作成、修正及びこの計画の実施が必要である。

##### (2) 実施計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

#### ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の確保を図るとともに、その近代化を促進するため、各分団管理の小型動力ポンプ等の旧式からの更新により、消防力の強化を図る。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

#### イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の指針」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

エ 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から諏訪広域消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

オ 火災予防

(ア) 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及・啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイド等禁水性物質の浸水による発火

カ 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

キ 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないこ

とが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

ク 住民及び自主防災組織が実施する計画

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲置きの実施等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本村は44.8%が森林であり、なだらかな高原状の地形を有しているが、河川は急峻で川幅が少ないため、集中豪雨や台風通過時の際には弓振川をはじめとする河川の上流に山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい特性を持っている。

こうした状況にかんがみ、大規模災害に対しては、初動体制等の整備、相互応援体制の整備及び住民等による水害予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した村水防計画の作成、修正及びこの計画の実施に努める。

(2) 実施計画

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

ア 消防団の確立・整備

イ 水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項

(ア) 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

エ 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

オ 河川ごとの水防工法の検討

カ 居住者への立退きの指示体制の整備

キ 洪水時等における水防活動体制の整備

ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

ケ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

コ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

サ 水防訓練の実施（年1回以上）

(ア) 水防技能の習熟

(イ) 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及・啓発

(ウ) 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

タ 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

ア 浸水想定区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施

設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

資料編	・水防倉庫備蓄資材一覧 (P. 1440)
	・重要水防箇所一覧 (P. 1455)

## 第8節 要配慮者支援計画

### 第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域による養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策の一層の充実を図る。

また、近年、要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、「災害時住民支え合いマップ」の整備による支援協力体制の確立や、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 2 社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 4 要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 要配慮者支援計画の作成

##### (1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 避難行動要支援者名簿の作成

村は、総務課や保健福祉課など関係課の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (ア) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は次の事項に該当する者とする。

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- c 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 上記以外で村、区及び自治会が支援の必要を認めた者

(イ) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

また、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

イ 個別避難計画作成の努力義務

村地域防災計画に基づき、総務課や保健福祉課などの関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供

村は、村地域防災計画に定めるところにより、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

なお、避難支援等関係者は、区長・自治会長及び民生・児童委員とし、当該名簿の提供を

受けた避難支援等関係者は、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 要配慮者支援計画の作成

村における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

オ 避難行動要支援者の移送計画

村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

カ 個別避難計画の事前提供

村は、村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、村の条例に定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

キ 避難行動要支援者への配慮

村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ク 地区防災計画との調整

村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、アイリス、さくらの等の社会福祉施設との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難施設の整備

災害時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ 避難所における要配慮者支援体制の整備

村は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、県の災害派遣福祉チーム（DWA T）を受け入れられる体制を整備し、保健医療関係機関と連携して要配慮者への支援体制の整備に努める。

オ 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を促進する。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア団体や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者についても状況把握に努める。

キ 要配慮者の態様に配慮した「災害時住民支え合いマップ」の策定

要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、要配慮者の個々の態様に配慮した「災害時住民支え合いマップ」を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

なお、「災害時住民支え合いマップ」の策定にあたっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、区（自治会）、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

ク 「災害時住民支え合いマップ」等の活用

「災害時住民支え合いマップ」については、村防災・福祉担当及び自主防災組織や要配慮者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

ケ 災害発生時等の支援協力体制の整備

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民（区長・自治会長）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

3 社会福祉施設等対策

(1) 現状及び課題

本村においては、原村地域福祉センター、はらむら悠生寮、アイリス、さくらの、原村社協地域活動支援センター等の社会福祉施設を有する。これらの施設の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時におけ

る迅速かつ的確な対応を行うための職員等による組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講じる必要がある。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 (P. 1301)

(2) 実施計画

ア 非常災害時の整備

村及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

イ 防災設備等の整備

村は、社会福祉施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの整備を図る。

ウ 組織体制の整備

村は、社会福祉施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの整備を図る。

エ 防災教育・防災訓練の実施

村は、社会福祉施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの充実強化を図る。

オ 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

カ 応援体制及び受援体制の整備

村は、社会福祉施設の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出勤等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導する。

社会福祉施設等においては、村及び県の指導の下に、これらの整備を図る。

キ ホテル・旅館等の確保

村は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるように

調整や協定の締結等に努める。

#### 4 外国籍住民、外国人旅行者、観光客対策

##### (1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 外国籍住民の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

###### イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

観光客や外国籍住民に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

###### ウ 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

###### エ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

###### オ 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

###### カ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

本村区域内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等の整備を図る。

## 第9節 緊急輸送計画

### 第1 基本方針

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

### 第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急交通路確保計画

##### (1) 現状及び課題

本村の道路は、茅野北杜葦崎線が横断し、各集落を結ぶ県道が他市町へ連絡している。ほ場整備事業もおおむね完了しているが、今後さらに現道路の防災対策を促進するとともに、災害時は警察と連携して、適切な交通規制によって効率的な運用を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

茅野警察署と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

資料編 ・災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449) ・緊急確保路線 (P. 1449)
--

#### 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

##### (1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

##### (2) 実施計画

ア ヘリポート等を資料編に掲げる場所に設定する。なお、これらの施設は、すべて避難所に指定されているため、エリアの区分けをしておく。

イ 自らが被災した場合は勿論、隣接市町が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

ウ 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

### 3 輸送体制の整備計画

#### (1) 現状及び課題

大規模な災害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

#### (2) 実施計画

ア 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を整備する。

イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

ウ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

### 4 緊急通行車両の事前確認事務

#### (1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、二次災害を防止するためにも、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が、円滑・迅速に実施され、応急対策車輛が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておくことが必要である。

#### (2) 実施計画

災害時の円滑な緊急輸送を行うため、緊急輸送車両等の事前届出事務を行う等、緊急通行車両の確認体制を確立する。

資料編 ・ 緊急輸送車両確認申出書及び標章 (P. 1451)

## 第10節 障害物の処理計画

### 第1 基本計画

法面の崩壊、河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて放置車両等の障害物により、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

### 第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な技術者を確保する体制を整備する。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき基幹道路の管理は、県又は村が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

#### 2 実施計画

- ア 建設事業協同組合と協議し、体制を整備する。
- イ 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害除去対策の整備を図る。
- ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- エ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。

## 第11節 避難収容活動計画

### 第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講じることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合には、危険区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所・指定避難所の確保等を図る。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

### 第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所・指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 避難計画の策定

##### (1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想されるため、きめ細かな避難計画が必要とされる。

##### (2) 実施計画

##### ア 避難指示及び高齢者等避難の基準の策定等

##### (ア) 高齢者等避難伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難指示のほか、一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

(イ) 避難指示及び高齢者等避難の類型

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがある状況</li> <li>・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難する</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが高い状況</li> <li>・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者等は危険な場所から全員避難する</li> <li>・「立退き避難」を基本とし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能</li> </ul>

(ウ) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(エ) 村及び県は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

(オ) 村及び地域振興局は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚、知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

(カ) 保健所(長野県健康観察センター)は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

(キ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、村は、突発災害等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等(自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一の建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。)の確保に努める。また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努める。

イ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

(イ) 高齢者等避難を伝達する判断基準及び伝達方法

(ウ) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

- (エ) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
- (オ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - a 給食措置
  - b 給水措置
  - c 毛布、寝具等の支給
  - d 衣料、日用品の支給
  - e 負傷者に対する救急救護
- (カ) 指定避難所の管理に関する事項
  - a 避難の受入の秩序保持
  - b 避難住民に対する災害情報の伝達
  - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - d 避難住民に対する各種相談業務
- (キ) 広域避難地等の整備に関する事項
  - a 収容施設
  - b 給水施設
  - c 情報伝達施設
- (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平常時における広報	災害時における広報
<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙、掲示板、パンフレット等の発行</li> <li>○住民に対する巡回指導</li> <li>○防災訓練等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有線放送、広報車による周知</li> <li>○避難誘導員による現地広報</li> <li>○区（自治会）を通じた広報</li> </ul>

#### ウ 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者の所在、支援の要否等の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

- (ア) 所在、支援の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び避難行動要支援者の行動計画
- (カ) 個人情報の保護に配慮した情報提供手段
- (キ) 配慮すべき救護・救援対策
- (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、避難行動要配慮者利用施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

また、村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

エ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

オ 住民が実施する計画

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

- a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
  - ① 指定緊急避難場所への立退き避難
  - ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
  - ③ 「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか  
(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- c 家の中でどこが一番安全か
- d 救急医薬品や火気などの点検
- e 幼児や高齢者の避難はだれが責任を持つか
- f 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路はどこにあるか
- g 避難するとき、だれが何を持ち出すか、非常持出し袋はどこに置くか
- h 家族間の連絡方法と最終的に落ちあう場所をどこにするか
- i 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

カ 企業等において実施する計画は次の通りとする。

(ア) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄に努める。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性の確保及び要配慮者に配慮した、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、指定緊急避難場所、指定避難所として指定した建築物には、災害時における避難生活

を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア 指定避難場所・指定避難所を指定し、「村地域防災計画」に明記しておく。

イ 次に掲げる事項に留意のうえ、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定を行う。

(ア) 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）を選ぶこと。

(イ) 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の安全性に特に配慮すること。

(ウ) 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。

(エ) 上記をもとに、指定緊急避難場所、指定避難所の適正配置について十分留意すること。

ウ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

エ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

オ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

カ 村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

キ 村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ク 学校を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議しておく。

ケ 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と避難場所の相互提供等について協議しておく。

コ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

また、避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生・感染症予防活動」を踏まえ、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から総務課と保健福祉課が連携し、検討するよう努める。

サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携

帯電話等通信機器の他、空調、洋式トイレ等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

シ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

ス 指定緊急避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド」という。）、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

セ 指定緊急避難場所・指定避難所（避難路）の住民への周知徹底に努める。

ソ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、指定避難所では生活が困難な避難行動要支援者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。

なお、災害発生時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

タ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

チ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所・指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。

ツ 長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和2年7月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

テ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ト 他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

資料編 ・ 避難施設一覧 (P. 1435)
------------------------

### 3 住宅の確保体制の整備

#### (1) 現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

#### (2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所・指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。
- エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 周辺市町村から要請のあった場合、利用可能な公営住宅等の情報を提供する。

#### 4 学校における避難計画

##### (1) 現状及び課題

風水害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園、保育所（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長等は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

##### (2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即した適切な避難対策をたてておく。

##### ア 防災計画

(ア) 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

(イ) 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに村教育委員会又は村保健福祉課に報告するとともに教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 防災計画には、おおむね次の事項を定めておく。

- a 災害対策に係る防災組織の編成
- b 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 村、茅野警察署、諏訪広域消防本部及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施

- o 災害時における応急教育に関する事項
  - p その他学校長が必要とする事項
- イ 施設、設備の点検管理
- 学校における施設・設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。
- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害によりどのような破損になりやすいかに留意して点検する。
  - (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
  - (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。
- ウ 防火管理
- 風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。
- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
  - (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- エ 避難誘導
- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
  - (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
    - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
    - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
    - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
    - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

## 5 在宅避難者等の支援

### (1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

### (2) 実施計画

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まい

の状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。



## 第12節 孤立防止対策

### 第1 基本方針

原村中央高原地域は、村中心部から遠距離にあり、夏場シーズン中には、別荘等滞在者及びペンション等宿泊施設利用客が多く、別荘永住者も多くなっている状況で、災害時には一時的な孤立地域の発生が予想されることから、対策が必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から、把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備しておく。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となりうる公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。
- 7 エルシーブイ回線の拡張を推進するとともに、同報系防災行政無線の設置を検討する。

### 第3 計画の内容

- 1 通信手段の確保
  - (1) エルシーブイ回線の拡張を推進し、有線放送の加入促進に努める。
  - (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
  - (3) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。
  - (4) 東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。
- 2 災害に強い道路網の整備

村道の災害予防対策を推進する。また、住民に対し、道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう啓発に努める。
- 3 孤立予想地域の実態把握
  - (1) 現状及び課題

大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備える。
  - (2) 実施計画
    - ア 地域の民生・児童委員の協力を得て、高齢者世帯、寝たきりの病人、障がい者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
    - イ 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握し

ておく。

#### 4 自主防災組織の育成

##### (1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるをえず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になると予想される。このため、一刻を争う人命救助や初期消火活動について、住民による可能な範囲での自主防災活動がきわめて重要であることから、自主防災組織の育成に積極的に取り組んでいく。

##### (2) 実施計画

ア 全地区における組織結成を推進する。

イ 災害時の活動要領について、教育指導を行う。

ウ 活動用資機材の整備充実を行う。

エ 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するように努めるとともに、日ごろから近隣者との連携を強化する。

#### 5 避難所の確保

##### (1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに最低1か所以上の避難所となりうる施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

##### (2) 実施計画

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

#### 6 備蓄

##### (1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるをえないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

##### (2) 実施計画

ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄を行う。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

## 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

### 第1 基本計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が充分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量の備蓄に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。
- 2 食料の供給について、関係業者と協力を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 4 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- 5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄の他、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 平成25、26年度に実施した県地震対策基本調査の結果や外部からの支援が届く時期の想定、村の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。

なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。

イ ほかの地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。

ウ 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

エ 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について充分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。

オ 住民においては、「自らの安全は自ら守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持出しができる状態で備蓄することを原則とする。また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

カ 企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

## 2 食料品等の供給計画

### (1) 現状及び課題

備蓄食料や協定等による調達食料を、避難住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

### (2) 実施計画

ア 備蓄食料及び協定等により調達した食料を避難住民に供給するための体制を整備する。

イ 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜、ヤカン）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

## 第14節 給水計画

### 第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制派は、清浄な水の確保が可能な深井戸、河川、プール等にろ過器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

### 第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、安全性の確保又は飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を強化し、飲料水の供給体制を図る。

### 第3 計画の内容

- 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

#### (1) 現状及び課題

現在、本村には11箇所の配水池があり、そのうち3箇所には緊急遮断弁が設置されている。また、第2配水池には災害時移設可能な給水タンク（10,000ℓ、ステンレス製）を設置している。

今後、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要である。

#### 〈供給区域と水源〉

名 称	区 域	水 源
原村上水道	南原、判之木、中新田の一部、払沢の一部、やつがねの一部	第4水源
	大久保、柳沢、八ッ手、中新田の一部、払沢の一部、やつがねの一部、柏木、室内、菖蒲沢、上里	第2、第3水源、第5水源
	原山、別荘地（三井の森、四季の森、八ヶ岳中央高原）、農場	八ヶ岳自然郷、奥野、上の原

#### (2) 実施計画

##### ア 水道事業者としての村が実施する計画

- (ア) 配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の耐震化等の整備を行う。
- (イ) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (ウ) 県が実施する事項に協力する。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

イ 住民が実施する計画

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣付ける。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

現在、本村には給水用フィルムタンク400個、給水用タンク（500ℓ）1個、（350ℓ）2個が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想される。

(2) 実施計画

- ア 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

資料編 ・ 原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)
-------------------------------

## 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

### 第1 基本計画

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。また、備蓄・調達品目において、アレルギー対策及び感染症対策等を考慮する。

#### 1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (2) 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- (3) 炊事用具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）
- (8) 感染症対策用品（マスク、消毒液等）

#### 2 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

### 第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

村は、信州諏訪農業協同組合と「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結している。

##### (2) 実施計画

ア 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

イ 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

ウ 住民は、災害に備えて、第1「1 災害時の主な生活必需品」に掲げた生活必需品の他、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行う。

資料編 ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (P. 1357)  
・災害時における救援物資提供に関する協定書 (P. 1378)  
・災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書 (P. 1413)

## 2 生活必需品の供給体制の整備

### (1) 現状及び課題

災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。

イ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するように努める。

## 第16節 危険物施設等災害予防計画

### 第1 基本方針

風水害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

### 第2 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

### 第3 計画の内容

#### 1 危険物施設災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

危険物等の施設においては、災害発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安管理教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

(ウ) 立入り検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

###### イ 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

###### ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

###### エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

## 第17節 上水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

### 第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

水道事業者等としての村は、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保のため、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、「長野県市町村災害時相互応援協定」により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

#### 2 実施計画

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- (1) 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、施設整備の推進を図る。
- (2) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (3) 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- (4) 復旧資材の備蓄を行う。
- (5) 水道管路図等の整備を行う。

資料編	・指定給水装置・排水設備工事事業者一覧 (P. 1307)
	・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)

## 第18節 下水道施設災害予防計画

### 第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害時において、機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、応急対策等により復旧に努め、各家庭からの流入管渠の確保及び流入汚水の適切処理を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 2 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 3 下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 公共下水道の現状

本村における公共下水道の現状は、次のとおりである。

名	称	面積 (ha)	認可年度
特定環境保全 公共下水道	原第1処理区、原第2処理区	293.5	昭和60年度

#### 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

##### (1) 現状及び課題

災害時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

#### 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

##### (1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等ができるように備える。

## 第19節 通信・放送施設災害予防計画

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講じる。

### 第2 主な取組み

- 1 緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急時のための通信確保

##### (1) 現状及び課題

ア 災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

イ 通常の状態における通信連絡、災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

- (ア) 村防災行政無線
- (イ) 県防災行政無線
- (ウ) NTT電話
- (エ) 有線放送
- (オ) ホームページ

##### (2) 実施計画

ア 有線放送（告知放送）、有線通信（電話）の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、庁内及び村出先機関はもとより、村以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局の選定を検討する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

イ 非常時における通信の確保

##### (ア) 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、村は、災害発生時に村内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、電話回線をあらかじめ東日本電信電話株式会社に災害時優先電話として登録している。

村は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図る。

#### 周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

(イ) 防災相互通信用無線の利用

本村は防災相互通信用無線局を設置しており、北信地域、松本地域、諏訪地域などで、無線局を設置している市町村と連絡をとることができるため使用方法等について平素から職員等に周知を図る。

(ウ) 公衆電気通信施設の利用

災害時においては、災害に関係した緊急措置を要する内容の電報又は公衆電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常通話（電報）」又は「緊急通話（電報）」としていかなる通信よりも優先して取扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に関係した緊急措置を求めるものでなければならない。

(エ) 非常通信の利用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又は、これを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

(オ) 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において村の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署、鉄道事業、電力事業等の専用の優先通信設備又は無線設備を利用して通信することができるので、平素から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておく。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 県防災行政無線

村、県及び防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、県庁、合同庁舎及び村等の間に地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線が整備されている。

イ 村防災行政無線

本村においては、移動系が整備されている。今後、設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

(2) 実施計画

設備の風水害への安全性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

また、通信施設の更新にあたり、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用など、デジタル化の検討を行う。

3 電気通信施設災害予防（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。

また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 被災状況の早期把握

村及び県防災機関等との情報連絡の強化を図るものとする。

(イ) 通信システムの高信頼化

a 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とするものとする。

b 主要な交換機を分散設置するものとする。

c 通信ケーブルの地中化を推進するものとする。

d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置するものとする。

#### 4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送株式会社

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ 株式会社長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定し、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設けるものとする。

(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備えるものとする。

(ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行うものとする。

エ 株式会社テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見

直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送株式会社

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生又は発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出及び受信を確保し、防災及び取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送株式会社

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ エルシーブイ株式会社

非常災害に際し、テレビ・ラジオの放送を確保する為に「緊急時対応マニュアル」を策定し、以下の措置をとっている。

(ア) 演奏所、FM送信所、ケーブルテレビヘッドエンド

自家発電又は無停電電源装置を設置し停電時に備えている。

(イ) 線路設備

各増幅器の給電には、停電時に備えてバッテリーを装備している。

(ウ) 非常災害訓練

非常時には迅速な体制が取れるように訓練を実施している。

(2) 実施計画

ア 日本放送協会（長野放送局）

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進するものとする。

イ 信越放送株式会社

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ 株式会社長野放送

(ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行うものとする。

(イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。

(ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ 株式会社テレビ信州

(ア) 災害復旧及び取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させるものとする。

(イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 長野朝日放送株式会社

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。

(ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加

(イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線の確保

(ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 長野エフエム放送株式会社

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行うものとする。

(ア) 地下受電設備の浸水対策の推進

(イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。

(ウ) 演奏所電源系改修の実施

(エ) STL非常回線の設置を検討

(オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施

キ エルシーブイ株式会社

(ア) 演奏所や無停電電源装置、発電機などの機器について定期的な点検を行い、老朽化しているものについては、更新するなどの対応を行うものとする。

(イ) 災害復旧及び取材活動における通信手段として整備したMCAについて、その使い方の習得及び運用方法について検討する。

(ウ) 災害発生時の対応について策定した「大規模災害放送対応マニュアル」については、毎年、年度当初に見直すものとする。

5 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置しているほか、機器が老朽化した際は更新して信頼性を保っている。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化及びグループ化を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

- ア 県警本部は通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 県警本部は被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの効率的な運用を推進する。
- ウ 県警本部は災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。
- エ 県警本部は無線中継局及び無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

## 第20節 災害広報計画

### 第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備する必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

### 第3 計画の内容

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制

#### (1) 現状及び課題

災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

#### (2) 実施計画

ア 被災者及び住民等に対する情報の提供は、災害対策本部から有線放送及びホームページにより行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。

イ 被災者及び住民等からの問い合わせ等は、専用の窓口や専用電話、FAX、パソコン（インターネット）を設置し、本部職員が専属で対応できる体制の整備を図る。

ウ CATV、エルシーブイFM、有線放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

エ 災害情報共有システム（Lアラート）、ホームページ・緊急メール等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

オ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及・啓発に努める。

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

**資料編 ・原村とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定 (P. 1369)**

- 2 報道機関への情報提供

#### (1) 現状及び課題

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を総務班に置き、窓口を經由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、公共情報コモンズの運用をはじめとする放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 広報の方法及び内容

広報は、各種情報をいち早く住民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要な事項である。高齢者等避難の発表、避難指示、二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、救護所や医療機関の状況、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害等、被災者のニーズを把握し、有線放送を利用するほか、ホームページ、緊急メール、広報車による巡回、広報紙の発行等により伝達する。

## 第21節 土砂災害等の災害予防計画

### 第1 基本方針

本村においては、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講じる。

特に、近年要配慮者関連施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあることから、土砂災害が発生するおそれのある土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

### 第2 主な取組み

土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 山地災害危険地対策

##### (1) 現状及び課題

本村における山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、山腹崩壊危険地区0箇所、崩壊土砂流出危険地区0箇所である。

##### (2) 実施計画

山地災害危険地区については、県により毎年見直し調査がされており、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意されている。加えて、平成26年度から航空レーザ測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。今後も、調査点検については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に協力し、常にその状態について把握する体制として、治山事業計画に反映させていく。

#### 2 土石流対策

##### (1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本村周辺には、糸魚川―静岡構造線があり、一部で土石流が発生しやすい土地がある。本村における土石流発生危険溪流は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 土石流危険溪流 (P. 1454)
-------------------------

##### (2) 実施計画

土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布しその他必要な措置を講じる。

住民は、土石流危険溪流についての知識を深めるとともに、安全な指定緊急避難場所の確認をしておく。

### 3 急傾斜地崩壊対策

#### (1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。なお、本村の急傾斜地崩壊警戒区域は4箇所である。

資料編 ・ 砂防法による指定 (P. 1454)
--------------------------

#### (2) 実施計画

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。

ウ がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ 避難のための立退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。

オ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

カ 住民は、日ごろから危険箇所についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

### 4 土砂災害警戒区域の対策

#### (1) 現状及び課題

本村の土砂災害警戒区域指定箇所は6箇所である。そのうち、特別警戒区域は3箇所、警戒区域は3箇所である。

#### (2) 実施計画

ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講じる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(イ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講じる。

(ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。

(イ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

## 第2.2節 防災むらづくり計画

### 第1 基本方針

役場、原村小・中学校の一带は、整備された公共施設が集積し、駐車場やグラウンドなどのオープンスペース（空地）も充実しており、防災的にも安全な空間が形成されている。

今後は、その他の住宅地においても、総合的な対策を推進して、安心して住めるむらづくりを進める。

### 第2 主な取組み

避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

避難路、延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から道路、公園緑地等の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- (1) 高齢者等の要配慮者に対する安全性確保
- (2) 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した道路網の形成

#### 2 実施計画

- (1) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、公園の積極的な整備に努める。
- (2) 村道について、県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な道路整備に努める。

## 第23節 建築物災害予防計画

### 第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防災対策を講じる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 建築物の災害対策

##### (1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

また、出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講じる必要がある。それに加え、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。

エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

オ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

カ 土砂災害警戒区域指定を考慮しつつ、がけ地近接等危険と判断できる住宅については、移転の推進を図る。

#### 2 文化財の風水害予防

##### (1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は原村文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本村における指定文化財については風水害対策とともに防火対策にも重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

##### (2) 実施計画

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置を促進する。

ウ 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

エ 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行う。

オ 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P. 1461)
-------------------------

## 第24節 道路及び橋梁災害予防計画

### 第1 基本方針

風水害の発生により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。この対策として、構造物・施設等は風水害に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく。

### 第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

#### (1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

#### (2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

- 2 関係機関との協力体制の整備

#### (1) 現状及び課題

風水害が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために本村は、原村建設事業協同組合と「災害時における応急措置に関する協定」を締結している。

資料編 ・災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)

#### (2) 実施計画

関係機関との協力体制を整備する。

## 第25節 河川施設災害予防計画

### 第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の被災は、多くの人命・財産を失うなど多大な社会的影響を与えることから、新たな施設設備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 過去の風水害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講じる。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の風水害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

##### (2) 実施計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

<b>資料編</b>	・砂防法による指定 (P. 1454) ・土石流危険溪流 (P. 1454) ・重要水防箇所一覧 (P. 1455)
------------	--

## 第26節 ため池災害予防計画

### 第1 基本方針

本村には9箇所のため池がある。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係受益者の努力により維持され現在に至っているが、いずれも河川の上流にあり、すべて土堰堤のため災害の危険度が比較的高く、洪水等によりため池が決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。県、関係地区等と連携して、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

### 第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。ため池の貯水機能を保持するため、計画的な浚せつ工事を行う。

また、決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表等減災対策の推進に努める。

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

#### 2 実施計画

- (1) ため池の規模、施設の構造、改修履歴及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査を行っていくよう努める。
- (2) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (3) 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。
- (4) ため池ハザードマップの作成を検討する。
- (5) ため池管理者、村等との緊急連絡網を作成する。
- (6) ため池管理者に対し次のような指導を行う。

ア 災害に備えた監視体制を整備しておき、非常事態が発生した場合には、直ちに村に緊急連絡すること。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況を調査するとともに、村に結果を報告すること。

資料編 ・ ため池一覧 (P. 1456)

## 第27節 農林産物災害予防計画

### 第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、きのこ栽培施設、畜舎等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

### 第2 主な取組み

- 1 諏訪農業農村支援センター等の指導により、農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 農産物災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、諏訪農業農村支援センター等の指導により、農作物等災害対策指針を策定し、予防対策の周知徹底を図る。

##### (2) 実施計画

ア 諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防対策の周知徹底を図る。

イ 住民は、農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施する。

#### 2 林産物災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てについて県から指導を受けている。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

また、本村のような地勢と気象条件におかれている地域の林業は、絶えず晩霜・低温・日照り等の災害の脅威にさらされているが、災害予防対策・指導を推進し、これらを未然に防止するよう努める。

##### (2) 実施計画

##### ア 技術対策

林産物を各種災害から防護するため、村は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

##### イ 凍霜害対策

林産物を凍霜害から未然に防止するため、常に関係機関から情報を収集し、霜の有無・程度、最低気温の予想及び技術指導等を有線放送、ホームページを通じて関係農家に周知徹底を図る。

ウ その他気象災害対策

干害・ひょう害・寒害等についても予知に努め、規模、程度に応じた対策の早期徹底に努める。

エ 病虫害防除対策

本村は病虫害の侵入をチェックする等、調査を実施しているが、今後も松くい虫等病虫害防除の徹底を図るため、関係団体の協力を得て農作物病虫害の防除推進を図るように努める。

オ 住民は、村が計画的に行う森林整備に協力する。

## 第28節 二次災害の予防計画

### 第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 構造物に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

林道は、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

##### (2) 実施計画

それぞれの計画の定めるところにより整備する。

#### 2 危険物施設に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

##### (2) 実施計画

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)

#### 3 倒木の流出対策

##### (1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合がある。

(2) 実施計画

- ア 情報収集体制の整備
- イ 流木除去体制の整備

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 情報収集体制の整備
- イ 警戒避難体制の整備

## 第29節 防災知識普及計画

### 第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、村は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

### 第3 計画の内容

- 1 住民等に対する防災知識の普及活動

#### (1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせた、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)の普及等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

#### (2) 実施計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓蒙活動を行う。

(ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油

(イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の

生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- (ウ) 警報等や、避難指示等の意味や内容
  - (エ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
  - (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
  - (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
  - (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
  - (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
  - (ケ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
  - (コ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
  - (サ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
  - (シ) 災害時にとるべき行動に関する知識（気象及び災害情報等の聴取方法、家屋の補強、避難の時期、方法、場所、避難の際の携帯品及び非常時の準備、その他災害の種類、態様に応じた措置等）
  - (ス) 正確な情報入手の方法
  - (セ) 要配慮者に対する配慮
  - (ソ) 男女のニーズの違いに対する配慮
  - (タ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
  - (チ) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
  - (ツ) 平常時から住民が実施する食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
  - (テ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
  - (ト) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
  - (ナ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - (ニ) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- イ 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- (ア) 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布

する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

- a 土砂災害に関する情報の伝達方法
- b 指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項
- c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

(イ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

エ 区（自治会）及び自主防災組織等住民における防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導を推進する。

オ 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

ケ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

コ 地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においては、地区別防災カルテ等の作成・更新に参画する。

サ 住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

- a 指定緊急避難場所への立退き避難
- b 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
- c 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

(ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（有線放送、テレビ、ラジオ、インターネット等）

(エ) 災害時の連絡方法

(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(カ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

(キ) 備蓄食料の試食及び更新

- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
  - (ケ) 地域の防災マップの作成
  - (コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- シ 企業等においては、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。
- ス 村は、自助、共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域の防災力を高めるため、地区防災計画の提案手続の検討及び住民への周知を図る。
- セ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ソ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設、旅館、ホテル、スーパー等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

### (2) 実施計画

ア 村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

## 3 学校における防災教育の推進

### (1) 現状及び課題

小学校、中学校、幼稚園及び保育所（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校における防災訓練等を実践的なものにするるとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

### (2) 実施計画

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

#### 4 村職員に対する防災知識の普及

##### (1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。

そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

##### (2) 実施計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

#### 5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

##### (1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 過去に起こった大規模災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑(災害に関する石碑やモニュメント等)の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行う他、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

イ 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

## 第30節 防災訓練計画

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災訓練の種別

##### (1) 現状及び課題

防災関係機関及び住民が参加して、災害予防及び応急対策について総合防災訓練及び県地震総合防災訓練を防災週間にあわせ実施する。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく。

##### (2) 実施計画

ア 村は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練及び南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。

##### (ア) 実施時期

防災週間中にあわせて小・中学校、保育所は毎年実施する。また、地区ごとに4年に1度、役場を中心とした大規模訓練を実施する。

##### (イ) 実施場所

地区、役場、小・中学校、公民館等

##### (ウ) 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練及び県地震総合防災訓練を行う。

##### a 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

##### b 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせ

て行う。

c 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

d 通信訓練

災害時における円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練を行う。

e 避難訓練

災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、現地本部等避難所への避難訓練を行う。

f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における村職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的实施も検討する。

g 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。

h 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

i 広域防災訓練

村及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

j 複合災害を想定した訓練の実施

村及び県は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

イ 住民は、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

ウ 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

### (1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

(ウ) 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(エ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

## 第31節 災害復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるようデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

なお、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制、罹災証明書の発行体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 災害廃棄物の発生への対応

#### (1) 実施計画

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。

災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。

発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害廃棄物の処理体制、周辺の市町との連携・協力等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

また、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

- 2 データの保存及びバックアップ

#### (1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

#### (2) 実施計画

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

(2) 実施計画

村は、村内建設業者、諏訪森林組合及び県に対する木材供給体制を整備しておく。

4 罹災証明書の発行体制の整備

(1) 現状及び課題

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

## 第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

### 第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、自主防災組織の結成を図るとともに、企業等に対しても防災組織の組織化と強化を指導する。

### 第2 主な取組み

- 1 既存の各地区単位での組織化を促進する。
- 2 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 3 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 4 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 地域住民等の自主防災組織の育成

##### (1) 現状及び課題

本村における令和3年1月1日現在の組織数は14地区となっている。

未組織の地区を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくことが、今後の課題である。

また、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。

##### (2) 実施計画

村は、自主防災組織が未結成の地区に対しては、防災知識の普及・啓発活動とあわせて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

#### 2 活動環境の整備

##### (1) 現状及び課題

現在、村の自主防災組織の活動環境の整備に関しては、原村自主防災組織防災倉庫整備事業補助金交付要綱により、補助金を交付している。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、この制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

##### (2) 実施計画

コミュニティ助成事業、村自主防災組織防災倉庫整備事業補助金等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施

設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

### 3 組織の活性化

#### (1) 現状及び課題

災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。

#### (2) 実施計画

ア 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

イ 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

ウ 自主防災組織の手引きの作成配布等、あらゆる啓蒙手段により自主防災組織の編成を促進強化する。

エ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

### 4 各防災組織相互の協調

#### (1) 現状及び課題

各地区の自主防災組織が、災害時に連携のとれた活動を行えるように、日ごろから、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

#### (2) 実施計画

ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。

ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

## 第33節 ボランティア活動の環境整備計画

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、村だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

### 第2 主な取り組み

- 1 ボランティアの事前登録を、原村災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 ボランティアの事前登録

##### (1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍県民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多種多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

##### (2) 実施計画

ア 原村社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 原村社会福祉協議会等は、災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

#### 2 防災ボランティア活動の環境整備

##### (1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う場の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

村及び県は、国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

村は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等と協力して、ボランティアコーディネーター養成研修を実施するなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

## 第34節 風水害対策に関する調査研究及び観測

### 第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

### 第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

### 第3 計画の内容

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握する。
- 2 県等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。

## 第35節 観光地の災害予防計画

### 第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について、防災対策の一層の充実を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 村は、県・関係機関・観光施設の管理者等と相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

### 第3 計画の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
  - (1) 観光地での災害時の県・関係機関・関係団体との連絡体制を整備する。
  - (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
  - (3) それぞれの観光地に起こり得る災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。
- 2 外国人旅行者の安全確保策
  - (1) 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
  - (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
  - (3) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備や非常用電源の確保を図る。

## 第36節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

### 第1 基本方針

村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定める。

### 第2 主な取組み

住民等の提案により村地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

### 第3 計画の内容

- 1 村は、村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 2 村は、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。
- 3 村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- 4 村内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として村防災会議に提案するなど、当該地区の村と連携して防災活動を行う。



## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害直前活動

#### 第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、また災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講じる。

#### 第2 主な活動

- 1 住民に対して気象警報・注意報等を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

#### 第3 活動の内容

##### 1 警報等の住民に対する伝達活動

###### (1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要であるため、警報等伝達系統図により速やかに気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

なお、長野地方気象台が行う警報等の発表基準は、別表（P. 205）のとおりである。

###### (2) 実施計画

###### ア 特別警報発表時の対応

(ア) 県、消防庁、東日本電信電話株式会社から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

(イ) 周知にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、有線放送、災害情報共有システム（Lアラート）、ホームページ、緊急メール、ソーシャルメディア、広報車、消防団広報等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

###### イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 村に通報される気象予警報等は、直ちに総務課長に伝達し、週休日、休日等又は退庁後においては、宿日直者は速やかに関係ある課等の長に通知するとともに総務課長に連絡する。

(イ) 総務課長は、気象予報等を受信したときは、速やかに村長又は副村長に報告するとともに、それに基づく指示があった場合は関係課長に伝達する。

(ウ) 総務課長から各課長への伝達は、口頭又は電話、文書をもって行う。

(エ) 関係課長は、伝達を受信したときはこれに応じた適切な措置を講じる。

(オ) 総務課長は、村長の指示があった場合には、気象予警報等及び指示事項を速やかに有線放送、災害情報共有システム（Lアラート）、ホームページ、緊急メール、ソーシャル

メディア、広報車、消防団広報等を通じて、住民への周知徹底を図る。

(カ) 総務課長は、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

(キ) 住民は、以下のような異常を発見した場合は、直ちに村又は警察に通報する。

a 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 河川や湖沼の水位の異常な上昇

(ク) 村は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

## 2 住民の避難誘導対策

### (1) 基本方針

災害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

### (2) 実施計画

#### ア 村が実施する対策

(ア) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(イ) 避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(ウ) 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきことについて、村は、住民等への周知徹底に努める。

- (オ) 災害または災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (カ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、有線放送、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (キ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な情報を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
- (ケ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (コ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (サ) 村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (シ) 村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (ス) 村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

#### イ 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

#### ウ 要配慮者関連施設の管理者が実施する対策

(ア) 要配慮者関連施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

### 3 災害の未然防止対策

#### (1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

#### (2) 実施計画

##### ア 水防管理者（村長）が実施する対策

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われ

る箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 河川管理者、農業用排水施設管理者の実施対策

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、せき、水門等の適切な操作を行う。その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を村及び警察に通報するとともに住民に対して周知させる。

ウ 道路管理者の実施対策

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

エ 住民の実施対策

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を村又は警察に通報しなければならない。

オ 消防団及び消防機関

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、村、河川管理者と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

別表 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風などの気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」を、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」を、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」を、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内79の区域に分け発表している。

なお、本村の一次細分区域は「中部」、市町村等をまとめた地域は「諏訪地域」、二次細分区域は「原村」である。

ア 特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

イ 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水やはん濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの

		避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物などへの著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ 特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表にあたっては、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(ア) 雨を要因とする特別警報の指標

a 大雨特別警報(浸水害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の(a)又は(b)を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。

(a) 表明雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

(b) 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

b 大雨特別警報(土砂災害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表。

(イ) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

(ウ) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続けると予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(エ) 雪に関する観測地点ごと50年に一度の値一覧

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

府県予報区	地域名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	58	69
長野県	軽井沢	77	99
長野県	飯田	46*	81
長野県	野沢温泉	387	353
長野県	信濃町	206	176
長野県	飯山	291	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	195	187
長野県	大町	116	117
長野県	菅平	158	152
長野県	開田高原	140	115

注1) “\*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署		長野地方気象台		
府県予報区		長野県		
一次細分区域		中部		
市町村等をまとめた地域		諏訪地域		
二次細分区域		原村		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9以上
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	115以上
	洪水	流域雨量指数基準	弓振川流域：5.1以上 小早川流域：2.6以上 阿久川流域：5.3以上 道祖神川流域：2.2以上	
	暴風	平均風速	17m/s 以上	
	暴風雪	平均風速	17m/s 以上 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm以上	
注意報	大雨	表面雨量指標基準	6以上	
		土壌雨量指数基準	96以上	
	洪水	流域雨量指数基準	弓振川流域：4以上 小早川流域：2以上 阿久川流域：4.2以上 道祖神川流域：1.7以上	
	強風	平均風速	13m/s 以上	
	風雪	平均風速	13m/s 以上 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m以下	
	乾燥	最小湿度20%以下で実効湿度55%以下 ※1		
なだれ	1 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上			

	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合。※2 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm以上

※1 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値

※2 高冷地：おおむね標高800m以上の所

#### 警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 大雨、洪水、大雪、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指標基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」として発表する。
- (3) 土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- (4) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

#### 2 水防法に基づくもの

##### (1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	洪水予報の標題 (洪水危険度レベル)	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考

		とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は、本章第8節「消防・水防活動」参照のこと。）

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等  
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕

「著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100mm以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を「危険度分布」（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(長野県北部・中部・南部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報のあった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

5 警報の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所	共同 国土交通大臣が定めた河川（「洪水予報指定河川」という。）
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課	共同 知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
水防警報	国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という。）

風水害対策編 第3章第1節  
災害直前活動

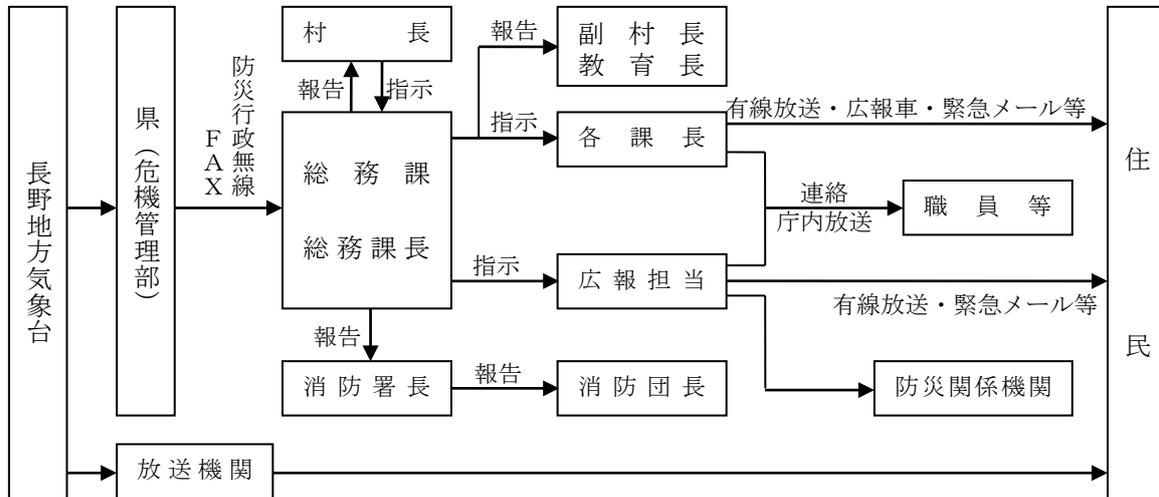
	諏訪建設事務所	知事が指定した河川（「県の指定河川」という。）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	村長	村域
避難判断水位到達情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 諏訪建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

資料編 ・ 報道関係発表用紙 (P. 1491)

6 警報等伝達系統

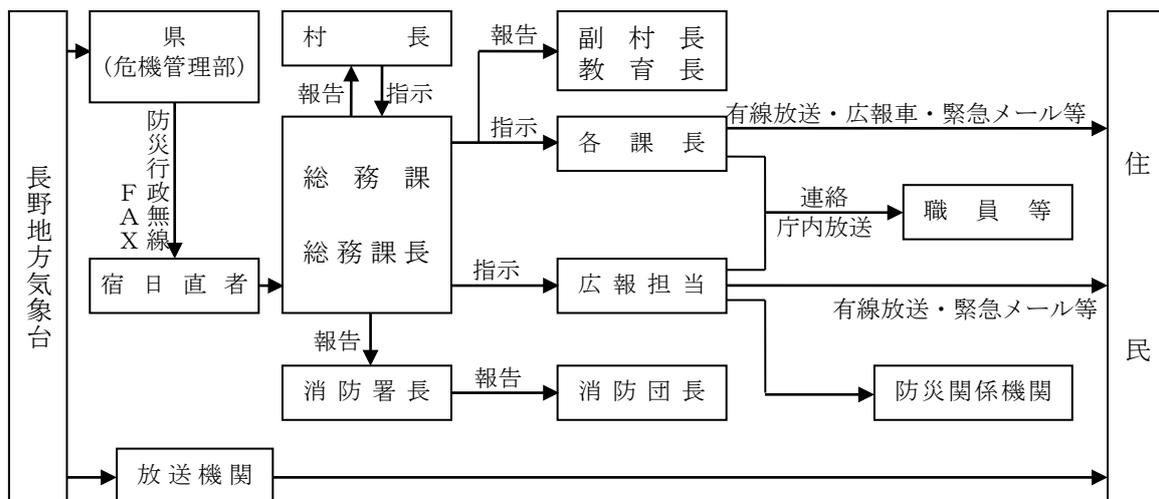
(1) 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）

〔勤務時間内〕



(2) 勤務外における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときは除く。）

〔勤務時間外〕



7 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

(2) 伝達系統



(3) 伝達要領

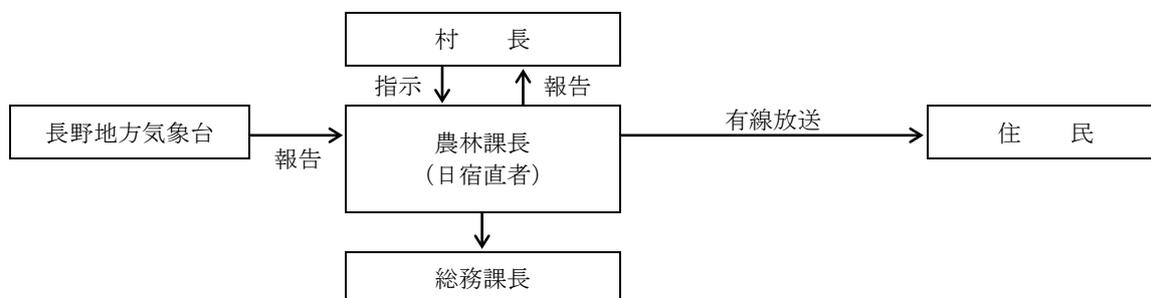
〔原村防災〕

ア 消防署長は、村長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。

イ 有線放送により全村放送する。

## 8 凍霜害警報

### (1) 伝達系統



### (2) 伝達要領

長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに担当課長、日宿直者において有線放送により全村放送する。

## 9 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気象水防予警報	総務課長
火災警報	原消防署長
凍霜害警報	農林課長

## 10 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

### (1) 通報を要する異常現象

異常な現象とは、例えば次のようなものである。

気象関係	強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨、山崩れ、がけ崩れ等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇

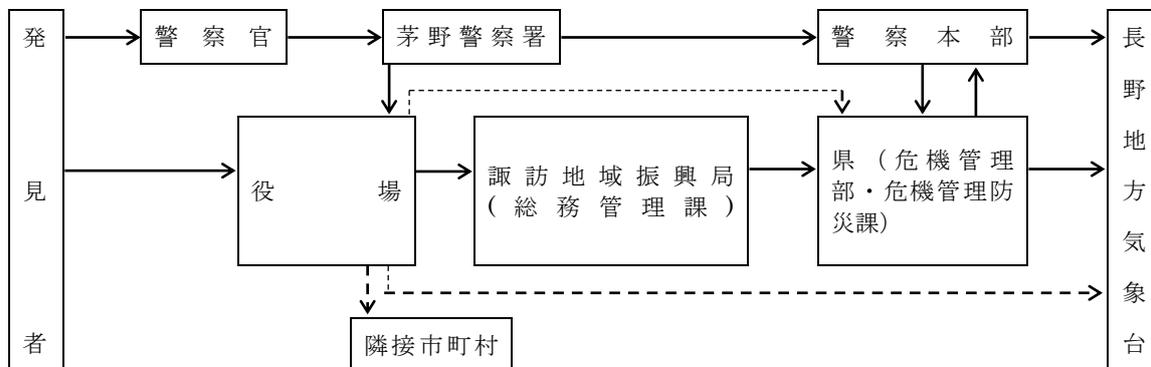
### (2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、役場又は警察官に速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた村は、(3)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。

ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

(3) 通報系統



資料編 ・ 災害情報等受領用紙 (P. 1492)

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

### 第2 活動の内容

#### 1 報告の種類

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

#### 2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表「担当課」欄に掲げる課等が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

また、村は、村の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	担当課	協力機関
概況速報	総務課	諏訪地域振興局総務管理課
人的及び住家の被害	住民財務課	諏訪地域振興局総務管理課
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	総務課	諏訪地域振興局総務管理課
社会福祉施設被害	保健福祉課	諏訪保健福祉事務所福祉課
農・畜・水産業被害	農林課	諏訪農業農村支援センター・信州諏訪農業協同組合・諏訪森林組合
農地・農業用施設被害	農林課	諏訪地域振興局農地整備課・土地改良区

林業関係被害	農林課	諏訪森林組合環境森林課・諏訪地域振興局林務課・中部森林管理局南信森林管理署
公共土木施設被害	建設水道課	諏訪建設事務所整備課
水道施設被害	建設水道課	諏訪地域振興局環境課
下水道施設被害	建設水道課	諏訪湖流域下水道事務所
廃棄物処理施設被害	建設水道課・施設管理者	諏訪地域振興局環境課
感染症関係被害	保健福祉課	諏訪保健福祉事務所健康づくり支援課
医療施設関係被害	保健福祉課、原村国保診療所	諏訪保健福祉事務所総務課
商工関係被害	商工観光課	諏訪地域振興局商工観光課・原村商工会
観光施設被害	商工観光課	諏訪地域振興局商工観光課
教育関係被害	子ども課	南信教育事務所
村有財産被害	住民財務課	
水害等情報	総務課	

### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか資料編に掲げるとおりとする。

**資料編 ・被害認定基準 (P. 1463)**

### 4 災害情報の収集・連絡系統

#### (1) 報告様式

**資料編 ・被害状況報告等の様式 (P. 1464)**

#### (2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において諏訪地域振興局等に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡が取れない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

#### (3) 実施事項の概要

##### ア 被害報告等

(ア) 第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により諏訪地域振興局等に報告する。

なお、火災・災害等即報要領「第3 直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

## 5 通信手段の確保

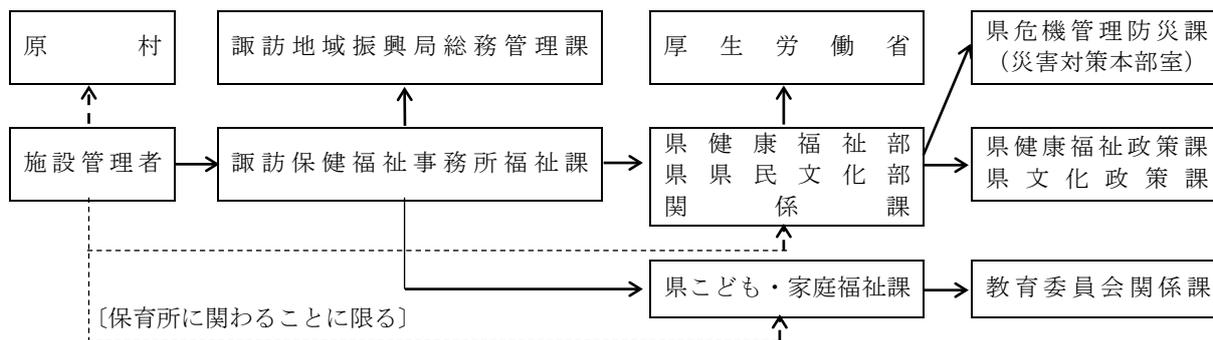
災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施する。

- (1) 村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- (2) 有線放送、ホームページ・広報車等を活用し住民への迅速な周知に努める。
- (3) 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

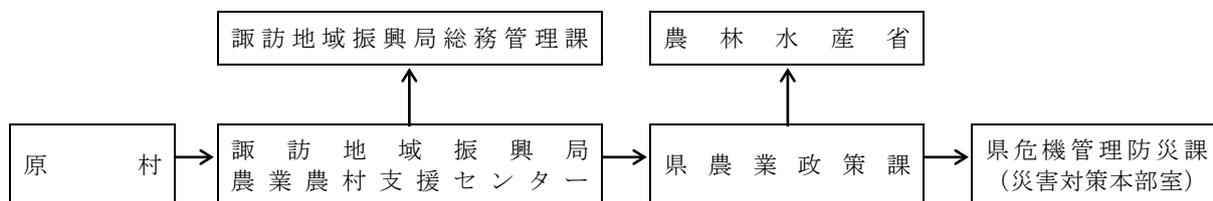


(3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号

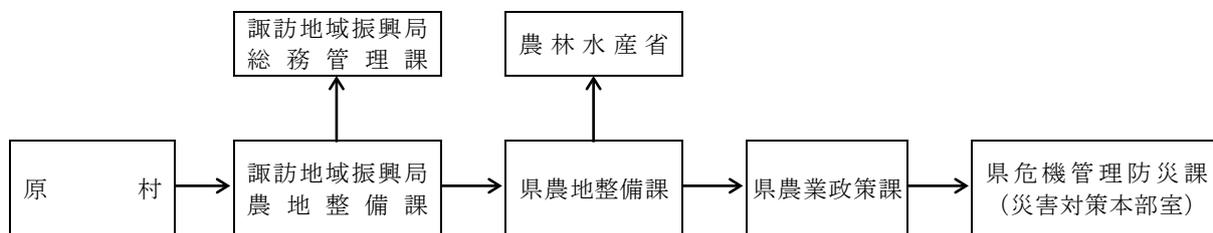


(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号

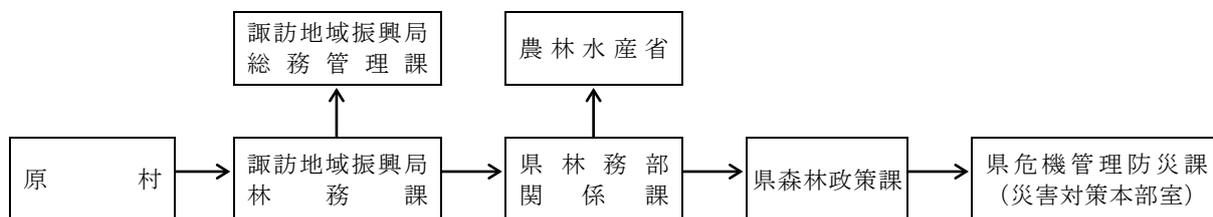
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く。)

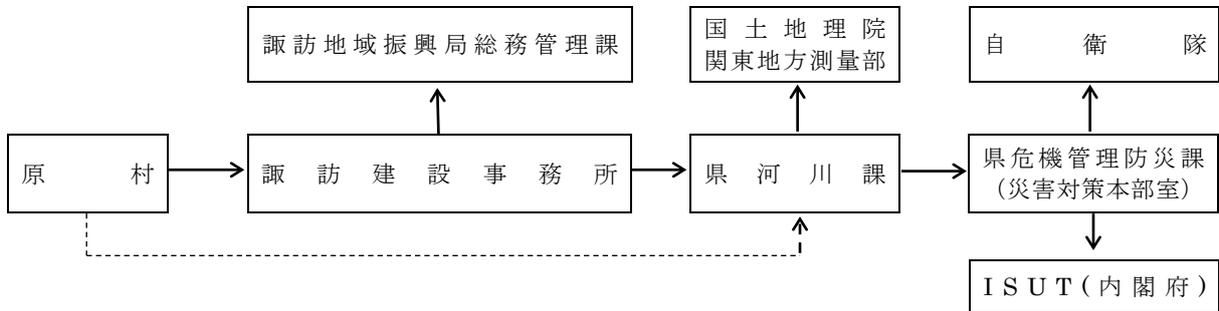


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

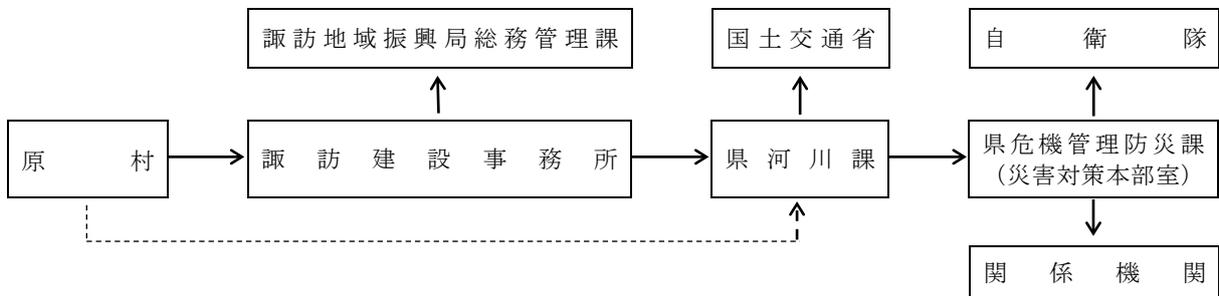


(6) 土木関係被害状況報告

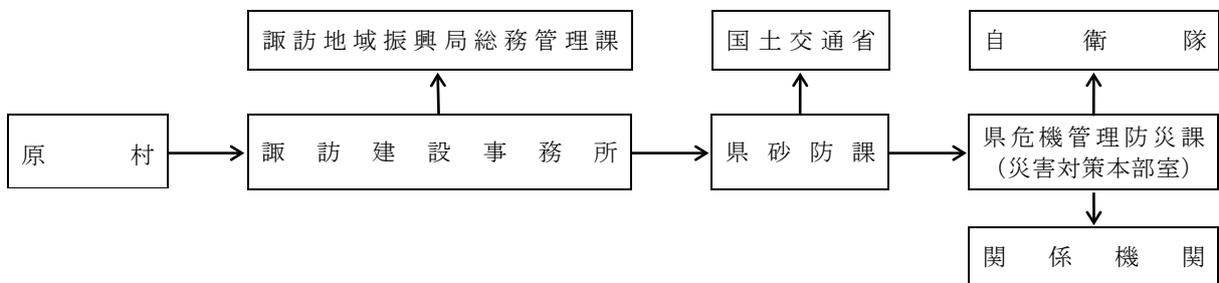
ア 県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる。



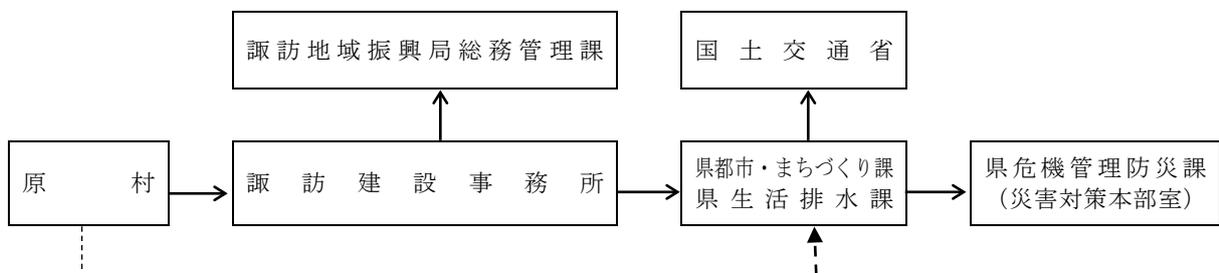
イ 公共土木施設被害状況報告等 様式第7号



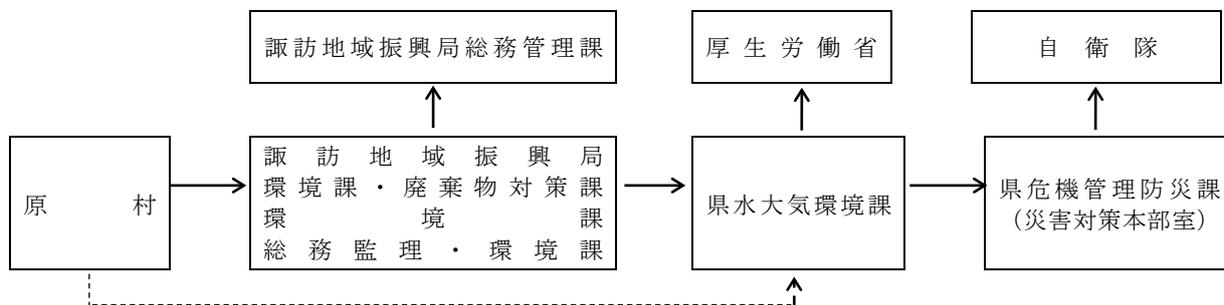
ウ 土砂災害等による被害報告 地図若しくはGIS又は様式第7号



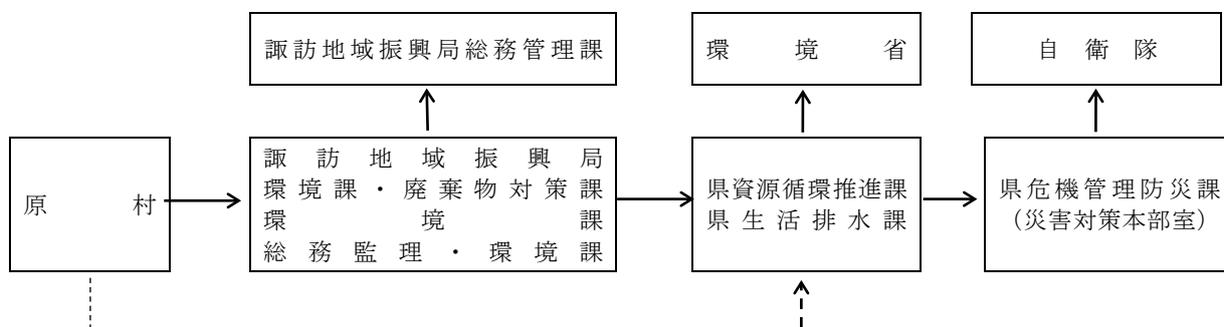
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



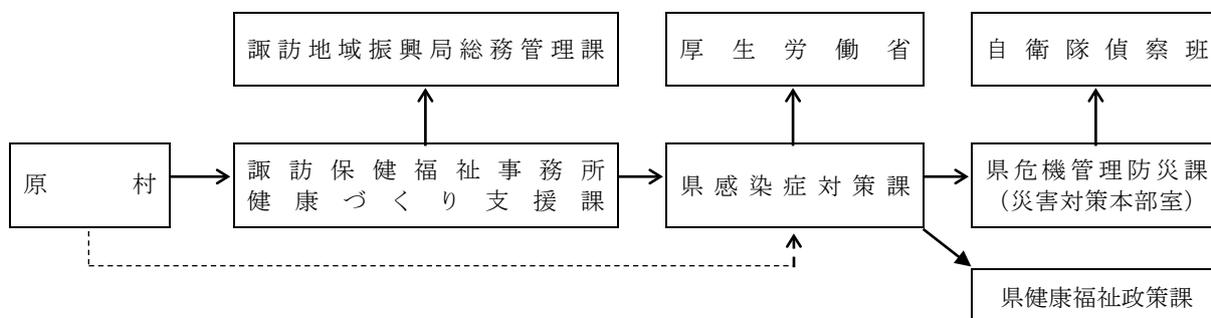
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



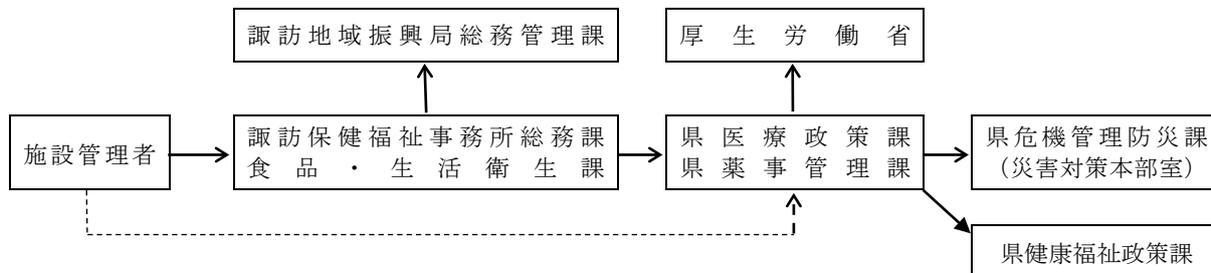
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



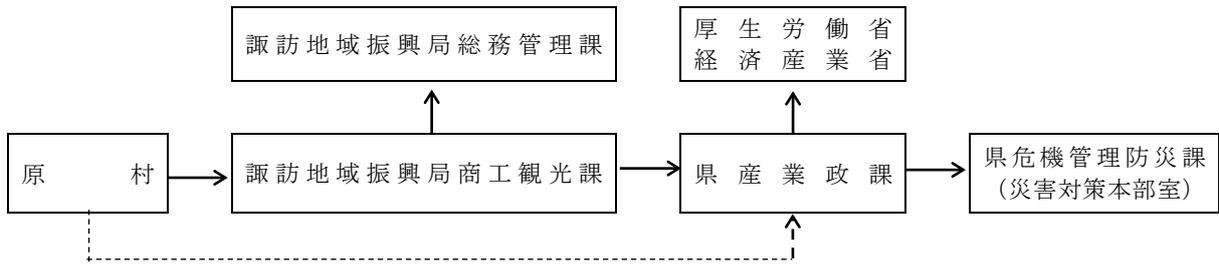
(10) 感染症関係報告 様式第11号



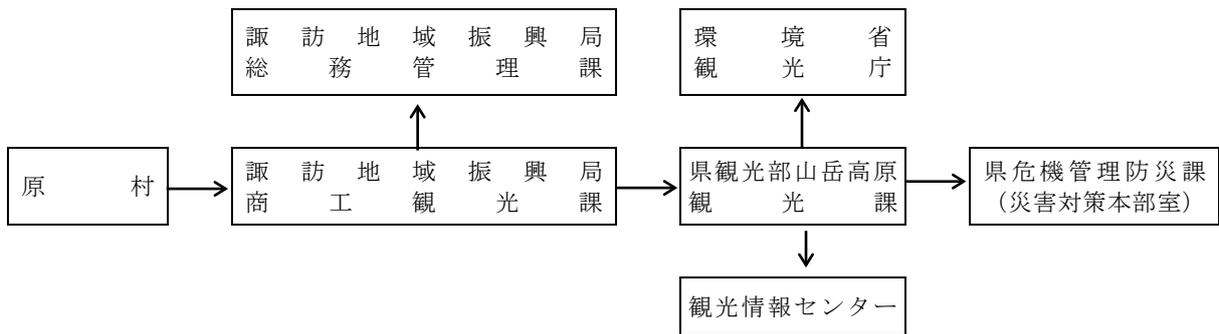
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

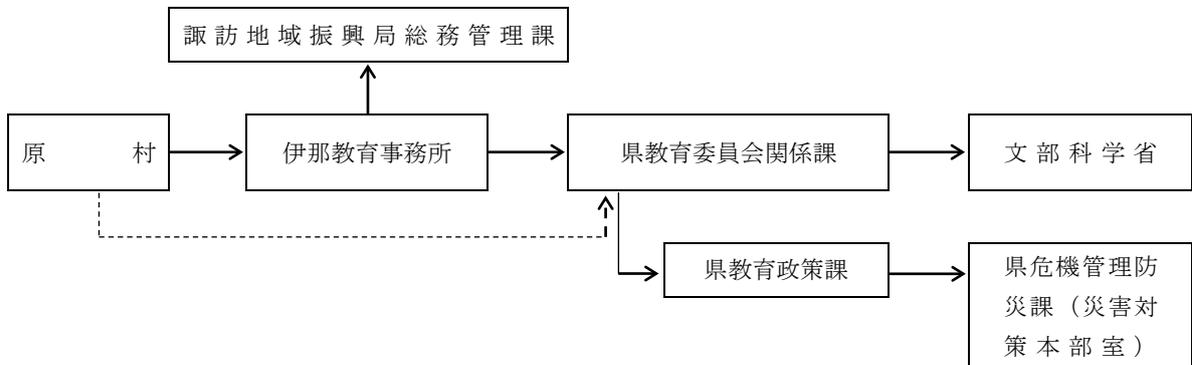


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

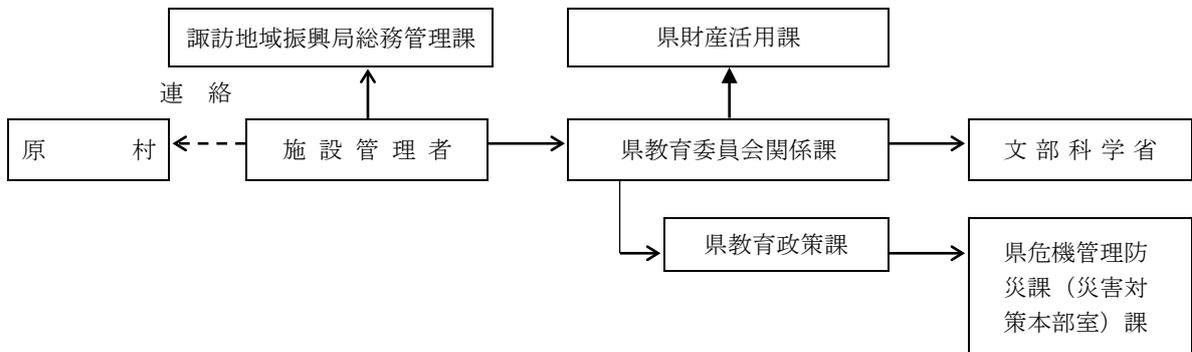


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

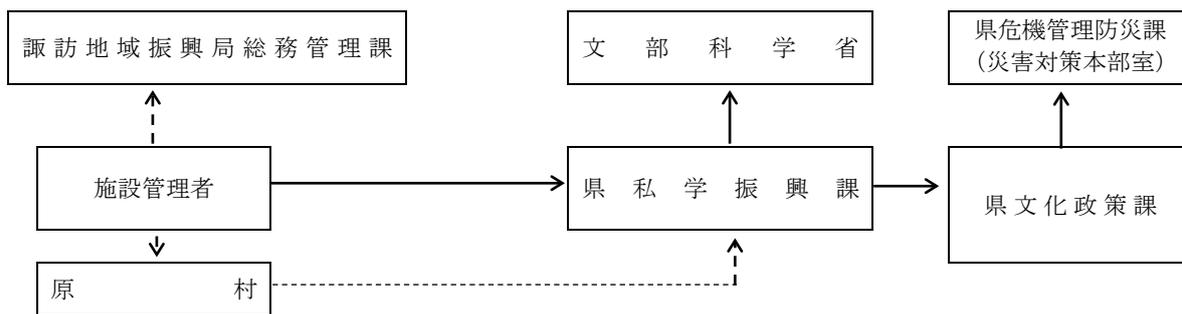
ア 村施設



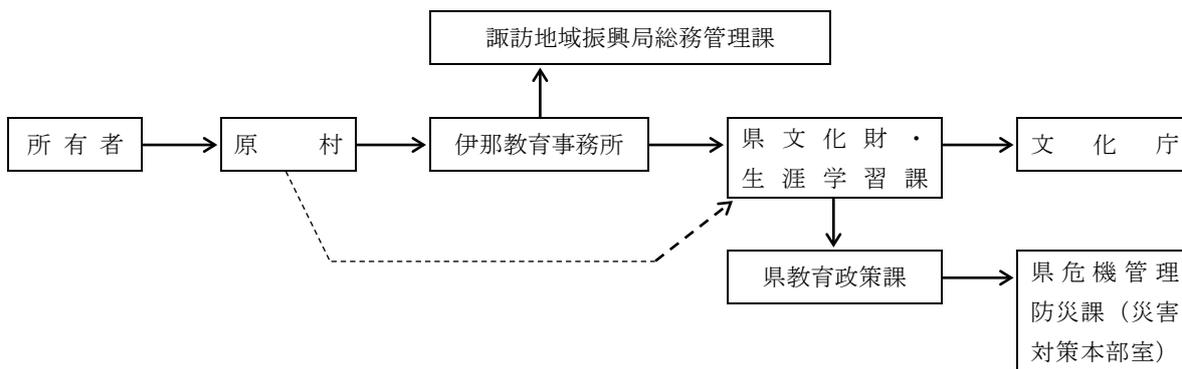
イ 県施設



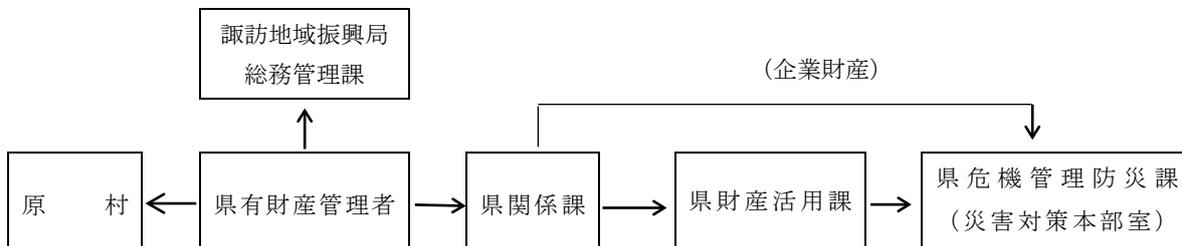
ウ 私立施設



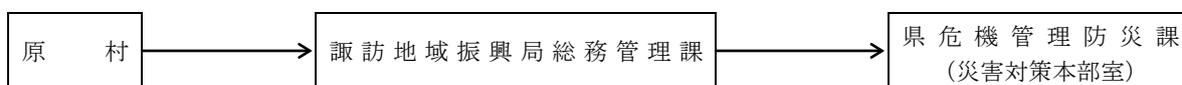
エ 文化財



(15) 県有財産（企業財産を含む。）被害状況報告 様式第16号

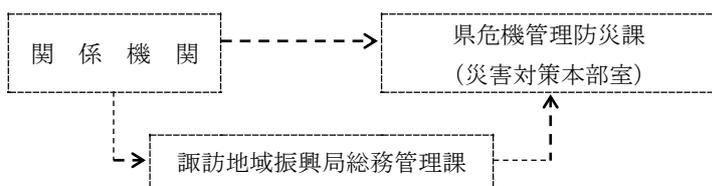


(16) 村有財産被害状況報告 様式第17号



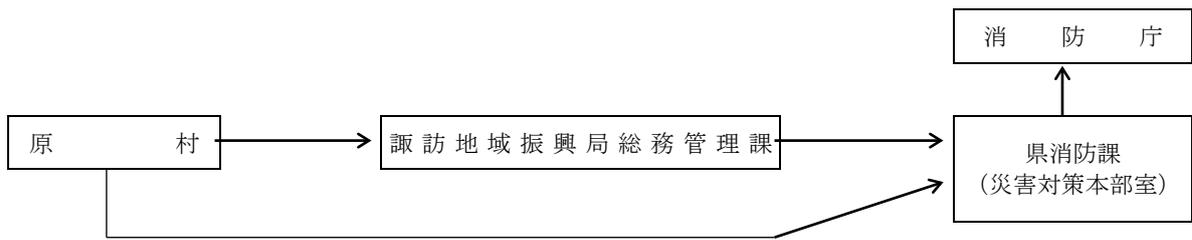
注：ほかの報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(17) 公益事業関係被害 様式第18号

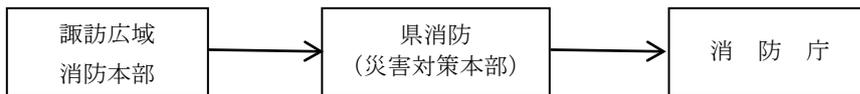


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

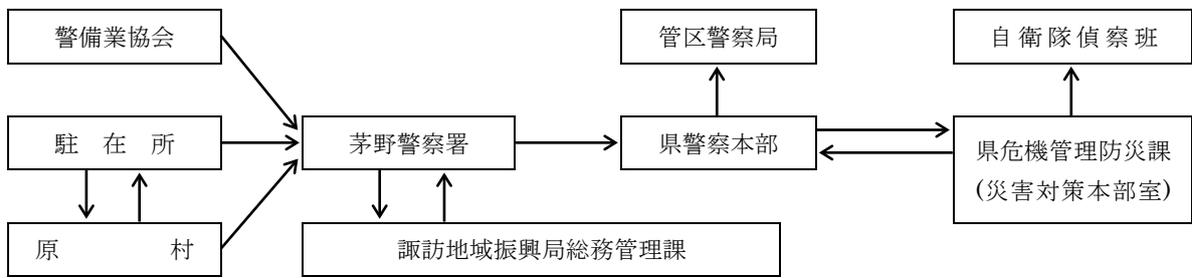
(18) 火災即報 様式第19号



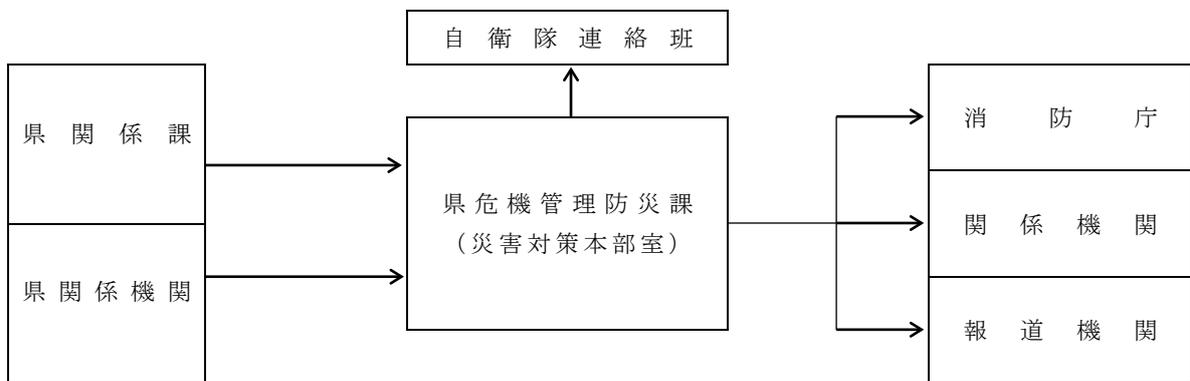
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



(20) 警察調査被害状況報告 様式第20号



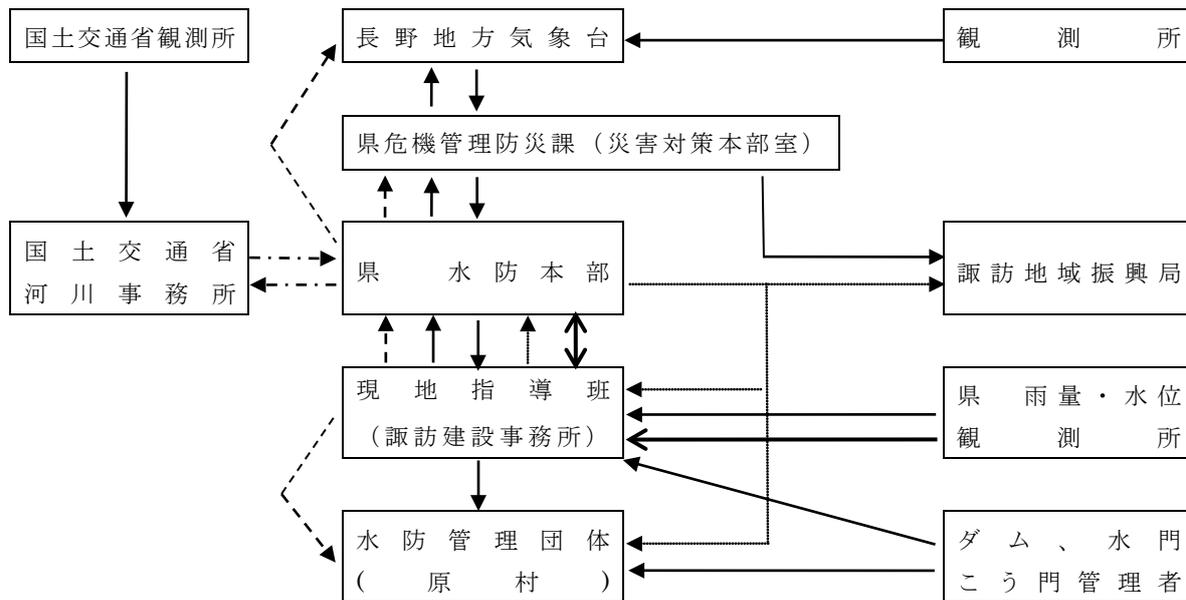
(21) 被害状況総合報告 様式第21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(18)までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報



- ▶ はオンライン配信又はNTTFAX等による伝達を示す。
- ▶ はFAXによる伝達を示す。
- ▶ は長野県水防情報システムを示す。
- - - - -▶ は統一河川情報システムを示す。
- - - - -▶ は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

## 第3節 非常参集職員の活動

### 第1 基本方針

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

### 第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、村災害対策本部の設置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 責務

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（県・村）及び受援計画（県・村）の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

#### 2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

（活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準）

区分	配備体制	活動期間	活動開始基準	人員
注意体制	気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報が発令される等、災害の発生が予想される場合、各係情報連絡担当職員が配置につき、状況により、いつでも警戒体制に移行し得る体制	○右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務課長が配備の必要がないと認めたととき及びほかの体制に移行したときまで。	◎土砂災害警戒情報、大雨注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ○災害が発生するおそれあるときで総務課長が必要と認めたととき。	各課長以上 総務課全員
警戒体制	現に災害が発生しつつあり、かつ相当規模の災害発生が予想される場合、各係の所要人員が配置につき、ほかの必要な人員を待機させ、状況によりいつでも非常体制に移行し得る体制	○右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は村長が配備の必要がないと認めたととき及びほかの体制に移行したときまで。	○以下のいずれかの状況下で村長が必要と認めたととき。 ・土砂災害警戒情報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ・災害が発生したとき。 ・激甚な災害が発生するおそれのあるとき。	各係長以上 総務課全員
非常体制	全村域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合、又は局地的な災害であっても、災害がじん大な場合、各係の全員が配置につき、直ちに活動し得る体制	○右の基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたととき及びほかの体制に移行したときまで。	○大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合等で村長が必要と認めたととき。	全職員

※各課長は、災害の状況により配備人員を増減することができる。

### 3 職員の参集

#### (1) 参集方法

##### ア 指示によらない参集

職員は、日ごろからテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等により情報を入手し、前記2 活動体制の「◎指示によらない参集の基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集する。

##### イ その他の場合

前記2 活動体制の「◎指示によらない参集の基準」以外に該当する災害事象が発生し、配備体制をとる場合は、総務課から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお、関係課長は、あらかじめ配備する人員への連絡方法を定めておく。

#### (2) 自主参集

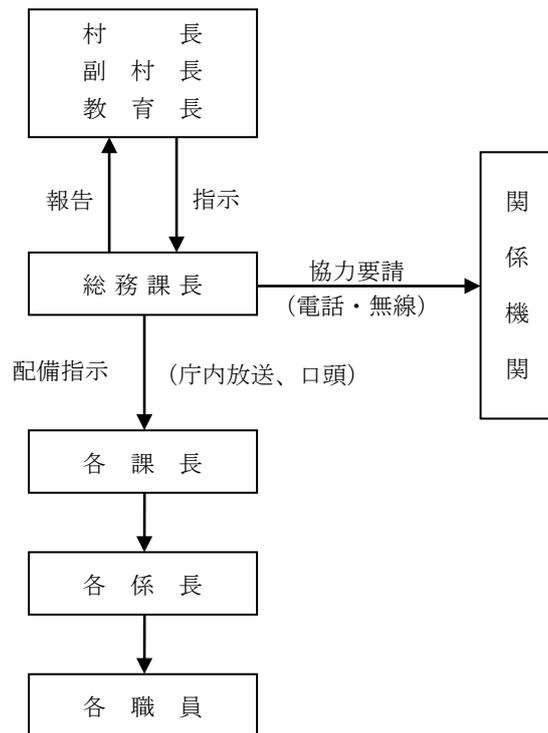
道路の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの避難所等に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をしたうえで、指示を受ける。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

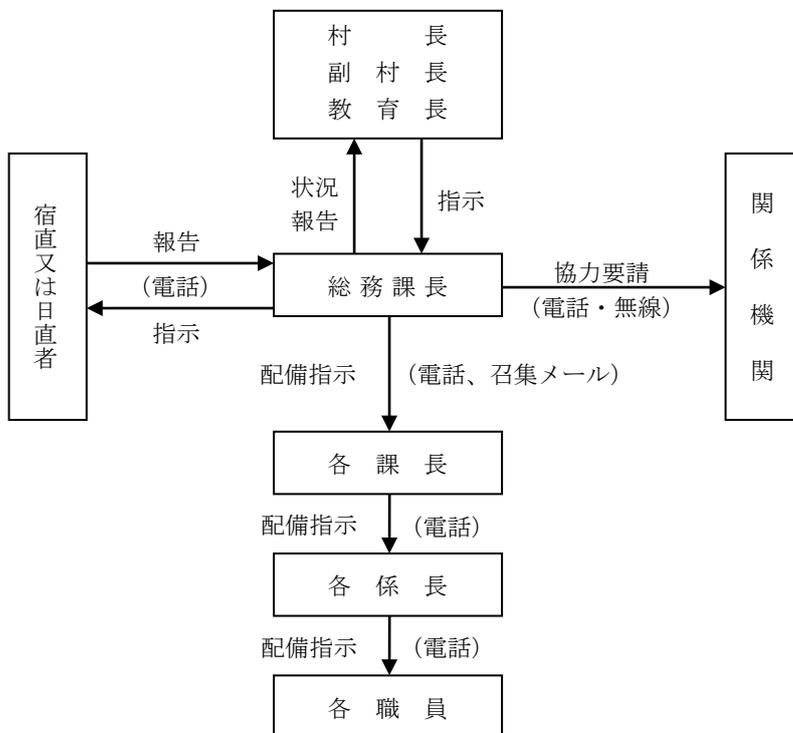
#### (3) 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく総務課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

村長は、前記2 活動体制における注意体制、警戒体制、非常体制をとるべき状況のときで必要があると認めるときは、村災害対策本部を設置する。

(2) 体制の種別

村長は、村災害対策本部を設置したときは、前記2 活動体制のいずれかの体制をとる。

(3) 本部の組織

村災害対策本部の組織及び事務分掌は、原村災害対策本部条例に定めるところにより、別表1及び別表2のとおりとする。

(4) 本部設置場所

災害対策本部は、原則として役場庁舎に設置する。ただし、役場庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、その他の公共施設を本部長が指定する。

〈災害対策本部設置場所〉

種別	名称	所在地	電話番号
原則設置場所	役場庁舎	原村6549-1	0266-79-2111

(5) 本部長及び副本部長

ア 村長を本部長とし、副村長及び教育長を副本部長とする。

イ 村長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副村長がその職務を代理する。村長、副村長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、総務課長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

1位	2位	3位
副村長	教育長	総務課長

(6) 災害対策本部設置・閉鎖の通知

災害対策本部を設置したときは、次の機関等に通知又は公表する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当班
県（諏訪地域振興局）	県防災行政無線、電話、その他	総務部総務班
茅野警察署	〃	〃
指定公共機関	〃	〃
一般住民	有線放送、広報車、その他	〃
報道機関	電話、口頭、文書	〃
各部班	庁内放送、電話、その他	〃

(7) 各部班の活動要領

- ア 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名する。
- イ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を総務部長に報告する。
- ウ 総務部長は、各部からの情報をとりまとめ、随時本部長に報告する。
- エ 総務部長は、災害の状況、当該災害についての村の対策及び被災者に対する要望事項等を、有線放送、広報車等により住民に周知し、必要に応じ報道機関の協力を得る。
- オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

(8) 本部員会議

- ア 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催する。
- イ 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出する。
- ウ 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、総務部長に申し出る。
- エ 本部員会議には、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

(9) 現地災害対策本部の設置

- ア 本部長は、県の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、原村災害対策本部条例の定めるところにより、災害地に現地災害対策本部を置く。
- イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び、現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名するものを充てる。

(10) 県の現地災害対策本部との連携

県の現地対策本部が村内に設置された場合は、当該現地災害対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(11) 本部の廃止

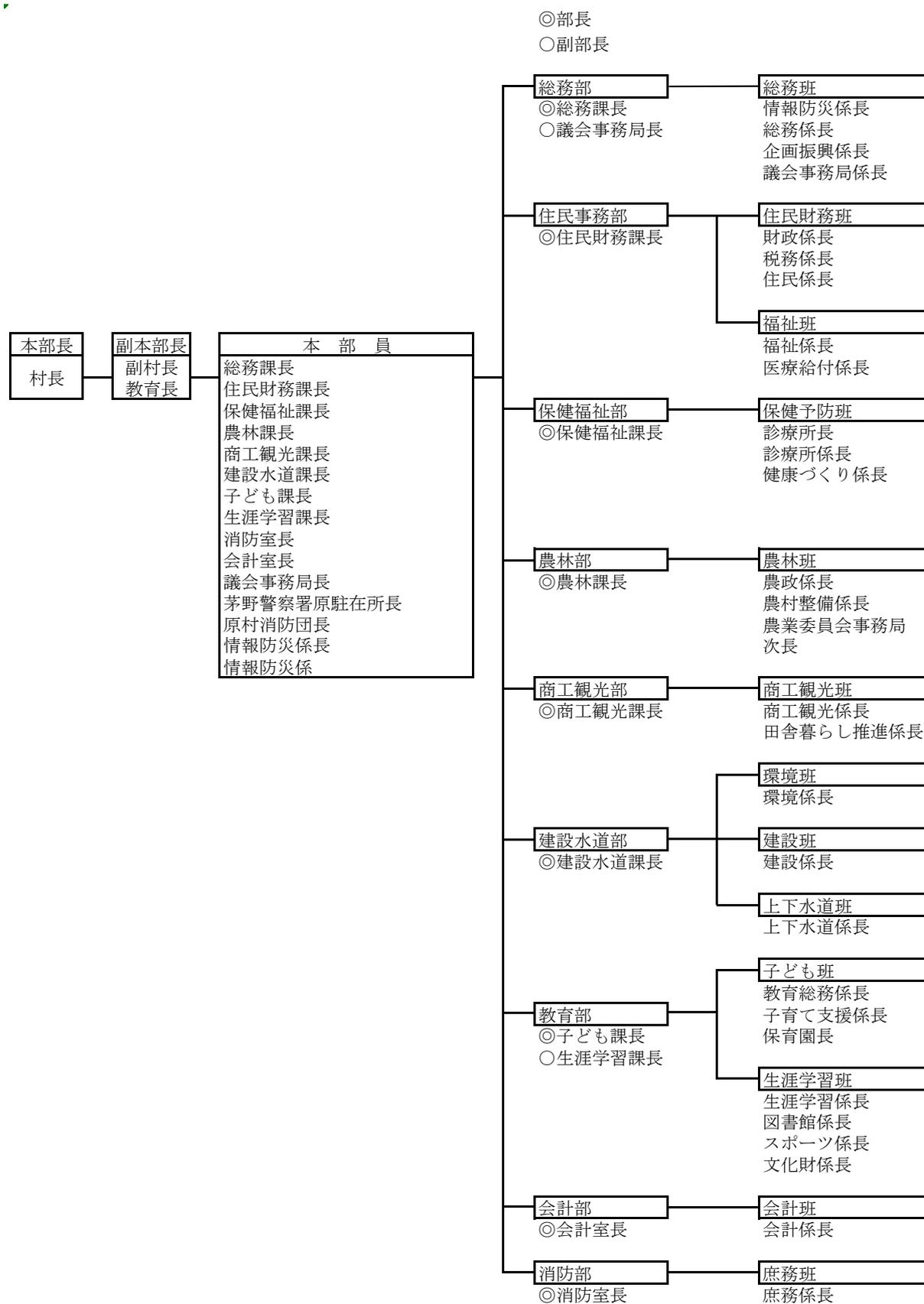
本部長は、村域内において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

- ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。
- イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。
- エ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(12) 災害救助法が適用された場合の体制

村域に災害救助法が適用されたときは、本部長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

別表1 原村災害対策本部組織編成図



現地本部(状況により災害現地に設置する。)

別表2 原村災害対策本部事務分掌表

原村災害対策本部

本部長：村長

副本部長：副村長、教育長

本部長：総務課長、住民財務課長、保健福祉課長、農林課長、商工観光課長、建設水道課長、子ども課長、生涯学習課長、消防室長、会計室長、議会事務局長、茅野警察署原村警察官駐在所、消防団長、情報防災係長、情報防災係

部（部長）	班（班長） 班員	分掌事務
総務部 (総務課長)	総務班 (情報防災係長) 情報防災係 総務係 企画振興係 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の運営全般に関する事。</li> <li>2 防災会議に関する事。</li> <li>3 被害状況の統括、収集及び伝達に関する事。</li> <li>4 避難指示及び緊急安全確保に関する事。</li> <li>5 庁舎、通信施設及び公用車の保全、管理全般に関する事。</li> <li>6 民間車両の調達、運輸業者の応援体制づくり及び連絡、調整に関する事。</li> <li>7 自衛隊派遣要請に関する事。</li> <li>8 関係機関、団体に関する協力・応援要請に関する事、並びに連絡調整に関する事。</li> <li>9 区長会の応援体制づくり及び連絡、調整に関する事。</li> <li>10 職員の動員に関する事。</li> <li>11 緊急輸送車両に関する事。</li> <li>12 防災行政無線に関する事。</li> <li>13 災害救助法による救助の適用に関する事。</li> <li>14 災害弔慰金の支給等に関する事。</li> <li>15 広報活動に関する事。</li> <li>16 臨時広報紙の発行に関する事。</li> <li>17 放送・新聞機関との連絡、調整に関する事。</li> <li>18 有線放送施設の保守、管理に関する事。</li> <li>19 気象情報等の収集、伝達に関する事。</li> <li>20 被災者に対する広聴活動に関する事。</li> <li>21 災害の記録に関する事。</li> <li>22 議会において必要とする事務に関する事。</li> <li>23 諏訪広域連合との連絡調整に関する事。</li> <li>24 その他の部の分担任務に属さない事項に関する事。</li> </ol>

<p>住民財務部 (住民財務課長)</p>	<p>住民財務班 (財政係長) 財政係 税務係 住民係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策経費の予算措置に関する事。</li> <li>2 村有財産、公共施設の災害対策及び被害調査、報告に関する事。</li> <li>3 応急対策物資の購入経理に関する事。</li> <li>4 被災納税者の減免、徴収猶予に関する事。</li> <li>5 村民税関係被害の調査、報告に関する事。</li> <li>6 資産税関係被害の調査、報告に関する事。</li> <li>7 被災世帯の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>8 避難誘導に関する事。</li> <li>9 避難所の開設及び運営に関する事。</li> <li>10 避難者の救護及び避難者名簿の作成に関する事。</li> <li>11 災害時の埋火葬の許可に関する事。</li> <li>12 罹災証明書、その他の証明書の発行に関する事。</li> <li>13 遺体の捜索及び処置に関する事。</li> <li>14 食料等の確保・調達に関する事。</li> <li>15 被災者等の要望、相談に関する事。</li> <li>16 ほかの対策部の応援に関する事。</li> </ol>
<p>保健福祉部 (保健福祉課長)</p>	<p>福祉班 (福祉係長) 福祉係 医療給付係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在宅寝たきり高齢者、心身障がい(児)者、福祉家庭等の被害状況の調査、報告及び応急対策に関する事。</li> <li>2 要配慮者の安全確保対策に関する事。</li> <li>3 炊き出しその他食品の給与に関する事。</li> <li>4 被服・寝具その他生活必需品の給与に関する事。</li> <li>5 救援物資及び見舞金等の配布に関する事。</li> <li>6 日本赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。</li> <li>7 社会福祉施設等の災害対策に関する事。</li> <li>8 社会福祉施設等の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>9 社会福祉協議会等との連絡調整に関する事。</li> <li>10 ボランティアの受入れ等に関する事。</li> <li>11 被災世帯に対する生活福祉資金の融資に関する事。</li> <li>12 義援金の配分に関する事。</li> <li>13 救援物資の仕分け、配分に関する事。</li> </ol>
	<p>保健予防班 (健康づくり係長) 健康づくり係 診療所</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護班・防疫班の編成及び出動に関する事。</li> <li>2 救護所の設置に関する事。</li> <li>3 医薬品等の調達確保に関する事。</li> <li>4 医療・保健施設利用者の避難救助に関する事。</li> <li>5 医療・保健施設の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>6 応急対策及び復旧に関する事。</li> <li>7 臨時予防接種に関する事。</li> <li>8 医師会との連絡調整に関する事。</li> <li>9 栄養士、保健師による避難者の健康相談に関する事。</li> <li>10 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。</li> </ol>

<p>農林部 (農林課長)</p>	<p>農林班 (農政係長) 農政係 農村整備係 農業委員会 事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業、林業関係の災害対策に関すること。</li> <li>2 農業、林業施設の被害調査、報告に関すること。</li> <li>3 農業、林業施設の応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>4 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関すること。</li> <li>5 応急資機材の調達、確保に関すること。</li> <li>6 営農資金、農林資金等の融資あっせんに関すること。</li> <li>7 被災農家の災害融資及び営農指導に関すること。</li> <li>8 家畜及び畜産施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>9 被災家畜の飼料・防疫・診断に関すること。</li> <li>10 死亡獣畜処理に関すること。</li> </ol>
<p>商工観光部 (商工観光課長)</p>	<p>商工観光班 (商工観光係長) 商工観光係 田舎暮らし 推進係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工・観光施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 商工・観光施設利用者の応急対策及び施設の復旧に関すること。</li> <li>3 商工・観光施設の被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>4 商工・観光資金の融資あっせんに関すること。</li> </ol>
<p>建設水道部 (建設水道課長)</p>	<p>環境班 (環境係長) 環境係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災住宅復興資金に関すること。</li> <li>2 環境衛生団体の応援体制づくり及び連絡調整に関すること。</li> <li>3 被災地の清掃、廃棄物の処理に関すること。</li> <li>4 災害による生活環境の確保に関すること。</li> <li>5 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。</li> <li>6 ペットの逸走対策及び保護、収容、救護に関すること。</li> </ol>
	<p>建設班 (建設係長) 建設係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>2 公共土木施設の応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>3 公共土木事業及び建築事業関係者への協力依頼に関すること。</li> <li>4 公共土木施設の危険箇所及び迂回路線等の公示等に関すること。</li> <li>5 障害物の除去に関すること。</li> <li>6 土木業者及び土木用重機械類の応援体制づくり並びに連絡調整に関すること。</li> </ol>
	<p>上下水道班 (上下水道係長) 上下水道係</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活用水の調達・確保に関すること。</li> <li>2 上下水道施設の災害対策及び被害状況の調査、報告に関すること。</li> <li>3 上下水道施設の応急対策及び復旧に関すること。</li> <li>4 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること。</li> <li>5 飲料水の確保及び供給に関すること。</li> <li>6 給水機器及びその修理資材の確保に関すること。</li> <li>7 仮設トイレの調達、設置に関すること。</li> </ol>

風水害対策編 第3章第3節  
非常参集職員の活動

教育部 (子ども課長)	子ども班 (教育総務係長) 教育総務係 子育て支援係 保育園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児・児童・生徒の安全確保対策及び避難救助に関する事。</li> <li>2 保育・教育関係施設の被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>3 災害時の応急教育に関する事。</li> <li>4 被災園児・児童・生徒の把握に関する事。</li> <li>5 学用品の調達配布に関する事。</li> <li>6 学校等への避難所開設時の協力に関する事。</li> <li>7 教職員の災害対策のための確保・動員に関する事。</li> <li>8 災害時の保育園・学校の給食に関する事。</li> <li>9 被災園児・児童・生徒の育英・奨学に関する事。</li> <li>10 教育関係義援金・義援物資の受付等に関する事。</li> </ol>
	生涯学習班 (生涯学習係長) 生涯学習係 図書館係 スポーツ係 文化財係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設等の災害対策及び被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>2 社会教育施設等への避難所開設時の協力に関する事。</li> <li>3 社会教育施設等利用者の安全対策及び避難救助に関する事。</li> <li>4 文化財の災害対策に関する事。</li> <li>5 文化財の災害対策及び被害状況の調査、報告に関する事。</li> </ol>
会計部 (会計室長)	会計班 (会計係長) 会計係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の調達に関する事。</li> <li>2 災害応急救助費の出納に関する事。</li> <li>3 義援金の受付保管に関する事。</li> </ol>
消防部 (消防室長)	庶務班 (庶務係長) 庶務係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象情報等各種情報の収集、報告及び伝達に関する事。</li> <li>2 消防本部との連絡調整に関する事。</li> <li>3 応急資機材の調達及び確保に関する事。</li> <li>4 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>5 消防施設に関する事。</li> <li>6 被災者の救助及び救急活動に関する事。</li> <li>7 火災、水防の警戒、防ぎよに関する事。</li> <li>8 行方不明者及び死体の捜索に関する事。</li> <li>9 被災地の警備に関する事。</li> </ol>

(注) 各班が分掌事務を推進する場合、ほかの班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施する。

## 第4節 広域相互応援活動

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書」、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援協定書」等に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する（別記参照）。

被災した場合、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請にあたっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

### 第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかに応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う財源の確保を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 応援要請

##### (1) 基本方針

村及び県においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

##### (2) 実施計画

#### ア 消防に関する応援要請

##### (ア) 県内市町村に対する応援要請

諏訪広域消防本部は、風水害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない場合又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

##### (イ) 他都道府県への応援要請

諏訪広域消防本部は、(ア)の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの

応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- a 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。）
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
- c その他、他都道府県からの消防の応援

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村に対する応援要請

- a 村長は、風水害等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、村の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに他市町村に応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。
- b 村長は、前記 a の場合における他市町村からの応援を受けても十分な応急措置ができないと認められるときは、ほかの市町村等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。
  - (a) 応援を求める理由及び災害の状況
  - (b) 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
  - (c) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
  - (d) その他必要とする事項

(イ) 県に対する応援要請等

村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、(ア) b (a)～(d)に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求める。

<p>資料編 ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325) ・ 長野県消防相互応援協定書 (P. 1328) ・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)</p>
---

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

(2) 実施計画

ア 村が実施する対策

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

村は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等からの要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

村は、応援に出動した場合、被災市町村等の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

村は、被災市町村等の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ 長野県合同災害支援チームが実施する対策

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

(イ) 県及び村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

村が、ほかの市町村から応援を受ける場合において、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、円滑な受入れ体制が必要となる。

しかし、受入れ体制をすべて整えた後に応援要請を行うことは、初動の応急措置に遅れが生じることになることから、要請時には、配置、指揮命令系統及びヘリポート等応援活動に必要な基本的事項を整え、宿泊場所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等、迅速かつ弾力的な受援体制の整備が必要である。

(2) 実施計画

村が、他市町村に応援の要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡

調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

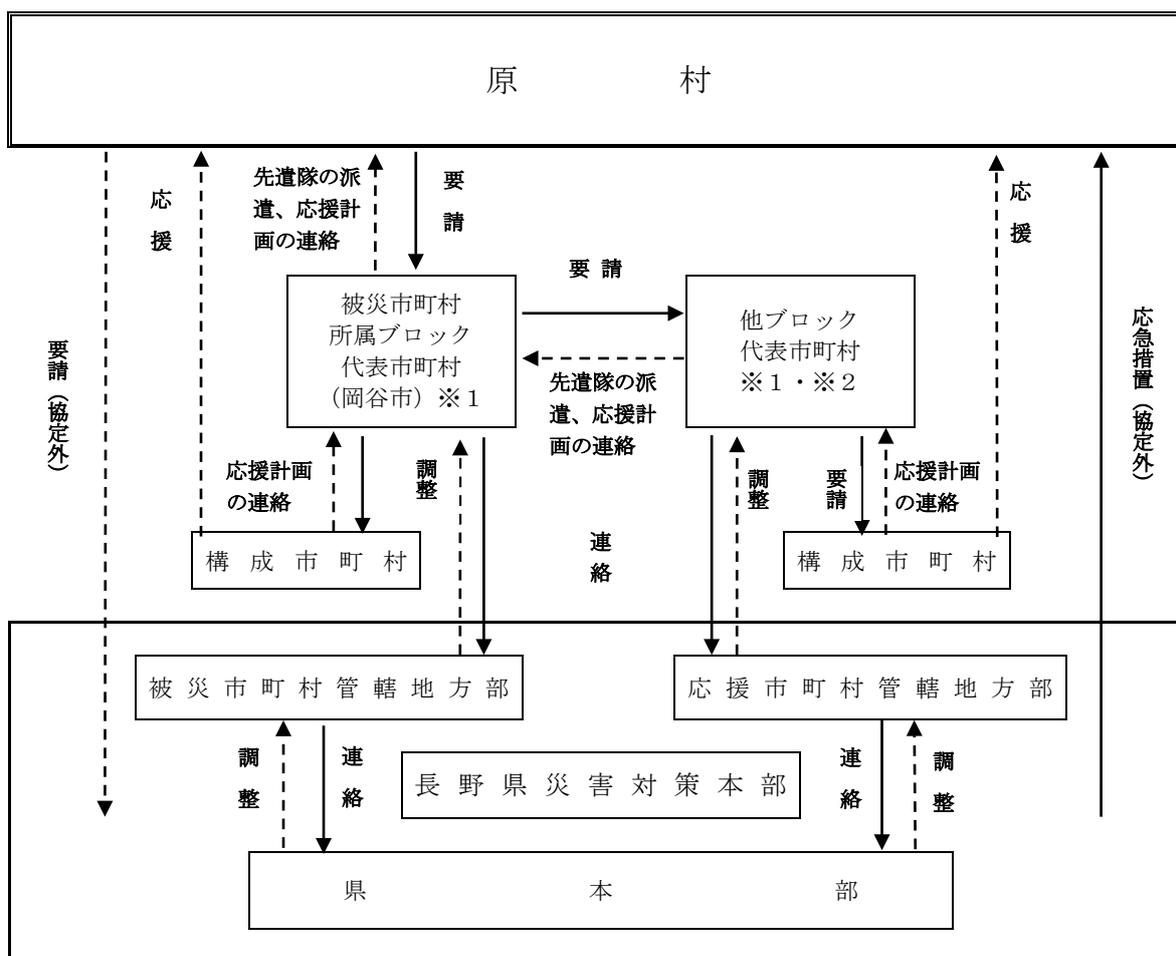
また、宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援部隊の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

#### 4 経費の負担

- (1) 県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。
- (2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統



- ※1 第2順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定
- ※2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組合せをあらかじめ定める。

## 第5節 ヘリコプターの運用計画

### 第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 ヘリコプターの要請

##### (1) 基本方針

災害の規模、活動の内容等により、必要に応じてヘリコプターを県へ要請する。

##### (2) 実施計画

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり。）。

#### 2 出動手続の実施

##### (1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行う（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり。）。

##### (2) 実施計画

ア 要請にあたっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）。

(ア) 災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）

(イ) 活動に必要な資機材等

(ウ) ヘリポート及び給油体制

(エ) 要請者、現場責任者及び連絡方法

(オ) 資機材等の準備状況

(カ) 気象状況

(キ) ヘリコプターの誘導方法

(ク) ほかのヘリコプターの活動状況

(ケ) その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

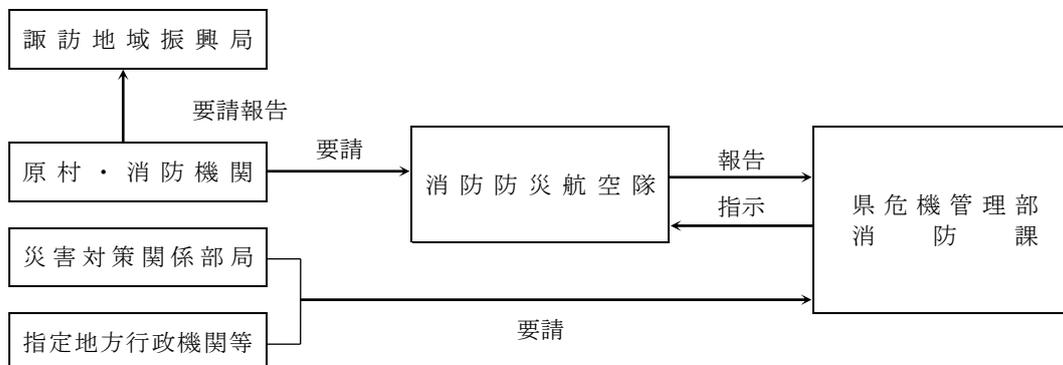
エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

オ 自衛隊の派遣要請手続については本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

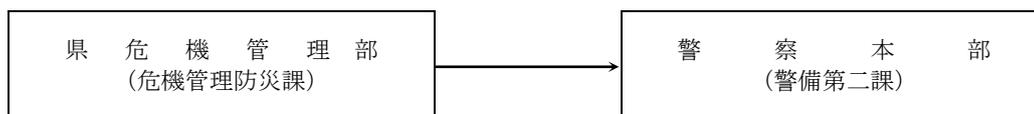


※連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

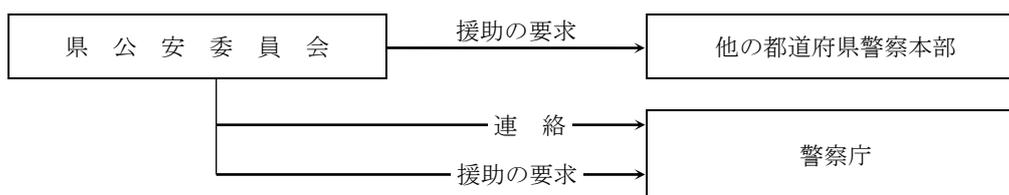
呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



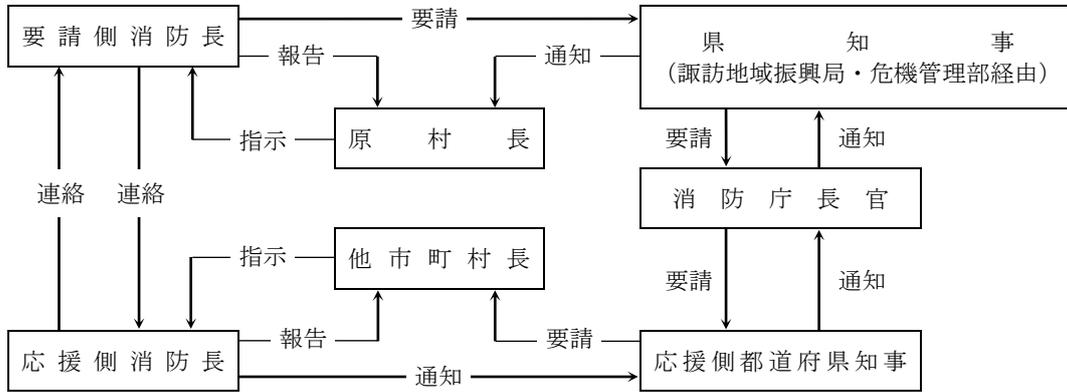
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又はほかの都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順



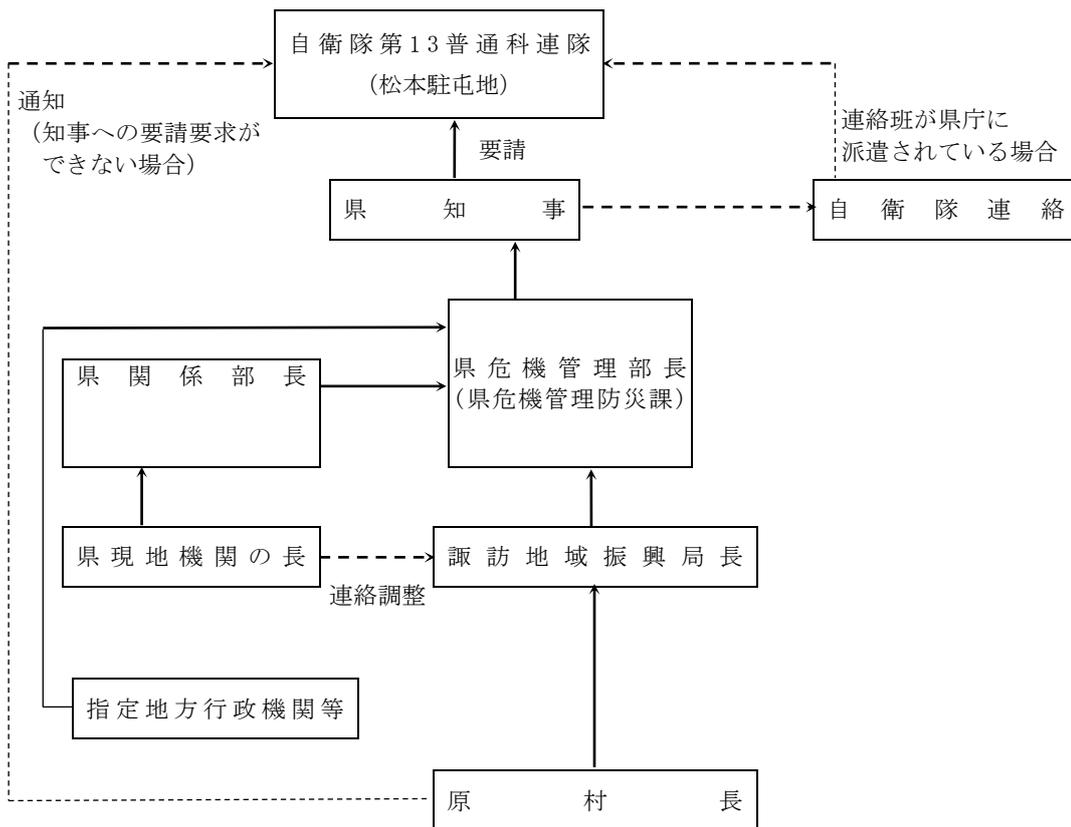
ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおりである。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおりである。

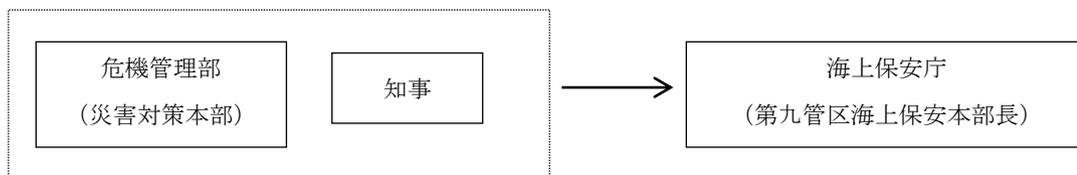
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

4 自衛隊ヘリコプター



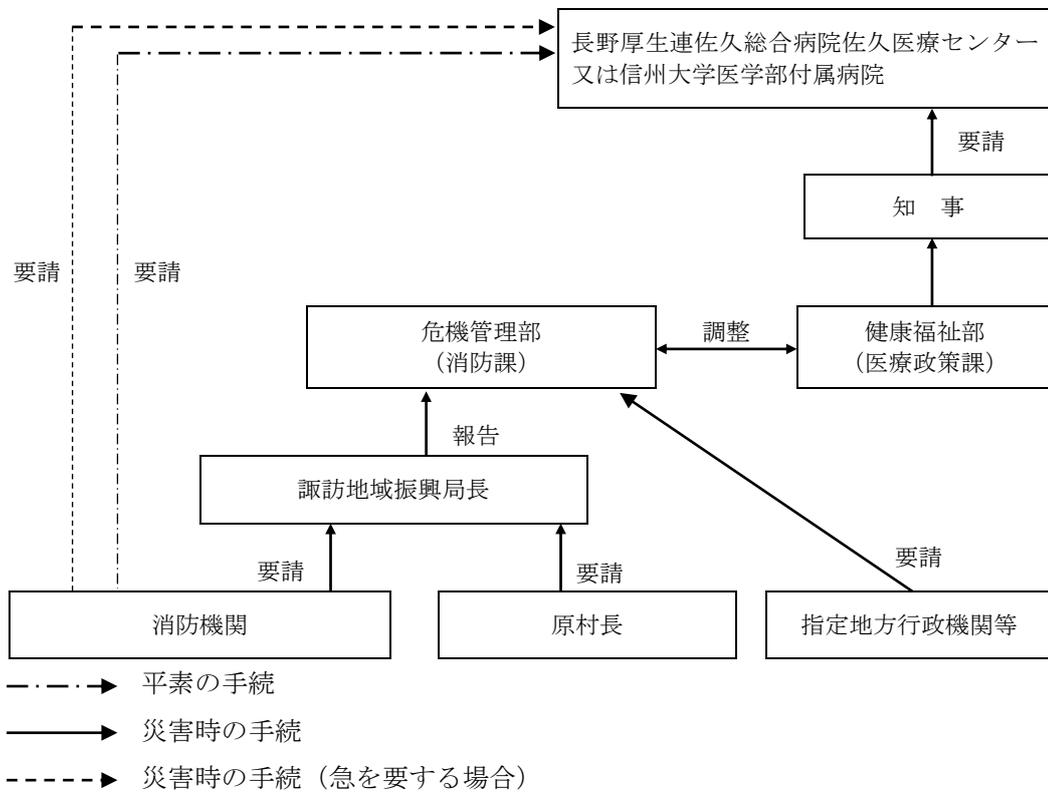
5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、村は県に対し、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



## 第6節 自衛隊の災害派遣

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生したときには、県及び村だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、県知事は自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、緊急時に円滑な派遣が行われるよう、地域防災計画の修正、防災訓練等を通じ、自衛隊との連携の強化に努める。

### 第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続について確認する。
- 2 県、村と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要なくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

### 第3 活動の内容

#### 1 派遣要請

##### (1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があれば直ちに県に対して派遣要請の求めを行う。事態の推移に応じ、要請を求めないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

##### (2) 実施計画

#### ア 派遣の要請の要求

##### (ア) 要請の要件

##### a 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

##### b 緊急性

差し迫った必要性があること。

##### c 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外にほかの適切な手段がないこと。

##### (イ) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等の援助



ウ 派遣要請手続

1 (2)イの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

(ア) 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地域振興局長に派遣要請を求める。

(イ) (ア)により口頭をもって要請したときは、事後において速やかに諏訪地域振興局長を通じ文書による要求をする。

(ウ) (ア)の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(エ) 要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- a 災害の情况及び派遣を要請する事由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

〈自衛隊への連絡先〉

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長

松本市高宮西1-1

連絡先：

[時 間 内]	[時 間 外]
第3科長	駐屯地当直司令
T E L	T E L
N T T 0263-26-2766 (内線235)	N T T 0263-26-2766 (内線302)
防災行政無線 81-535-79	防災行政無線 81-535-61
F A X	F A X
N T T 0263-26-2766 (内線239)	N T T 0263-26-2766 (内線239)
防災行政無線 81-535-76	防災行政無線 81-535-62

資料編 ・ 自衛隊派遣要請書 (P. 1510)

エ 派遣部隊の受入れ措置

(ア) 受入れ総括責任者は本部長（村長）とする。

(イ) 連絡責任者は総務部長とし、県現地連絡調整者（諏訪地域振興局長等）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。

(ウ) 総務部長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。

- a 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所、炊事場を準備する。
- b 派遣部隊との連絡調整にあたる現場責任者を定め派遣する。
- c 派遣の状況により建設水道部長他関係部長と調整し、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- d ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。

e 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係機関との連絡調整に努める。

- (a) 作業箇所及び作業内容
- (b) 作業箇所別必要人員及び資機（器）材
- (c) 作業箇所別優先順位
- (d) 作業に要する資材の種類別保管場所及び調達場所
- (e) 部隊との連絡方法及び連絡場所

(エ) 茅野警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。

資料編 ・ 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449)

2 派遣部隊の活動

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、すべて県現地連絡調整者を通じて行う。

イ 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。

ウ 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

エ 住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア 派遣部隊の撤収時期については、総務部長が、関係部長と協議して、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

イ 総務部長は、県本部長から派遣部隊の撤収の通知を受けたときは、関係部長に連絡をする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定した費用

## 第7節 救助・救急・医療活動

### 第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品・医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

### 第2 主な活動

- 1 村及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 救助・救急活動

##### (1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしなが、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

##### (2) 実施計画

ア 諏訪広域消防原消防署は消防計画における救助・救急計画等に基づき、村災害対策本部、消防団、茅野警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ 必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

ウ 諏訪広域消防原消防署は、村災害対策本部、消防団、茅野警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

エ 諏訪広域消防原消防署及び消防団は、救助活動にあたり、村災害対策本部、茅野警察署等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率

的な救助を行う。

オ 諏訪広域消防原消防署は、救急活動にあたり、村災害対策本部、消防団、茅野警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車を傷病者の状態にあわせて有効に運用する。

カ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

キ 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、住民及び区（自治会）等は、初期救助・救急活動について日ごろから認識を深め、被災時は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 2 医療・助産活動

### (1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入れ体制の確保を図る。

さらに、市町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 医療の範囲

医療の範囲は、次のとおりとする。

##### (ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

#### イ 助産の範囲

助産の範囲は、次のとおりとする。

##### (ア) 分娩の介助

(イ) 分娩前、分娩後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

#### ウ 協定に基づく医療救護活動

村は「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき諏訪郡医師会の協力を得て、諏訪郡医師会が編成、派遣する医療救護班により医療救護活動を実施する。

医療救護班の業務内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 負傷の程度の判定

(イ) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

(ウ) 救急処置の実施

- (エ) 救急活動の記録
- (オ) 遺体の検案
- (カ) その他必要な事項

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時の医療救護活動に関する協定書 (P. 1337)</li><li>・救護班活動状況 (P. 1504)</li><li>・救護班診療記録簿 (P. 1505)</li><li>・助産台帳 (P. 1505)</li><li>・病院診療所医療実施状況 (P. 1506)</li></ul>
---

エ 救護所の設置

村内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

オ 傷病者の搬送体制の整備

(ア) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、茅野警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(イ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

カ 医薬品、医療用資機材等の確保

(ア) 村備蓄医薬品のほか、村内医療機関及び村内薬局等から保有状況を確認し、供給の要請を行う。

(イ) 諏訪中央病院組合と締結する「災害用備蓄医薬品の調達保管業務委託契約書」に基づき諏訪中央病院組合が保管する医薬品の供給を要請する。

(ウ) (ア)、(イ)によっても不足する場合には、「長野県市町村災害時相互応援協定」、「諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書」等に基づき協定締結市町村又は県に必要な医薬品、医療用資機材の提供を要請する。

キ 医療器具、医薬品等の調達

救護所等への医薬品の供給についての実施責任者は保健福祉部長とする。

医療、助産、救護活動に必要な医療器具、医薬品は、資料編に掲げる薬局で調達するほか、不足する場合は、近隣市町村及び県に対して協力を要請する。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325)</li><li>・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)</li><li>・災害用備蓄医薬品の保管業務委託契約書 (P. 1351)</li><li>・医療機関一覧 (P. 1447)</li><li>・薬局・薬店一覧 (P. 1447)</li><li>・罹災者台帳 (P. 1496)</li><li>・罹災証明書 (P. 1497)</li><li>・被災者救出状況記録簿 (P. 1498)</li></ul>
---

ク 住民が実施する対策

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動

について日ごろから認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じたうえで、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

## 第8節 消防・水防活動

### 第1 基本方針

大規模災害等発生時には、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかにほかの地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 火災警報の発令基準

消防法に基づき、一般に警戒を促すために村長が発令する火災警報の基準は次のとおりである。

区分	発令基準
火災警報	<p>おおむね次に掲げる気象状況において必要と認めるとき発令する。</p> <p>(1) 実効湿度が60パーセント以下であり、最低湿度が40パーセント以下であって、最大風速7メートルを超える見込みのとき。</p> <p>(2) 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</p>

#### 2 消防機関の警戒措置体制の確保

##### (1) 警戒のための組織体制

警戒のための組織体制は次のとおりである。



資料編 ・ 消防組織編成表 (P. 1457)

##### (2) 警戒区域の責任分担

ア 消防団各分団の区域は、次のとおりである。

	第1出動	第2出動
第一分団	大久保区 柳沢区 八ッ手区 上里区 (北上里) 農場区 (原山北部)	
第二分団	払沢区	他分団の積載車出動

	判の木区 上里区（南上里） やつがね区 ペンション区（原山中部）	
第三分団	柏木区 菖蒲沢区 室内区	
第四分団	中新田区 白山・南原区 南原区（原山南部）	
諏訪広域消防本部	村内全地区出動	

(3) 警戒出動のため要員出動又は伝達の方法

消防団員への伝達は次によるものとする。

- ア 消防団幹部、その他の関係機関には消防無線又は電話・有線電話により連絡する。
- イ 有線放送により全村放送する。

(4) 規制措置

火災警報発令時における規制措置は次のとおりである。

- ア 山林、原野における火入れの禁止
- イ 煙火打ち上げの禁止
- ウ 屋外における火遊び又はたき火の禁止
- エ 屋外における引火性、爆発性の品物、その他可燃物付近での喫煙禁止
- オ 残火（たばこの吸殻も含む。）取灰、又は火の粉の措置
- カ 屋内の裸火使用の際の窓、出入口等の閉鎖

(5) 通信系統及び水利の確保

ア 通信系統の確保

通信系統は次のとおり、機器と要員が24時間体制で確保されていること。

(ア) 消防無線

簡易デジタル無線 移動局（携帯）21局

イ 水利の確保

上水道、用水路等の水利について、次により確保を図る。

(ア) 消防団員による分団内の地水利調査の実施

(イ) 厳冬期、積雪時における消防団員による管内の除雪作業及び凍結防止措置の実施（無蓋防火水槽の吸管投入口の除雪、消火栓等の除雪）

3 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、区（自治会）等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

村内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び茅野警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 村長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認められるときは、ほかの地方公共団体等に対する応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

b 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、区（自治会）等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ 住民、事業所及び区（自治会）等の活動

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、区（自治会）等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助のうえから重要となるので、積極的に行うよう努める。

#### 4 水防活動

##### (1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

##### (2) 実施計画

###### ア 監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。迅速な応急対策が講じられるよう、次の要領により危険区域の巡視を実施する。

###### 担当区分

危険区域	担当課
土石流発生危険溪流地区	建設水道課
危険箇所	総務課・建設水道課
農業用水路	農林課
ため池	農林課

###### イ 水防資材の場所と確保

水防用資機材の現状は、次のとおりである。

###### (ア) 水防倉庫所在地

管理団体	位置	竣工年月
原村	払沢（原消防署内）	平4. 12

**資料編**

- ・水防倉庫備蓄資材一覧（P. 1440）
- ・土石流危険溪流（P. 1454）
- ・重要水防箇所一覧（P. 1455）
- ・ため池一覧（P. 1456）

###### ウ 通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(ア) 水防に用いる信号は次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒
			○— 休止 ○—
			約15秒 約5秒
			休止 ○—

第2信号	消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの		約5秒 〇— 約6秒 休止	約6秒 休止 約5秒 〇—	約5秒 〇—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	〇—〇—〇—〇 〇—〇—〇—〇 〇—〇—〇—〇	約10秒 〇— 約5秒 休止	約5秒 休止 約10秒 〇—	約10秒 〇—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 〇—	約5秒 休止	約1分 〇—
備考1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。					

エ 水防活動の実施

水防管理者（村長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限りはん濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、「災害時における応急措置に関する協定書」により、必要に応じて原村建設事業協同組合等の協力を得る。

資料編 ・災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)

オ 応援による水防活動の実施

(ア) 水防管理者（村長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、ほかの地方公共団体等に対する応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

(イ) 水防管理者（村長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

## 第9節 要配慮者に対する応急活動

### 第1 基本方針

近年の高齢化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時においては、要配慮者とりわけ避難行動要支援者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、災害発生時においては、村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 避難誘導、避難所等での生活環境等に当たっては、要配慮者に十分配慮する。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のための必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者の心身両面の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健福祉サービスの供給を行う。
- 4 要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 5 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

### 第3 活動の内容

災害応急計画の実施に際し、民生・児童委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、災害発生直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、別表のとおり配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講じるよう努める。

なお、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

#### 1 避難受入れ活動

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

##### ア 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、有線放送、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

##### イ 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認

が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(ア) 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(イ) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(エ) 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置に努める。

(オ) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置に努める。

エ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員・児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

2 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

別表

配慮すべき項目	実施機関	対象者
<p><b>【避難収容等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者の状況把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認、保健福祉サービスの要否等</li> </ul> </li> <li>○高齢者等避難・避難指示等災害情報の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達</li> </ul> </li> <li>○避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の優先的避難誘導</li> <li>・要配慮者の態様に応じて介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用した移送</li> </ul> </li> <li>○避難場所での生活環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設、設備の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>段差解消、スロープ、身体障がい者用トイレの設置等</li> </ul> </li> <li>・医薬品、介護機器等の手配、確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子等補装具、医薬品、介護用品・機器等をはじめとする日常生活用品等の確保等</li> </ul> </li> <li>・要配慮者に対する相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者のニーズや生活状況を的確に把握し、医師等の派遣を必要に応じて迅速に行う</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○情報提供体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大画面のテレビ、インターネット端末、FAX等の設置</li> <li>・手話通訳者、外国語通訳者の派遣</li> <li>・インフォメーションセンターの設置等</li> </ul> </li> <li>○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、里親への委託等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ先の確保</li> <li>・安全な移送体制の整備</li> <li>・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ</li> </ul> </li> <li>○応急仮設住宅等の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者向けの応急仮設住宅の設置</li> <li>・要配慮者等の応急仮設住宅等への優先的入居</li> </ul> </li> <li>○在宅者対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅等で過ごす要配慮者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員等の協力のもと定期的に訪問し、ニーズや生活状況を把握し、必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。また、各種情報を態様に応じた手段により提供する。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>村</p> <p>村、関係機関</p> <p>村、関係機関</p> <p>県、村、関係機関</p> <p>県、村、関係機関</p> <p>県、村、医療機関 社会福祉施設等</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p> <p>高齢者、障がい者、外国籍住民</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p><b>【生活必需品等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配</li> </ul>	<p>県、村、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>

配慮すべき項目	実施機関	対象者
<p>【保健衛生、感染症予防】</p> <p>○心身両面の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルケア、巡回健康相談等の実施</li> </ul> <p>○保健福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の派遣</li> <li>・入浴サービス等の実施</li> </ul>	<p>県、村、関係機関</p> <p>県、村、関係機関</p>	<p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p> <p>傷病者、高齢者、障がい者、児童</p>
<p>【ライフライン等】</p> <p>○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフラインの優先的復旧</li> <li>・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給</li> <li>・マンパワーの確保等</li> </ul>	<p>県、村、関係機関</p> <p>医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>入院患者、利用者等</p>
<p>【広域相互応援等】</p> <p>○応援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整</li> </ul> <p>[職員] 医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等</p> <p>[車両] 移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等</p> <p>[資機材] 医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備蓄物資等の集積方法等の調整</li> </ul> <p>○受援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整</li> <li>・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等</li> </ul>	<p>県、村、関係機関</p> <p>医療機関、社会福祉施設等</p> <p>県、村、関係機関</p> <p>医療機関、社会福祉施設等</p>	<p>全要配慮者</p> <p>全要配慮者</p>

## 第10節 緊急輸送活動

### 第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。
- 2 緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、次の点に配慮して推進する。
  - (1) 人命の安全
  - (2) 被害の拡大防止
  - (3) 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人命救助</li> <li>・ 消防等災害拡大防止</li> <li>・ ライフラインの復旧</li> <li>・ 交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1段階の続行)</li> <li>・ 食料、水、燃料等の輸送</li> <li>・ 被災者の救出、搬送</li> <li>・ 応急復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (第1・2段階の続行)</li> <li>・ 災害復旧</li> <li>・ 生活必需物資輸送</li> </ul>

なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待たないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

### 第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、総務部総務班が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、緊急交通路が使用不能又は交通規制が実施された場合は、村道等の代替道路を確保する。
- 3 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 原村建設事業協同組合、輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効果的なヘリコプターの運用を要請する。
- 5 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

### 第3 活動の内容

- 1 緊急交通路確保のための応急復旧

#### (1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意する。

#### (2) 実施計画

ア この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡

道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

**資料編 ・ 災害時幹線迂回路 (P. 1450)**

2 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 車両による輸送

(ア) 輸送路の確保

緊急輸送を実施するため、次の緊急輸送路線を確保する。

〈緊急輸送路線〉

路線名	緊急輸送路確保区間
中央自動車道西宮線	阿智村県境～富士見町県境 [原村内の区間]
主要地方道 茅野北杜葦崎線	茅野市R152号交点～山梨県境 [原村柳沢～原村中新田]
県道 払沢茅野線	分杭信号機～茅野市20号交点 [原村払沢～原村柏木]
県道 払沢富士見線	諏訪南 I. C～上室内信号機 [原村南原～上室内信号機]
村道 払沢ペンション線 (村道1004号線)	原村払沢～鉢巻道路(県道富士見原茅野線)交点 [中央高原入口信号機～原村ペンション]
村道 八ヶ岳ズームライン (村道2016号線)	御射山信号機～鉢巻道路(県道富士見原茅野線)交点 [御射山信号機～原村原山]

(注)・中央自動車道西宮線と主要地方道茅野北杜葦崎線は、長野県地域防災計画に定める緊急交通路交通規制対象予定道路

・緊急輸送路確保区間の [ ] 内は、村内の指定状況

(イ) 車両の確保

a 災害対策本部各班がその所管事務遂行上必要とする車両は、村保有車両を総務部総務班が調達し配分する。

b 村保有車両が不足し、又は調達不納のため輸送が不可能となった場合は、次により民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保する。

(a) 民間業者への依頼

村内の自家用及び営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。

(b) 県への要請

村内で調達が不可能な場合は、県に対して調達の要請を行う。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

イ 航空機による輸送

(ア) 輸送の要請

災害の状況により空中輸送を必要とする場合は、県知事に対し、災害状況に基づき自衛隊による空中輸送について出動の手続をする。

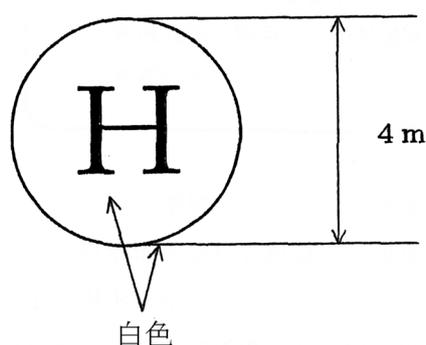
(イ) ヘリポートの整備

災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、ヘリポートを設定し、整備する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

(a) 離着陸時の風圧により、砂じんの舞い上がるおそれがある場合は、十分に散水し、積雪時には、除雪又は圧雪を行う。

(b) ヘリポートに次に示す標識を行う。



※ 通常は白色、積雪時は赤色で着陸中心を示す。

(c) 上空から風向、風速が判定できるように紅白の吹き流し、又は赤旗をヘリポートの近くに立てる。

積雪時には、赤色の発炎筒を用意する等着陸にあたって進入方向を示す。

(d) ヘリポートにおける指揮所、駐車場、物資集積場所等は、地理的条件に応じた機能的配置を行う。

(e) 離着陸時は、危険防止のため関係者以外の者を接近させないよう十分警備を行う。

(f) ヘリポートの予定地

資料編に掲げるとおりとする。

資料編 ・災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449)

3 緊急通行車両の指定

村長は、災害応急対策による緊急輸送をする場合は、県知事又は公安委員会へ緊急車両の申出をし、緊急通行車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

緊急通行車両確認証明書並びに標章の様式は資料編に掲げるとおりである。

#### 4 輸送拠点の確保

##### (1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所別に分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点として資料編に掲げる施設を設定する。

資料編 ・ 災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧 (P. 1449) ・ 緊急輸送車両確認申出書及び標章 (P. 1451)
---

##### (2) 実施計画

ア 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。

イ 各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

#### 第4 災害救助法に基づく措置基準

応急救助のための輸送費等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法施行細則 (別表第1・第2) (P. 1317)
-------------------------------------

## 第11節 障害物の処理活動

### 第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分にあたっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

### 第2 主な活動

障害物の除去処理については、原則としてその所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議のうえ、建設事業協同組合等の協力を得て村災害対策本部が行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 障害物の除去処理

##### (1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の漂流物、放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

##### (2) 実施計画

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

##### イ 放置車両等の移動等

(ア) 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

##### ウ 応援協力体制

(ア) 村は原村建設事業協同組合と締結する「災害時における応急措置に関する協定書」に基づき応援を受けるものとするが、そのほか、村に所在する各機関等から応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。

(イ) 村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

<b>資料編</b>	・災害時における応急措置に関する協定書 (P. 1367)
	・応急復旧用機械所有者 (P. 1450)
	・障害物除去該当世帯調 (P. 1507)
	・障害物除去状況記録簿 (P. 1507)

## 2 除去物件の集積、処分方法

### (1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

### (2) 実施計画

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

#### イ 応援協力体制

(ア) 村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、必要に応じて適切な措置を講じる。

(イ) 村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

## 3 障害物の集積場所

(1) 集積場は、次により災害発生場所の近くに設ける。

ア 交通に支障のない公有地を選ぶ。

イ 公有地に適当な場所がないときは、民有地を利用するが、やむを得ない場合以外は、所有者の了解を求め、事後の処理は万全を期する。

## 第4 災害救助法に基づく措置基準

障害物の除去に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法施行細則（別表第1・第2）(P.1317)
----------------------------------

## 第12節 避難収容活動

### 第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を行う。

その際、要配慮者について十分考慮する。特に、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、要配慮者利用施設に十分配慮する。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

### 第2 主な活動

- 1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 村及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

### 第3 活動の内容

- 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

#### (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合は、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、村災害対策本部及び現地災害対策本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て、災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

#### (2) 実施計画

##### ア 実施機関

##### (ア) 高齢者等避難、避難指示の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	村 長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	〃	災害対策基本法第60条	〃
	水防管理者	水防法第29条	洪 水

	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害 全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
避難所の開設、受入れ	村 長		

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり知事が行う。

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

事 項	意 味
高齢者等避難	人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援にあたる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 発令の際には「警戒レベル3」を付して伝達する。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。 発令の際には「警戒レベル4」を付して伝達する。

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、特に風水害発生の状況下においては、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

ウ 警戒レベルの意味

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報等
警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生又は切迫している状況</li> <li>・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況</li> <li>・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する</li> <li>・本行動は災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、またとったとしても身の安全を確保できるとは限らない</li> </ul>	緊急安全確保
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが高い状況</li> <li>・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況</li> <li>・居住者等は危険な場所から全員避難する</li> <li>・「立退き避難」を基本とし、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能</li> </ul>	避難指示
警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれがある状況</li> <li>・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況</li> <li>・高齢者等は危険な場所から避難する</li> </ul>	高齢者等避難

	・高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をし、自主的に避難する	
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

エ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等

(ア) 村長及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示

災害時において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

なお災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発せられ、避難を要すると判断される地域
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所で砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- (d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- (f) 河川が氾濫注意・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予想される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を

要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達する。

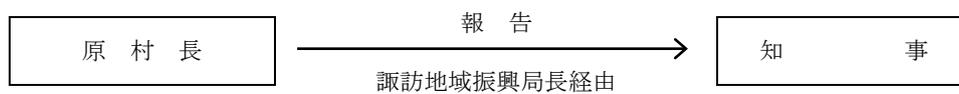
(a) 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域

(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）

高齢者等避難、避難指示を行った場合は、直ちに知事へ報告する。

（報告様式 第2—1号）



※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

d 伝達方法

住民への伝達は次によるものとする。

(a) 区長（自治会長）への連絡

避難指示

該当区域内の区長（自治会長）に連絡し、区組織を通じて住民に通知する。

(b) 広報車による伝達

本部及び消防団等関係機関の広報車を動員し、関係地域を巡回して伝達に努める。

(c) 有線放送による伝達

指示、伝達事項を明示し、緊急放送を行う。

(d) テレビ、ラジオ放送による伝達

(e) 消防団の打鐘による伝達

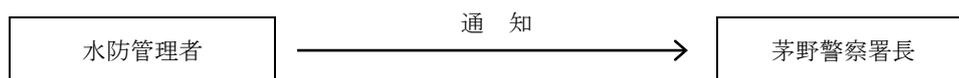
(f) ホームページや緊急メールによる伝達

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ。

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察官にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

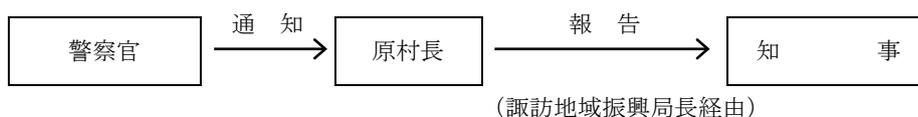
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

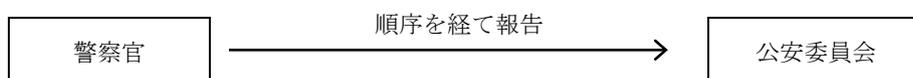
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講じる。
- (e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受入れた避難住民については、村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合 (災害対策基本法第61条)



(b) 上記 a (d) による場合 (警察官職務執行法第4条)

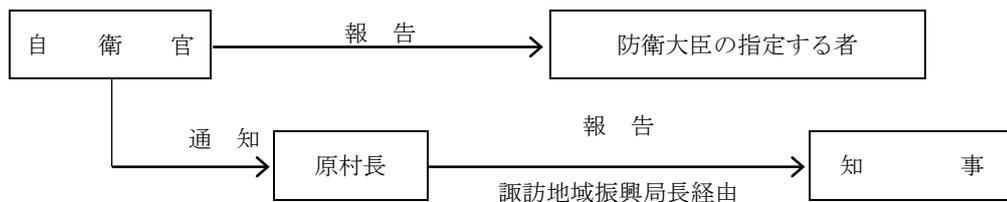


(オ) 自衛官の行う措置

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場  
にいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をと  
る。

b 報告（自衛隊法第94条）



オ 避難指示等の時期

前記ウ(ア) a (a)～(j)に該当する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身  
体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

カ 避難指示や高齢者等避難の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達について  
同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ケ) 避難経路又は通行できない経路
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (コ) 危険の度合い

キ 住民への周知

(ア) 避難指示、高齢者等避難を行った者は、速やかにその内容を有線放送、広報車等のあ  
らゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実  
に伝達する。

(イ) 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるた  
め、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

(ウ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知が

より効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(エ) 村は、有線放送、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、携帯端末の緊急メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(オ) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

#### ク 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに地域住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

#### ケ 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は、避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示、高齢者等避難は速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (2) 実施計画

#### ア 実施者

(ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項—村長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る。）

#### イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避

難指示と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 基本方針

避難指示等を行った場合は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

#### (2) 実施計画

##### ア 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は当該地区の消防団の分団長があたるものとし、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものがあたる。

##### イ 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

##### ウ 誘導の方法

(ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 学校長、保育所及び施設の管理者は、本部長からの避難指示等の伝達を受けたときは、各避難所へ児童生徒などを避難させる。その他の要領については、学校長、保育所及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。

(キ) 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。

(ク) 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定

めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

(ケ) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、村において処置できないときは、諏訪地地域振興局を經由して県へ応援を要請する。

状況によっては、直接隣接市町村、茅野警察署等と連絡して実施する。

(コ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。

(サ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

#### エ 避難時の携帯品

誘導員は、避難立退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### オ 避難時の指導

避難員は、避難立退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全にとどめる等の指導を行う。

#### カ 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

#### キ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、上記のカ同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

### 4 避難所の開設・運営

#### (1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の避難生活を支援するために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や区（自治会等）の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置を講じる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じる。

#### (2) 実施計画

ア 村長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。住民財務班は、避難所の開設が必要と認められるときは、本部長に報告しその命令により開設する。また、必要があると認められるときは「災害時における応急危険度判定に関する協定書」に基づき、避難所の応急危険度判定の実施を一般社団法人長野県建築士会諏訪支部に依頼する。

なお、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。

イ 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難場

所の確保に努める。

ウ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

エ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

オ 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。避難所が不足する場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」「災害時における原村及び原郵便局の協力に関する協定」に基づき、避難所提供等の応援を要請することができる。

カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 区（自治会）等

(エ) ほかの地方公共団体

(オ) ボランティア

キ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ク 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受けとりに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。

ケ 避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

コ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、ダンボールベッド等、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。必要に応じ、指定避難場所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

サ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- ス 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- セ 指定避難所における感染症対策については、避難所運営マニュアル策定指針（令和2年7月改定長野県危機管理部）等を参考に運営を行う。
- ソ 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- タ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
- (イ) 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
- a 介護職員等の派遣
  - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
  - c 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
- (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア・保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (オ) 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (カ) 要配慮者の避難生活が長期に及ぶと予想される場合、村は、原村地域福祉センターを福祉避難所として開設する。必要に応じて、ほかの社会福祉施設の協力を得るものとする。
- チ 指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- ツ 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画を踏まえ適切な対策を行う。
- (ア) 学校が指定避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
- また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
- (イ) 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ村に協力する。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保

護に努める。

- (ウ) 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所となった場合、学校長は、幼児及び生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- テ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討する。
- ト やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ナ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、村に提供する。
- ニ 住民は、避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。
- ヌ 避難所を開設し、住民を収容したときは、直ちに各避難所別に、避難担当職員を派遣駐在させ、収容者の保護、避難所の防疫、避難所の管理にあたる。  
なお、駐在員は次の書類を作成する。
  - (ア) 避難所収容台帳
  - (イ) 避難所物品受払い簿（救助の種目別物資受払い状況）
  - (ウ) 避難所設置及び収容状況
  - (エ) 避難所設置に要した支払い証拠書類及び物品受払い証拠書類の整備
- ネ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- ノ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- ハ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

資料編	・避難施設一覧 (P. 1435)
	・避難所収容台帳 (P. 1493)
	・救助の種目別物資受払状況 (P. 1494)
	・避難所設置及び収容状況 (P. 1495)

## 5 避難後の防災防犯

### (1) 避難時の安全対策

避難後の住宅、事業所の防災防犯を図るため、避難時の安全対策として次に掲げる事項を事前に住民、事業主に周知徹底しておく。

- ア 戸締り、補強及び家財の流失防止を施すこと。
- イ 火気及び危険物（カーバイド、生石灰、ガス等）の始末を完全にすること。
- ウ 事業所にあっては、浸水、その他の被害による油脂流失防止、発火しやすい薬品、劇毒物の流失防止、電気、ガス等保安措置を完全にすること。

(2) 避難後の警備

避難後の警備は事前に協議し、警察官、消防団員等で実施し、避難地域の安全対策を図る。

6 避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 広域避難の対応

(ア) 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(ウ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

イ 広域一時滞在の対応

(ア) 協議

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ 運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機

関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

## 7 住宅の確保

### (1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、県と村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

### (2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、村公有地又は私有地を提供する。

(ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 周辺市町村に災害が発生した場合には、村の利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。

カ 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

## 8 被災者等への的確な情報提供

### (1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

### (2) 実施計画

ア 村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

イ 村自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

ウ 村及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

エ 村及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

オ 村及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

カ 村及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

#### 第4 災害救助法に基づく措置基準

避難所及び応急仮設住宅の設置並びに住宅の応急修理に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 避難施設一覧 (P. 1435) ・ 災害救助法施行細則 (別表第1・第2) (P. 1317)
---

## 第13節 孤立地域対策活動

### 第1 基本方針

- 1 災害時における孤立の内容は、「情報通信の孤立」と、「交通手段の孤立」に大別できる。その特徴は次のとおりである。

項目	特徴
情報通信の孤立	救助機関における事案の認知を疎外して、人命救助活動を不可能にする。
交通手段の孤立	救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

- 2 孤立が予想される地域の災害応急対策は、常に前記1を念頭に置き、次の優先順位をもってあたる。

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域及びその有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

- 1 孤立実態の把握対策

- (1) 基本方針

すべての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

- (2) 実施計画

ア 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

## 2 救助・救出対策

### (1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

### (2) 実施計画

- ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告する。
- イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又はほかの市町村の応援を得て、救出を推進する。

## 3 通信手段の確保

### (1) 現状及び課題

NTT回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

### (2) 実施計画

- ア 職員の派遣、防災無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。
- イ 住民は、使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努める。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

### (1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

<b>資料編 ・ 災害時幹線迂回路 (P.1450)</b>
--------------------------------

### (2) 実施計画

- ア 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。
- イ 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。
- ウ 住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努める。

## 5 道路の応急復旧活動

### (1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

## 第14節 食料品等の調達・供給活動

### 第1 基本方針

食料品等の調達・供給活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者に供給する。

村災害対策本部住民財務班は、被災地の状況をいち早く把握し、各避難所と連携をとり合って活動する。

また、近隣市町村、県等の応援協定、信州諏訪農業協同組合との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 主な活動

- 1 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類等が供給されるまでの間、村や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、信州諏訪農業協同組合との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

ア 村は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、村内又は隣接市町の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない等の場合においては物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

イ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

##### ウ 調達体制

村の備蓄品で不足する場合は、次のとおり村内より調達を図る。

##### (ア) 給食対象者の把握

被災者及び災害応急現地従事者等給食対象者の把握は、保健福祉部福祉班が取りまとめを行い、保健福祉部長へ報告する。

##### (イ) 食料の調達

保健福祉部長は、前記の報告に基づき本部長に報告し、命令により被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料の確保と炊き出しその他必要食品等の調達を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による

救助の時間的余裕がないときは、知事の補助機関として村長が行う。

## 2 食料品等の供給

### (1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給する。

村は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携をとり合って活動する。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

### (2) 実施計画

ア 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず村の備蓄食料の供給を行う。

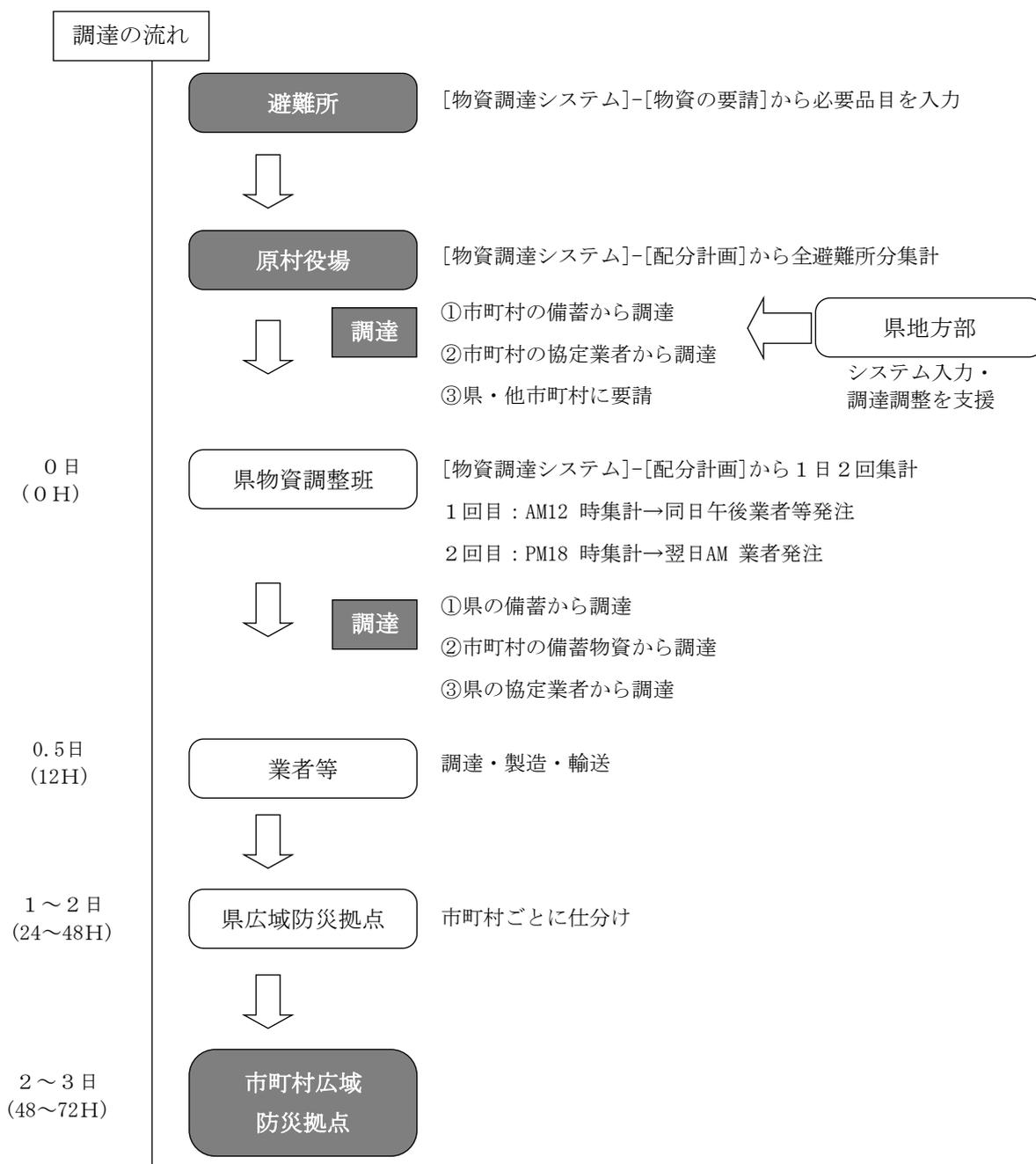
イ 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、村内又は隣接市町の業者から購入して調達する。また、資料編に掲げる信州諏訪農業協同組合との協定により、調達する。これら業者からの調達が間に合わない等の場合においては協定締結市町村又は県（諏訪地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行い、調達した食料を被災者等に対して供給する。

資料編	・長野県市町村災害時相互応援協定（P. 1331） ・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（P. 1357） ・災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書（P. 1413） ・米穀等主食の調達先（P. 1444）
-----	---

### 〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 200g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 300g

〈食料品・生活必需品の県への調達要請フロー〉



ウ 食料の供給活動に際しては、保健福祉部福祉班の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

また、住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

### 3 炊き出しの実施方法

(1) 炊き出しは原則として、指定避難所において行うものとするが、必要に応じ災害現場で行う。

このほか、学校給食施設等へ状況に応じ依頼する。

(2) 炊き出しは、原村社会福祉協議会、日赤奉仕団等の協力を得て実施する。

(3) 配分もれ又は重複支給者がいないようにするため、班等を組織し、各班に責任者を定め人員を掌握する。

(4) 炊き出しに関する事務の責任者は、福祉班長とする。

資料編	・たき出し受給者名簿 (P. 1500)
	・食糧品現品給与簿 (P. 1500)
	・たき出し用物品借用簿 (P. 1501)

## 第4 災害救助法に基づく措置基準

炊き出しその他による食品の給与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編	・災害救助法施行細則（別表第1・第2）(P. 1317)
-----	------------------------------

## 第15節 飲料水の調達・供給活動

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、配水池並びに貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本村での供給のみでは不足する場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」により他市町村の給水応援を要請する。

資料編 ・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 飲料水の調達

##### (1) 基本方針

飲料水については、配水池の貯留水並びに貯水池、プール等にろ水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本村における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

##### (2) 実施計画

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ プール等にろ水器を設置し、飲料水の確保を行う。
- ウ 本村で対応が困難な場合は応援要請を行う。
- エ 住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

##### (1) 基本方針

断水世帯、避難所、医療機関等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

##### (2) 実施計画

- ア 断水地域の把握、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク、パック詰め飲料水等により、1人1日3ℓ以上の飲料水を

供給する。

オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。

カ 被災の状況により、村の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

キ 復旧作業にあたり、指定店等との調整を行う。

ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

資料編 ・ 飲料水の供給簿 (P. 1504)

#### 第4 災害救助法に基づく措置基準

飲料水の供給に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法施行細則（別表第1・第2）(P. 1317)

## 第16節 生活必需品の調達・供給活動

### 第1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には村の備蓄分を供給するが、被災状況等に応じて不足する場合は、県に対し供給の協力を要請する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

### 第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県へ協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

村は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

##### (2) 実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 基本方針

村は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

##### (2) 実施計画

###### ア 物資の購入及び配分計画の樹立

(ア) 村の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、総務部は、保健福祉部からの調達依頼に基づき、速やかに村内又は近隣市町村の業者から購入する。この場合なるべく同一規格、同一価格のものを一括購入するよう努める。

(イ) (ア)によっても不足する場合には、信州諏訪農業協同組合と締結する「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」により調達する。これら業者からの調達が間に合わない等の場合においては協定締結市町村又は県（諏訪地域振興局長）に対して生活必需品の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

<p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)</li><li>・災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (P. 1357)</li><li>・原村災害応急資材等備蓄状況 (P. 1441)</li><li>・生活必需品等販売店一覧 (P. 1444)</li><li>・燃料販売店一覧 (P. 1444)</li></ul>
--

(ウ) 保健福祉部長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算

交付を受け、又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

イ 物資の調達

保健福祉部は、生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画を立てておく。

ウ 救助物資の集積場所

救助物資の集積場所は、原則として次のとおりとするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

施設名	所在地
原村社会体育館	原村12087
原村中央高原室内ゲートボール場	原村17217—1729

エ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

(ア) 物資の給与又は貸与の支給責任者は、保健福祉部長とする。

(イ) 支給責任者は、消防団、日赤奉仕団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

資料編 ・ 物資購入（配分）計画表（P.1501）  
 ・ 物資給与及び受領簿（P.1502）  
 ・ 救助用物資受領（引継）書（P.1503）

#### 第4 災害救助法に基づく措置基準

被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法施行細則（別表第1・第2）（P.1317）

## 第17節 保健衛生・感染症予防活動

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。  
また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講じる。  
さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ県の協力を要請するとともに、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講じる。

##### (2) 実施計画

- ア 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。
- イ 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- ウ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。
- オ 住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

資料編 ・ 保健衛生用資材調達先一覧 (P. 1445)

#### 2 感染症予防対策

##### (1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機械の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための

組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

## (2) 実施計画

ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。

イ 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。

ウ 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動を開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

エ 感染症の発生を未然に防止するため、諏訪保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、村保有分で不足する分については、村内取扱業者からの調達のほか、協定締結市町村、県等から入手に努める。

カ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、総務課と保健福祉課が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係課において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。

キ 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、諏訪保健福祉事務所を經由して県へ報告する。

ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、諏訪保健福祉事務所を經由して県に提出する。

ケ 災害感染症予防対策活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、諏訪保健福祉事務所を經由して県に提出する。

コ 住民は、村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自

治組織を編成して、感染症予防に努める。

- |     |                                   |
|-----|-----------------------------------|
| 資料編 | ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書 (P. 1325) |
|     | ・ 長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)       |
|     | ・ 防疫活動状況報告 (P. 1506)              |

## 第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法病医理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、諏訪郡医師会、諏訪郡歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

- (1) 遺体の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、茅野警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等をあらかじめ把握する。避難場所との兼ね合い、また、建物の崩壊等による使用不可能な場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

#### 2 基本計画

- (1) 遺体の捜索を県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- (2) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所についてはあらかじめ選定しておく。また、収容に必要な機材を確保する。
- (3) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (4) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (5) 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の措置について協議する。
- (6) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続をとる。
- (7) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき県等に要請する。

#### 3 実施計画

##### (1) 行方不明者及び遺体の捜索

災害対策本部長は、行方不明者が発生したときは消防本部及び消防団に対して捜索を要請又は指示命令する。

ア 消防本部及び消防団の各長の指示により警察と協力し行方不明者の捜索にあたる。

イ 災害対策本部は、行方不明者の把握を速やかに行う。

(2) 遺体の搜索班の編成

村職員、原消防署、茅野警察署、消防団並びに地域住民により搜索に必要な搜索班を編成し、本部長の指示により遺体の搜索に従事する。

(3) 遺体の収容処理

ア 遺体の収容処理は、村職員、原消防署、茅野警察署、消防団が協力して収容処理班を編成し、遺体の収容にあたる。

イ 発見遺体その他の事故遺体は、本部長が開設した遺体収容所へ収容する。

ウ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

エ 身元不明者については、ウの調査表を作成するほか、衣類などの一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

(4) 埋・火葬

遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは、村が実施する。

身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続を完了した行方不明者の遺体は、資料編に掲載の火葬場に依頼し火葬を行う。死者が多数のため一時的に火葬処理が困難な時は、協定締結市町村又は県に火葬場の広域手配を要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

資料編	・長野県市町村災害時相互応援協定 (P. 1331)
	・埋・火葬所一覧 (P. 1447)
	・遺体搜索状況記録簿 (P. 1498)
	・遺体処理台帳 (P. 1499)
	・埋葬台帳 (P. 1499)

#### 第4 災害救助法に基づく措置基準

遺体の搜索、処理、埋葬に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編	・災害救助法施行細則（別表第1・第2）(P. 1317)
-----	------------------------------

## 第19節 廃棄物の処理活動

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行ううえで重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援を要請して処理を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿の処理対策

##### (1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

##### (2) 基本計画

ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。

イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

ウ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

エ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置場を設け、住民へ周知する。仮置場は設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

カ 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。

キ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

ク 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに諏訪地域振興局へ報告する。

ケ 住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等村が指定した方法を遵守し、集積場所の衛生確保に協力する。

##### (3) 実施計画

#### ア ごみの収集処理方法

##### (ア) 収集運搬

被災地におけるごみの排出量が村の指定する収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、他の業者に依頼し、トラック等の車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施する。

特に水害時には浸水及び道路上に出された廃棄物等により通常の収集、運搬ルート of 確保が困難になるとともに、一時期に多量の廃棄物が発生することから収集運搬車両の不足が考えられる。また、洪水ハザードマップ等を参考として、道路状況を把握したうえで適切な収集方法を検討し、広報活動により分別の徹底を図ることが重要である。

収集、運搬に係る留意事項、基本的な考え方は以下のとおりである。

- a 水害廃棄物の特徴として汚水に浸かっていることから衛生的な処理が必要となるため、環境保全、分別、危険物対策に留意して運搬する。
- b 大量発生する水害廃棄物を処理するためには、一時的な廃棄物の仮置場が必要となる場合があり、収集運搬ルートを検討する際には、処理施設と併せて検討する。
- c 広域処理を想定した搬出先へのルートも事前に確定しておく。
- d 家具や水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する可能性がある。

また、積込み、積下ろしには重機が必要となる場合があり、収集運搬車両もパッカー車より平積みダンプ等を使用する機会が多くなるものと考えられる。そのため、これら機材については関係団体等との支援協定により確保を図る。

- e 運搬車両を緊急車両として位置付けるとともに、事前に警察署、消防署等とも協議を行い、円滑な運行を確保する体制をつくる。
- f 廃棄物が道路上に排出あるいは放置されている場合があることから、道路上の廃棄物を優先的に除去する。

(イ) 処理、処分

- a 水分の多い難燃性、不燃性のごみは埋立場に運搬し、埋立処分する。
- b 可燃性の大型ごみは、焼却（破砕を含む。）と埋立により処理する。
- c 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、選定し確保した処理場において焼却又は処分する。

資料編 ・ 清掃業者一覧 (P. 1447)

イ し尿の収集処理方法

(ア) 収集運搬

- a 災害の状況に応じ、村の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理する。
- b 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町村長を通じ業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬する。

(イ) 処理

被災地から収集したし尿は、南諏衛生施設組合のし尿処理施設で処理する。

し尿収集について留意する事項は以下に示すとおりである。

- a 非被災地域に関しては収集を一時的に保留し、被災地域や避難場所等から優先的に収集を行う。
- b 収集量に対する処理能力が及ばないときは、応急的な措置として、便槽容量の2～3割程度のくみ取り量に制限して、各戸でトイレの使用を可能とする。
- c し尿の収集、処理が安定するまでの間、浄化槽の清掃は一時中止する。

- d 仮設トイレの設置等による収集業務の増大については、必要に応じて周辺市町村へ支援要請を行う。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### (1) 基本方針

- ア 発生した廃棄物の処理は、諏訪南行政事務組合及び南諏衛生施設組合の処理施設で処理を行う。

災害時には処理量が平常時の何倍にも増加するものと考えられ、し尿処理必要量が南諏衛生施設組合し尿処理施設の処理能力を超える場合やし尿処理施設の破損等で処理が行えない場合は、周辺市町村との広域的な処理体制を確保するとともに、県と協議し諏訪湖流域下水道下水処理場での処理などの検討を行う。

- イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

### (2) 実施計画

廃棄物処理施設について被害を受け処理機能が麻痺した場合、早急に、機能の原状回復を図る。

さらに、被害が甚大な場合は、復旧に長時間要するものと想定され、この間における住民の生活系廃棄物も相当量排出されるため、広域的な支援体制を図る。

- ア あらかじめ被災時における廃棄物の収集、運搬、処分及び二次公害防止体制等の計画を立てる。

- イ 被災地域の災害廃棄物（災害により排出された廃棄物）及び廃棄物処理施設の被害状況を把握し、早急に応急措置をとる。

- ウ 被災規模が甚大であり、自ら処理することが不可能な場合は、県（地域振興局環境課）を通じ、他市町村の応援を求めて実施する。

## 第20節 物価安定等に関する活動

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想されるため、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 主な活動

災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

#### 2 実施計画

- (1) 買占め、売り借しめ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- (5) 村内及び諏訪地域内の流通業者との連携を図る。
- (6) 市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。
- (7) 住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第21節 危険物施設等応急活動

### 第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 危険物施設応急対策

##### (1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (2) 実施計画

###### ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村及び諏訪広域消防本部は危険物施設の管理者等に対し、施設等の使用の一時停止等を命ずる。

###### イ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

###### ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

村及び原消防署は危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

###### (ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

###### (イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

###### (ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に

備えた措置もあわせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 応急対策にかかる計画の作成等

危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

d 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

e 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

資料編 ・ 危険物貯蔵施設一覧 (P. 1458)
---------------------------

## 第2節 上水道施設応急活動

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講じる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への委託により行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

#### 2 実施計画

- (1) 被害状況の把握と復旧計画の作成を行う。
- (2) 復旧体制の確立を行う。
- (3) 被災の状況により支援要請を行う。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- (5) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

資料編 ・ 指定給水装置・排水設備工事事業者一覧 (P. 1307)
------------------------------------

## 第23節 下水道施設応急活動

### 第1 基本方針

下水道施設は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

災害による被害が発生した場合、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

##### (1) 基本方針

下水道施設の被害状況を早期に、しかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

##### (2) 実施計画

下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

災害発生後速やかに、建設水道部上下水道班により、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講じる。

##### (2) 実施計画

ア 災害発生後速やかに、建設水道部上下水道班を招集し、情報収集連絡体制の確立及び被害の状況を把握するとともに、必要な体制を整える。

イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講じる。

#### 3 応急対策の実施

##### (1) 基本方針

下水道施設等は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインのひとつであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて原村建設協会等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

##### (2) 実施計画

ア 建設水道部上下水道班は、下水道排水設備工事指定工事店の協力を得て、次の対策を実施する。

種別	実施事項
管 渠	(ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。 (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

イ 住民は、下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

資料編 ・ 指定給水装置・排水設備工事事業者一覧 (P. 1307)

## 第24節 通信・放送施設応急活動

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。

これらの機材・施設が適正に稼働するよう、必要な整備計画を定める。

### 第2 主な取組み

村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。また、エルシーブイ株式会社と連携し、有線放送の復旧活動、疎通維持を行う。

### 第3 計画の内容

[村が実施する応急活動]

#### (1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

#### (2) 基本計画

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により、通信の確保を図る。
- オ 災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

#### (3) 実施計画

ア 村内の通信は次の手段による。

(ア) 村防災行政無線（移動系）

(イ) N T T電話

(ウ) 有線放送

(エ) 緊急メール

(オ) 簡易無線

イ 非常被害時における通信の確保

(ア) 情報の優先順位

災害が生じた場合、総務班は、関係機関と緊密な連絡をとり、防災活動に必要なあらゆる情報を収集、伝達することになるが、その場合人命に係わる情報（地震情報や災害の発生拡大状況等）を優先して収集、伝達する。

(イ) 通信手段の活用

非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の緊急を要する通信は、次に掲げる

公衆通信設備を優先的に使用する。

また、村内における災害情報の収集は、各地区に派遣する職員に携帯型無線を携帯させ、又は消防団の車両の無線設備を利用して災害対策本部と各地区との通信手段を確保する。

a 災害時優先電話

災害時優先電話とは、電話回線が輻輳した場合においてもN T Tが行う発信規制の対象とされない加入電話である。

b 非常通話

非常通話とは、地震、集中豪雨、台風などにより非常事態が発生した場合、(又は発生のおそれがある場合) 救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のために必要な事項を内容とする通話のことである。非常通話の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずる。

- (a) 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項
- (b) 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項
- (c) 災害の予防又は救護のため緊急を要する事項
- (d) 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む。)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
- (e) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
- (f) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
- (g) 秩序の確保のため緊急を要する事項
- (h) 災害の予防又は救援のため必要な事項

c 緊急通話

緊急通話とは、bに挙げた非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのために必要な事項を内容とする通話である。いずれの場合も他の交換手扱い通話に優先してつなぎ、優先順位としては非常通話、緊急通話の順となる。緊急通話の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずる。

- (a) 火災、集団疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に監視、緊急を要する事項
- (b) 治安の維持のため緊急を要する事項
- (c) 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に監視、緊急を要する事項
- (d) 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの
- (e) 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

d 非常通信

非常災害等により、有線通信系が被害を受け不通となった場合、又はこれを利用す

ることが著しく困難な場合は電波法（昭和25年法律第131号）等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。非常通信における通報の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずる。

- (a) 人命の救助に関するもの
- (b) 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- (c) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (d) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (e) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (f) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- (g) 非常災害時における緊急措置に関するもの
- (h) 遭難者救護に関するもの
- (i) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (j) 鉄道道路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (k) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救護その他緊急措置に関する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (l) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

[電気通信施設が実施する応急活動]（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

(1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

(2) 実施計画

ア 重要通信の疎通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努めるものとする。
- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う対策を講じるものとする。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努めるものとする。

ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

エ 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、村に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供するものとする。

カ 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

[放送施設が実施する応急活動]

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 日本放送協会

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置をとるものとする。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行うものとする。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出及び保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む。）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用し、又は併用するものとする。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) 非常通信協議会加盟通信網
- (f) 長野県防災行政無線電話通信網
- (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
- (h) 放送電波
- (i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置をとるものとする。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供

- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
  - c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設
- イ 信越放送株式会社
- (ア) 復旧の優先順位
    - a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
    - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
    - c サテライト局の復旧
    - d 連絡通信網の確保
  - (イ) ラジオ対策
    - a ラジオマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオ又は中継用設備を使用して送出するものとする。
    - b 送信所が完全マヒの場合(回復不可能)
      - (a) 応急代替設備をセットして放送を行うものとする。
      - (b) 伊那ラジオ又は佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設するものとする。
    - c 放送中継網の確保  
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応するものとする。
  - (ウ) テレビ対策
    - a 親局(美ヶ原送信所)対策  
11CH確保を前提に応急対策を講ずるものとする。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
    - b 本社(中継車を含む。)が全滅の場合  
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応するものとする。
    - c テレビマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオ又は中継車を使用して送出するものとする。
    - d 放送中継網の確保
      - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
        - ・キー局の放送波受信により対応するものとする。
        - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。
        - ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応するものとする。
      - (b) STL回線障害の対策
        - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。
- ウ 株式会社長野放送
- (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
    - a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図るものとする。非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給するものとする。
    - b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用するも

のとする。

- c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保するものとする。
- d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保するものとする。

(イ) 送信所が被災した場合

- a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA現用予備2台)で電力供給を図るものとする。
- b 現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保するものとする。
- c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保するものとする。

エ 株式会社テレビ信州

(ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図るものとする。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNG又はFPUで結び放送を確保するものとする。

(イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討するものとする。また、演奏所と善光寺平サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保するものとする（他の地域の放送は不可能）。

(ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先するものとする。

オ 長野朝日放送株式会社

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続及び行政当局より要請による広報活動に協力するものとする。

(ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施するものとする。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努めるものとする。

(イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努めるものとする。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保するものとする。

(ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行うものとする。

(エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社及び送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保するものとする。

(オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領によるものとする。

カ 長野エフエム放送株式会社

放送施設が被災したときは、要員の確保及び放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図るものとする。

(ア) 演奏所設備の被災、及びSTL設備が被災し放送不能の場合

美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備及び仮設S T Lにより復旧するものとする。また、被災の状況によっては送信所において、J F N加盟社のFM電波を受信し直接中継するものとする。

(イ) 送信所設備が被災の場合

放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図るものとする。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行うものとする。

(ウ) FM中継局が被災した場合

可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧するものとする。

(エ) 災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討するものとする。

キ エルシーブイ株式会社

放送施設が被災した場合は、状況を把握し放送継続のための対応を含めた放送体制を確保し、早急な復旧を図る。

(ア) コミュニティFM対策

a 演奏所が被災した場合

予備機器等を使用し、放送の復旧を図る。完全に機能を失った場合は、使用可能な機器により、親局から直接放送を行う。

b 親局、中継局ともに被災した場合

状況を確認し、親局の復旧を優先し対応する。

c 中継回線が被災した場合

本社と親局間については、無線による伝送を行い、放送を確保する。

(イ) ケーブルテレビ対策

a 演奏所が被災した場合

中継車とヘッドエンドを直接結び、送出する。

b ヘッドエンドが被災した場合

予備機器等を使用し、放送の確保に努める。

c 伝送路が被災した場合

状況を確認し、復旧作業を行う。

[警察通信施設が実施する応急活動]

(1) 基本方針

損傷した通信施設及び利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

ア 災害警備本部の開設

イ 臨時中継所の開設

ウ 臨時基地局の開設

- エ 衛星通信回線の開設
- オ 衛星通信車及び応急用通信機器の支援要請
- カ 有線応急架設による応急回線の開設

資料編 ・長野県防災行政無線設備の管理運営に関する協定書 (P. 1373)

## 第25節 災害広報活動

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民、滞在者の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、村長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

- 1 住民等への的確な情報の伝達

#### (1) 基本方針

県、放送事業者及び関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等被災者が必要とする正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し住民等に適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

#### (2) 実施計画

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、有線放送をはじめ、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、ホームページ、掲示板、緊急メール、広報紙等を通じて住民に対して迅速に情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の防止に関する情報
- ウ 避難場所、経路、避難方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等に関する復旧情報
- カ 交通規制等に関する情報
- キ 関係機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要と認められる情報

#### (3) その他機関が実施する計画

ア 放送事業者（NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野・LCV-FM）

（ア）法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部

（イ）臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

イ 報道機関

報道機関は災害報道にあたっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍県民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

ウ 関係機関

県、関係市町村と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

村は、県、関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行ううえでも重要である。

(2) 実施計画

必要に応じ、電話・FAX・相談職員等を配置し、総務部総務班に相談窓口を設置する。

3 要配慮者への広報活動

高齢者、障がい者への情報の提供は、FAX、有線放送、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講じる。

また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの活用等、外国語による広報活動にも努める。

## 第26節 土砂災害等応急活動

### 第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

##### (2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

ウ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 3 土石流対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等を行うとともに、応急工事を行う。

イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

ウ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要

があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

エ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 4 かけ崩れ応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。

イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求める。

オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

資料編 ・ 土石流危険渓流 (P.1454)

## 第27節 建築物災害応急活動

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落物等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

##### (1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

##### (2) 実施計画

ア 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

イ 住宅や宅地が被災した場合、二次被害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

エ 建築物の所有者は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

#### 2 文化財

##### (1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

##### (2) 実施計画

ア 村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急

措置をとる。

文化財所有者は、災害発生時、次の対策を講じる。

(ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。

(イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。

(ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施する。

(エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

資料編 ・ 指定文化財一覧 (P. 1461)

## 第28節 道路及び橋梁応急活動

### 第1 基本方針

災害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路情報を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁応急対策

##### (1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設事業協同組合と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

資料編 ・ 災害時幹線迂回路 (P. 1450)
--------------------------

##### (2) 実施計画

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

#### 2 関係団体との協力

##### (1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被災が激甚な場合、村は、相互応援協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

##### (2) 実施計画

村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、村は、相互応援協定に基づき各関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第29節 河川施設応急活動

### 第1 基本方針

災害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう努めるとともに、次の活動を確保し、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門等の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の作成
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

### 第3 計画の内容

#### 1 基本方針

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

#### 2 実施計画

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 風水害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
- (4) 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 第30節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

イ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

#### 2 危険物施設に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

##### (2) 実施計画

[危険物関係]

##### ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、施設等の一時停止等を命じる。

##### イ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

##### ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対

して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

[毒物劇物関係]

- ア 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

(2) 実施計画

- ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。
- エ 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

資料編 ・ 重要水防箇所一覧 (P. 1455)

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる。

(2) 実施計画

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講じる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

- ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

資料編 ・ 土石流危険溪流 (P. 1454)

## 第31節 ため池災害応急活動

### 第1 基本方針

本村には9箇所のため池がある。これらのため池が洪水により決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施する。

### 第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ県等関係機関へ協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ県等関係機関へ協力を要請する。

#### (2) 実施計画

ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ 被害を拡大させないよう、早期に応急工事を実施する。

エ 管理団体においては、豪雨時等において巡視を行い、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう、速やかに村へ通報する。

資料編 ・ ため池一覧 (P. 1456)
-----------------------

## 第3.2節 農林産物災害応急活動

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 農産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、諏訪農業農村支援センター及び信州諏訪農業協同組合等農業団体の協力を得て行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した農業施設等の速やかな復旧を進める。

##### (2) 実施計画

ア 諏訪農業農村支援センター及び信州諏訪農業協同組合等農業団体と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を諏訪農業農村支援センターに報告する。

イ 信州諏訪農業協同組合等関係機関と連携をとり、農産物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

ウ 住民は、村が行う被害状況調査や復旧対策に協力する。また、信州諏訪農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するとともに、被災した生産施設等の速やかな復旧を進める。

作物別の主な応急対策は、次のとおりである。

##### (ア) 水稻

a 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

b 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取除く。

c 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

##### (イ) 野菜及び花き

a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。

b 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

d 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(ウ) 畜産

- a 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- b 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

(2) 実施計画

- ア 被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。
- イ 住民は、村が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

## 第33節 文教活動

### 第1 基本方針

小学校、中学校、保育所は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、保育料等減免、就学援助

### 第3 活動の内容

- 1 児童生徒等に対する避難誘導

#### (1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

#### (2) 実施計画

学校長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

#### ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、電話連絡、有線放送、緊急メール等により、児童生徒等に周知するとともに、村教育委員会にその旨を連絡する。

また、学校施設が避難所として使用される場合は、保護者に周知する。

#### イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

(イ) 村長等から避難指示があった場合又は学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

#### ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握したうえで、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向又は同一地区ごとに集団行動をとらせる。

(イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、緊急メール等による連絡のうえで保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

(ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

## 2 応急教育計画

### (1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 村教育委員会の措置

村教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

#### (ア) 学校施設・設備の確保

##### a 校舎の一部が利用できない場合

学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、圧縮学級の編成などをして、できる限り休校を避ける。

##### b 校舎の全部又は大部分が使用できない場合

(a) 早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。

(b) 公民館等公共施設等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

#### (イ) 教職員の確保

補充を要する教職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は臨時的任用により補充し、これが困難な場合は、県教育委員会を通じて隣接学校からの協力を求める。以上の方法によってもなお不足するときは二部授業を行う。

#### (ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教育委員会を通じて公益財団法人長野県学校給食会等との連絡並びに、必要な措置の実施を要請する。

#### イ 学校長の措置

学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

#### (ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

#### (イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、村教育委員会へ連絡のうえ、臨時休業等適切な措置を講じる。  
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、村と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講じる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

(カ) 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講じる。

資料編 ・ 被害児童・生徒名簿 (P. 1509)
---------------------------

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等を行う。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は教育事務所を經由して県教育委員会にあつせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

資料編 ・ 学用品調達先一覧 (P. 1445) ・ 学用品の給与状況 (P. 1509)
--

#### 4 応急保育対策

##### (1) 休所措置

###### ア 保育開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、保育所長は、必要に応じ休所の措置をとるとともに保護者に連絡し引渡す。

###### イ 登所前の措置

登所前に休所の措置をした場合は、電話連絡、有線放送、広報車等により保護者に連絡する。

##### (2) 保育施設の確保

###### ア 保育所の一部が利用できない場合

保育所運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど保育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ圧縮保育などをして、できる限り休園を避ける。

###### イ 保育所の全部又は大部分が使用できない場合

(ア) 早急に施設の再建、仮施設建設計画を立て、その具体化を図る。

(イ) 公民館等公共施設等の建物に応急収容し、分散保育を実施する。

###### ウ 保育士等の確保

補充を要する職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は、臨時的任用により補充する。

#### 第4 災害救助法に基づく措置基準

学用品の給与に係る費用限度額、期間等については、災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

資料編 ・ 災害救助法施行細則（別表第1・第2）(P.1317)
----------------------------------

## 第34節 飼養動物の保護対策

### 第1 基本方針

災害時には、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

#### 2 実施計画

- (1) 村は、関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講じる。
- (2) 村は、特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。
- (3) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
- (4) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。
- (5) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適切な飼育を行う。

## 第35節 ボランティアの受入れ体制

### 第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア団体と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

### 第3 活動の内容

- 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

#### (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知を行うなど、ボランティアの安全が確保されるよう防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努める。

#### (2) 実施計画

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。

ウ 村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

オ 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地

方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

カ 村社会福祉協議会等は、村及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

キ 広域的災害ボランティア支援団体のネットワーク（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JV0AD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）など）は、必要に応じて村や県等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

## 2 ボランティア活動拠点の提供支援

### (1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

### (2) 実施計画

ア 災害対策本部にボランティア窓口及びボランティア担当班を設置するとともに、村社会福祉協議会との協議により災害ボランティアセンターの設置を迅速に行い、災害ボランティアセンター等の運営に必要なスペース等を確保するなど災害ボランティアセンターが確実に機能するために必要な措置を講じる。また、必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに村社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

イ 村社会福祉協議会は、市町村と協議の上、災害ボランティアセンター等を設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資資機材の調達等を行う。

資料編 ・ 臨時雇用人夫勤務状況表 (P. 1508)
-----------------------------

## 第36節 義援物資・義援金の受入れ体制

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」リスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資は、仕分け作業等の負担になることから、「個人からの義援物資は受入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

- 2 大規模な災害が発生した場合、義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援物資は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

### 第3 活動の内容

- 1 義援物資及び義援金の募集等

#### (1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集にあたり、特に義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資の種類、送り先、募集期間等の周知を図る。

#### (2) 実施計画

- ア 関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- イ 住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど、配慮した方法について周知する。
- ウ 住民、企業等が義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資にするよう配慮する。
- エ 関係機関、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

- 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

#### (1) 基本方針

寄託された義援金は、配分委員会に確実に引き継ぐとともに、配分委員会において十分協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。また、義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ公正に配分する。

#### (2) 実施計画

寄託された義援金は配分委員会が、義援物資は村が引継ぎを受ける。配分委員会は、被災状況を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

村は、ボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

### 3 義援物資及び義援金の管理

#### (1) 基本方針

寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

#### (2) 実施計画

寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

## 第37節 災害救助法の適用

### 第1 基本方針

被災が一定の基準以上、かつ、応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法の適用を受け、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

### 第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法の適用申請を行う。
- 2 村及び県は、それぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被害状況の把握

##### (1) 基本方針

災害救助法の適用基準に該当するか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

##### (2) 実施計画

ア 災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに諏訪地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

イ 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 2 災害救助法適用の判定

##### (1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

##### (2) 実施計画

県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い該当するか、又は該当すると思われる場合は、次項3の手続を行う。

ア 本村における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）が40世帯に達したとき。

イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本村の滅失世帯数が、20世帯に達したとき。

ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。

エ 本村における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

- (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- (ウ) 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯がアに規定する滅失世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。
- (エ) 当該災害前に、(ア)～(ウ)までに該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
- (オ) その被害状況がア及びイに準ずる場合で救助の必要があるとき。

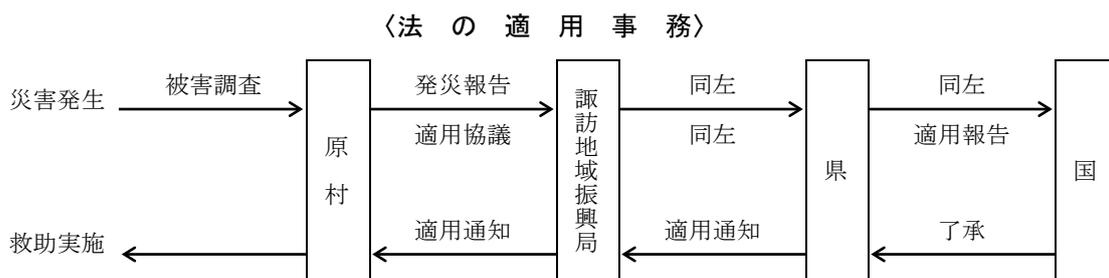
### 3 適用の手続

#### (1) 基本方針

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要の手続を行う。

#### (2) 実施計画

災害に際し、資料編に掲げる被害認定基準のいずれかに該当し、又は該当すると思われるときは、直ちにその旨を知事に報告する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。



### 4 救助の実施

#### (1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

#### (2) 実施計画

##### ア 救助の役割分担

県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

##### イ 救助の実施基準

救助の実施は、資料編に掲げる「災害救助法施行細則」により行う。

資料編 ・災害救助法施行細則（別表第1・第2）(P. 1317)  
・被害認定基準 (P. 1463)

## 第38節 観光地の災害応急対策

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、県、関係機関が連携し、対応していく。

### 第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には、村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

### 第3 活動の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
  - (1) 観光地での災害時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
  - (2) 観光地での災害時には、村消防計画における救助・救急計画に基づき、関係機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
  - (3) 住民や自主防災組織及び観光事業者は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助のうえからも重要となるので、積極的に行う。
- 2 外国人旅行者の安全確保
  - (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
  - (2) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行う。
  - (3) 関係機関は、多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

#### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の市町村等の支援を要請する。

#### 第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり必要に応じ他の市町村等への支援を求める。

#### 第3 活動の内容

##### 1 復旧・復興の基本方針の決定

###### (1) 基本方針

迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

###### (2) 実施計画

ア 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

ウ 住民は、村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

##### 2 支援体制

###### (1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の市町村等の支援を求め、円滑な実施を図る。

###### (2) 実施計画

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

村は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

### 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 人員の確保が困難な場合は、他市町村や県に職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災施設の復旧等

##### (1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

##### (2) 実施計画

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制を強化する。

イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。

ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講

じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

コ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 2 災害廃棄物処理

### (1) 基本方針

災害から速やかに復旧して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

### (2) 実施計画

ア 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

(ア) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(イ) 復旧・復興計画を考慮にいれ計画的に行うよう努める。

(ウ) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

## 3 職員の派遣

### (1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、村は他市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

### (2) 実施計画

ア 村は、人員の確保が困難となる場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入れ体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 村は、被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

### 第1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強い村づくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりを実施する。

### 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災村づくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

### 第3 計画の内容

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、さらに災害に強い村づくりを目指し、地域の構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能な村づくりの視点から、生活・自然環境・医療福祉・教育・地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画作成に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど再構築に充分配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

なお、当該計画の迅速・適切な作成と遂行のため、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

##### (2) 実施計画

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

#### 2 防災村づくり

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な環境を目指し、「村づくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮し

た防災村づくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

## (2) 実施計画

ア 復興のため整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災村づくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

イ 防災村づくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标としさらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

- (ア) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川等の基盤整備
- (イ) ライフラインの耐震化
- (ウ) 建物及び公共施設の耐震化、不燃化
- (エ) 耐震性貯水槽の設置等

ウ 前記目標事項の整備にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。
- (イ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつその解消に努める。
- (ウ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- (エ) 住民に対し、新たな村づくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となる村づくりを行う。
- (オ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

エ 住民は、再度の災害を防止するための、より安全で快適な村づくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のための村づくりでもあることを認識し、防災村づくりへの理解に努める。

## 3 特定大規模災害からの復興

### (1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

## 第4節 資金計画

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 村の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

##### (1) 地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

##### (2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

##### (3) 一時借入金

災害応急融資

#### 2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

村は、関東財務局長野財務事務所と緊密に連絡を図り、応急資金の貸付を受ける。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講じることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付け等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策

##### (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置を講じる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

##### (2) 実施計画

##### ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

村の区域内において200戸以上若しくは1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 村営住宅等への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅等への優先入居の措置を講じる。

オ 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、村と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地域振興局長へ報告する。

ウ 被災者に対し、罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。

オ 被害の状況が信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに県と適用手続について協議する。

カ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県に提出する。

キ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

【被災者生活再建支援法制度の対象となる自然災害】

10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等

【被災者生活再建支援法制度の対象となる被災世帯】

上記の自然災害により、次のいずれかに該当する世帯とする。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

【被災者生活再建支援法制度の支給金の支給額】

支援金の支給額は以下の2つの支援額の合計からなる。

風水害対策編 第4章第5節  
被災者等の生活再建等の支援

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

被害区分	基礎支援金①	加算支援金②		計 (①+②)
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊（損害割合50%以上） 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊（損害割合40%台）	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊（損害割合30%台）	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

【信州被災者生活再建支援制度の適用要件】

住家半壊1世帯以上の被害が生じた場合

【信州被災者生活再建支援制度の対象となる被災世帯】

自然災害により、半壊以上の被害を受けた世帯。

ただし、被災者生活再建支援法に基づく支援を受ける世帯を除く。

【信州被災者生活再建支援制度の支給金の支給額】

住宅の被害程度、再建方法等に応じて、被災者に支援金を支給する。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

被害区分	基礎支援金①	加算支援金②		計 (①+②)
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法等)		
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
半壊世帯	50万円	—	—	50万円

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

(2) 実施計画

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

必要により窓口を設置し、長野労働局、ハローワーク等への紹介を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

諏訪保健福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けたものに災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付けるとともに、災害見舞金を支給する。

(2) 実施計画

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年原村条例第29号）に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行う。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

#### 8 租税の徴収猶予及び減免

##### (1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

##### (2) 実施計画

地方税法、原村税条例（昭和36年原村条例第12号）等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

#### 9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

##### (1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

##### (2) 実施計画

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講じるとともに、関係団体への協力要請を行う。

#### 10 罹災証明書の交付

##### (1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明書の交付を行う。

##### (2) 実施計画

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

#### 11 被災者台帳の作成

##### (1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

##### (2) 実施計画

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### 12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

ウ それぞれの業務について、住民に対し、掲示板、有線放送、広報紙等を活用し広報を行う。

エ 報道機関に発表を行う。

資料編 ・ 罹災証明書 (P.1497)
----------------------

## 第6節 被災中小企業等の復興

### 第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置、事業再開に対する相談体制の整備等、次のような総合的な支援が県により行われるので、村は、必要により窓口等を設置し、被災中小企業者等に周知する。

### 第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

### 第3 活動の内容

- 1 被災農林業者に対する支援

#### (1) 基本方針

被災農林業者等の経営安定又は早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

#### (2) 実施計画

##### ア 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、暴風雨、豪雨、地震、降雪、降霜、低温又は降ひょう等の天災によって損失を受け、法適用の指定を受けた場合、被害農林業者等に対して次の資金を融資する。

- a 被害農林業者の経営安定に必要な資金
- b 被害農林業者組合の事業運営資金

##### イ 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被災農林業者及びその組織する団体に対し、次の農林業資金の融資をする。

- (ア) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- (イ) 被害農林業者の経営再建等に必要な資金
- (ウ) 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- (エ) 被害農林業者の農林業施設復旧に必要な資金
- (オ) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

##### ウ 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金を融資する。

##### エ 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。

被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定化を図る。

## 2 被災中小企業者に対する支援

### (1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

また、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

### (2) 実施計画

ア 中小企業融資制度資金（融資）の効果的な運用を図る。

イ 村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

ウ 村を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

エ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

オ 商工関係機関と村が連携し、被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。